

会報

第 107 号

国立大学協会

昭和 60 年 2 月

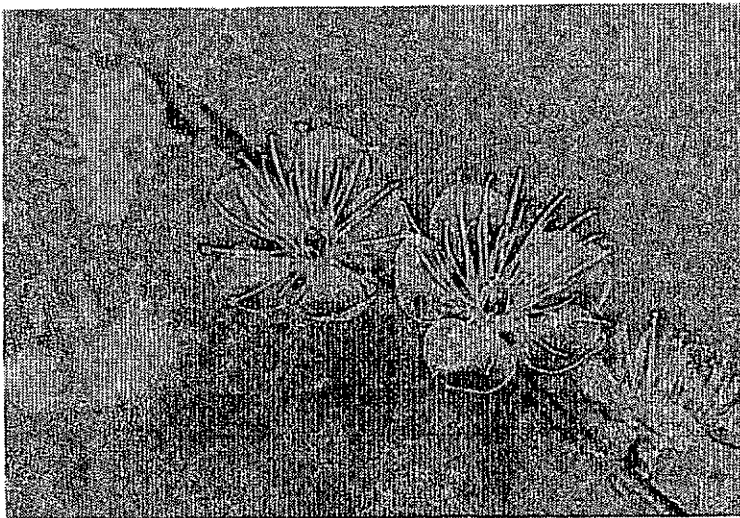
(第35卷第1号 通卷第107号)

会 報

第107号

2
月
号

国立大学協会事務局



(紅 梅)

目 次

●エッセー

教育、啓育そして創造の世界へ

金沢大学長 金子 曾政 5

事業報告

●諸会議議事要録（昭和59年10月～12月）

理 事 会（10.18） 11

会務報告

（要望書の提出について／イギリス国大学学長の招待について／特別会計制度協議会について／日教組との会見について／国大協宛要望書について）

協 議

第75回総会の日程について

学長懇談会の運営について

第76回総会の日時・場所等について

当面の諸問題について（定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措置の問題および人事院勧告の完全実施の問題について／臨時教育審議会の状況について）

各委員会委員長報告と協議

第75回総会〔第1日目〕（11.15） 17

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議

各地区学長会議における討議事項の報告

臨時教育審議会の審議経過について

第76回総会の日時・場所について

第75回総会〔第2日目〕（11.16） 28

各委員会委員長報告と協議（第2常置委員会，入試改善特別委員会）

第42回事務連絡会議（11.16） 33

総会状況報告

大学入試センター連絡事項

文部省連絡事項

第1常置委員会（11.1） 37

小委員会報告と協議（大学評価の問題について／教養教育の問題について）

第1常置委員会（12.10） 42

小委員会報告と協議（大学評価の問題について／教養教育の問題について）

大学のあり方の検討小委員会（10.25） 47

大学評価の問題について

教養教育の問題について

大学のあり方の検討小委員会 (11.28)	51
大学評価の問題について	
大学のあり方の検討小委員会 (12.10)	54
大学評価の問題について	
教養教育の問題について	
第2常置委員会 (10.18)	57
昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について	
国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び研究成果の公開に関するガイドラインについて	
第3常置委員会 (12.11)	60
学生の健康管理の問題について	
就職協定について	
第4常置委員会 (10.12)	64
教育研究支援職員の実態調査について	
サバティカル・イヤーに関するアンケート調査について	
国立大学教官等の待遇改善について	
第4常置委員会 (11.16)	68
研究技術専門官制度の問題について	
第5常置委員会 (11.5)	70
イギリス国大学学長の招待日程(案)について	
来年度の外国学長招致事業について	
アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて	
在外研究員に関する問題について	
第6常置委員会 (10.11)	75
昭和60年度の概算要求事項について	
授業料問題について	
特別会計制度について	
外注費の予算措置について	
定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措置について	
人事院勧告の問題について	
医学教育に関する特別委員会 (12.17)	78
将来の医師需給に関する検討委員会の中間意見について	
医学部入学定員について	
医学教育の改革について	
委員長の交代について	

教養課程に関する特別委員会 (12.21)	82
前回のアンケート調査結果のまとめについて	
教養課程に関する今後の検討課題について	
大学院問題特別委員会 (10.12)	87
大学院の改善充実に関する諸問題について	
大学院問題特別委員会 (11.14)	92
大学院の改善充実に関する諸問題について	
大学院問題特別委員会小委員会 (10.12)	94
旧設大学院の改善について (アンケート調査の状況について/報告書の 各検討事項について)	
大学院問題特別委員会小委員会 (11.5)	100
旧設大学院の改善について (医学, 歯学, 薬学の各大学院の問題点につ いて/報告書の各検討事項について)	
大学院問題特別委員会小委員会 (12.10)	104
旧設大学院の改善に関する報告書のまとめについて	
図書館特別委員会 (11.14)	107
学術情報システムについて	
大学図書館のあり方について	
入試改善特別委員会 (11.14)	110
共通第1次学力試験に関する各大学からの意見とその後の検討について	
入試改善特別委員会 (12.17)	116
入試改善に関するアンケート案について	
入試改善特別委員会 (12.27)	118
入試改善に関するアンケート案について	
特別会計制度協議会 (11.10)	121
昭和60年度概算要求事項について	
●第75回総会国立大学協会事業報告	123
諸会合 (各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各国立大学への意見照会等/資 料・連絡強化等)	
要望書の受理	
刊行物	
●諸会合 (昭和59年10月~12月末までの開催会議)	131
その他	
学長等の異動	133
寄贈図書	134

●エッセー

教育、啓育そして創造の世界へ

金沢大学長 金子 曾 政

私は自分が少しひねくれているせいか、あまりに素直な学生を見るとこわくなることがある。先生の言ったことも、本に書いてあることも、有難く受けとめて、それを咀嚼し、消化し、新しい問題に対処する己が体力として活用する態度こそ望ましい。時代は移り、科学は進歩する。既得の知識の集約を教え導く教育と共に、秘められた無限の能力を啓く啓育によって、未知の世界に対応できる創造性豊かな次代の青年を育てて行きたいものである。

人生の転機に

今年も共通1次が無事に済んで、間もなく各大学の第2次試験が始まる。雪の北陸では、天候に対する大学側の気苦労もひと通りではないし、受験生の父兄や先生が寒い中をじっと試験場の門口で終了を待っているのを見ると、いまだきの若人たちはどんな育て方をされているのかと少し不安になったりする。

私の小さい頃は、などというのは老人の口癖ではあるが、中学生にもなれば、もう一人前であった。入学試験に親がついてくるなどとは想像もできなかった。私など、ひとりで未知の満州まで受験に出かけて行った。小学校を出ると親元を離れて、自分で計画し、自分で判断する習慣がついていた。気は至って弱かったが、自分のことは自分で責任を持つより仕方がないと覚悟していた。本当は殺伐とも見える入学試験を避けて、受付順の所を希望していたが、若い数学の教師に一喝された。入学試験は一番公平な男と男の勝負、ひとりで戦える頭の甲子園だ。入らなくてもいいから受けるだけは受ける、なるべく難しいところを受けろ。授業料の安いところにしてくれよ、という親父の願いと折衷して、当時年30円の旅順工科大学にした。倍率は17であった。

身体の貧弱な私は運動会は難行苦行の一日であった。村中の人々が総出で応援するなかに、日頃教室では鳴りをひそめている餓鬼大将が思う存分羽根を伸ばして

英雄になる。級長をしてはいても、私など修了式以外には晴れがましい思い出はない。今はどちらも萎んでいるようであるが、それぞれの特質を伸ばして大いに称揚してやったらどうであろうか。私のいた中学は野球にはあまり縁がなかったが、甲子園のできた大正13年、私の母校旅順工大は国家経済逼迫の犠牲になって、危うく廃校になろうとした。日露戦争直後、“東亜の復興は科学に在り”と日華1万の技術者養成を目指してスタートした因縁を背景に、官民学生一体となって整々の存続運動を展開し、事なきを得たことは甲子学難として語り伝えられている。その旅順工科大も本年は開学75周年、昨年は思い出の甲子の年。北陸・東海の学長会議で共通1次が議題になると聞いて、そっと車中でこんなうたをつくってみた。声を出して歌をうたえない私の、はためいわくなストレス解消法ではある。

甲子の年に

選抜 優勝 高校野球が
勝っても負けても本懐いうなら

入学試験は男一匹

親の職業 係累 財産

平民 華族や士農工商

関係ないんだ 出場勝敗

努力次第さ 自分ひとりの

ああ ぼくらの甲子園

体育 身体の体操いうなら

知育 頭の大事な体操

徳育 心の体操なんだよ

ひとにも ものにも 心を動かせ

頭の体操 自分で励んで

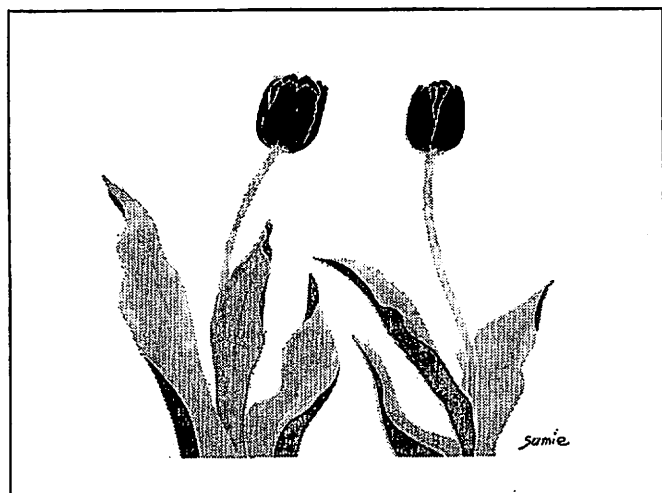
男一匹 自分の方で

自分の行く道 自分で拓こう

いざ ぼくらの甲子園

自分の努力を厳正公平

見て貰えるのはこのときばかりさ



誰かに頼んで一生決めるは
男子の本懐などとはいえまい
はれのスタート 自分の責任
自分で背負って いとさわやかに
行ってきますと 歩み出そうぜ
さあ ぼくらの甲子園

創造性の啓発

旅順工大の予科へ入ったら、運動会には計算競争というのがあって、百米の途中で応用問題を解く。ゴール前まで走って、坐りこんで鉛筆をなめるのや、考えながら歩くのもいたが、予科1年のとき、教授や学生に混じって、見事1等をとった。旅順から大連まで、往きは時速50キロ、帰りは60キロのバスは、平均時速何キロか、というのであったと思う。簡単な問題でも走りながらでは意外と難問奇問になる。終戦後引揚げて金沢へ来てからも、この種目を導入して何回か栄冠を仕止めた。スポーツとは無縁であったが、昭和14年、大学を出て徴兵検査に通って、慌てて始めた軟式テニスも、金沢でともかくも壮年の知事杯を一度貰ったことがある。予科では室長や寮長に選出されてはいたが、上級生下級生の格差が身にしみて、学部進学するとき、新設の応用化学にとびこんだ。化学が一番嫌いな学科であった。無限の資源に憧れて卒業研究には海水の利用をやったのに、学校に残る段になると有機へまわることになった。高分子の溶液物性を始めたのは苦肉の策である。アインシュタインの省略式を少し修正すると球状溶質分子の比容積が求められて、拡散実験と組み合わせると分子量が得られることがわかったと

きはうれしかった。学生と暮らしていると、誰もがどこかに自分なんかより遙かにすぐれたものを持っているのがわかって感動した。今の世の、何から何までガードレールやガイドラインで完全防御では、判断力も創造力も、芽生える機会がなくなるのではないか。乳離れできないのは親の子離れできない方に主因がありそうにも思える。

創造性育成数え唄

一つとや ひとの苦勞のよくわかるひと 行の間の読めるひと
 二つとや 不平不満をわが糧として 明日への飛躍のてことする
 三つとや みようみまねは昨日でおわり ひとり歩きのできる今日
 四つとや よわい心がすぐよりかかる 大きなこどもをつくらせる
 五つとや いつまでいわれてからではこまる 自分はこの世でただひとり
 六つとや 無限の未来が広がる時代 希望果てない学の道
 七つとや なさけないのはなんでも人の せいにするしかできぬひと
 八つとや やる気ひとつで世界が変わる 日進月歩のこの世界
 九つとや 心開いて楽しく学ぶ 明るい未来が待っている
 十うとや 遠い未来に視点を据えて 伸ばせ個性を創造を

ひとそれぞれに

唱歌と体操のほかに、私の絶対だめなものにニンジンがある。レーガン大統領もトマトを食べないそうだから、ひとそれぞれにいくらかの特質は許されよう。そのレーガン大統領が一昨年秋来日、国会で演説の際、笈日記に出てくる芭蕉の“草いろいろおのおの花の手柄かな”という句を推奨された。古今和歌集にも読人不知の“緑なるひとつ草とぞ春は見し秋はいろいろの花にぞありける”という歌があるそう。な。“くさくさのなはしらぬらしはなもりもなはしらぬらしはなのさくさく”，という回文もよく知られている。そこで昨年1月、ある会議で神戸へ行ったとき、例によって車中で、雑草のうたをものしてみた。

雑草のうた

氷雪風雨己が身を
 鍛ふよすがと耐え忍び
 今ぞ芽を出す雑草に
 上下のへだてあるべきや

春の光に萌え出でし
荒野を掩ふ早緑や
うちに懐けるくさぐさの
夢遙かなる秋の色

伸びよ雑草遅しく
凍土の中に培ひし
溢るるちからひとすちに
己れが花を咲かせてむ

遙かなる日の秋の園
ひとつひとつの晴れ姿
知る人ぞ知る雑草の
いのち秘めたる花の色

雑草という名の植物はない、との今上陛下のお言葉が改めてありがたく思い返される。

創造と総合の学府をめざして

昭和59年10月29日、創造と総合の学府をめざして移転の起工式を行った。文部大臣、知事、市長、地元地権者、来賓等4百名を迎え、つつましいうちにも盛大な式典であった。新聞は“決定から6年目に”、“難題乗り越え”、“待望の”、“新たな飛躍”、“新生金大”などと心からなる祝福の記事を掲げた。時雨模様との予報がはずれて、うららかな秋日和になったこともうれしかったが、大学の部局長が一人の欠席もなく、神前に柏手高く玉串奉奠をしてくれたのには感激のなみだを禁じ得なかった。“城のある大学”として、内外にその名を馳せた金沢大学も、地域に根ざし、世界に開く、日本の大学として、創造と総合をめざして、新しい教育環境を自らの手で創り出すべきときが来たのである。天の時、地の利、人の和を得ての総合移転、万人の慕い寄る最高学府の建設への努力を誓って、喜びのうたを披露した。

起工、いま

いま蒔りはらふ	ひとかまは	創造のめ	育つもと
いま打ちおろす	ひとくはは	総合のつち	つくる緑
いま掘りかへす	ひとすきは	世界に開く	花のゆめ

いまあゆみ出す　ひとあしは　日本の明日の　辿る道

いま酌みかはす　ひととひと　未来に薫る　玉しずく

思えば永い6年であった。法文学部分離改組で22.5ヘクタールの城内に約6千の教職員学生が蛸集し、教育も勉学も、生活さえもままならぬことがわかっていても、教育環境は究極において、城でも、濠でも、石垣でもなく、人と人との信頼関係、教官と学生との精進の姿とわかっていても、国宝的の石川門を潜ればこそその名門校意識、市内中央の別天地に対するそこばくの未練や感傷、酒も煙草もやらない偏屈学長の下での紆余曲折の6年間。私の方も地球がぐるぐるまわり出して植物人間になりかけたり、生まれて初めて歯痛を経験したり、鼻出血が止まらなかったりして、内緒で付属病院を煩わしたこともしばしばであったが、やはり大学である、みんなが事態を正しく認識し、みんなが学長をいたわるようになっていった。一昨年末の評議会懇親会では全員出席に気をよくして、余興に移転のうたを詠み上げた。移転地は城から辰の方向に当る。みんな盛大に拍手してくれた。

いま、竜ヶ丘

いま、時を得て竜ヶ丘

憂ひなき明日築かむと　新風文化の扉を開き
こうぼう　　^{あかり}
広袤果しなき方に　希望の燈火懸けむとす

いま、水を得て竜ヶ丘

昏冥久し現世の　迷妄の夜の明け初めて
流れも清し浅野川　澄めるを己が心とし

いま、雲を得て竜ヶ丘

緇踞百年培ひし　深く藏せる力もて
なべての人の幸せを　創り出さむときは来ぬ

高きをめざし、竜ヶ丘

学びの道の窮みなく　北斗に理想比へつつ
宇内の友と手をつなぎ　至純の誠尽さずや

次の辰年は昭和63年、新たな時代の書府をめざして、第一陣の移転が賑やかに行われていることであろう。その捨石となり得たことを、いま私はこよなく幸せに思っている。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和59年10月18日(木) 13:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 石田, 井出, 種瀬, 野村, 柳田,

金子, 飯島, 山村, 山田, 大藤, 坂上各理事

丸井第2常置委員会委員(猪委員長代理), 世良

(第3), 諸星(第4)各常置委員会委員長

福田, 天野各監事

(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、来る11月総会の日程その他についてご審議願うためお集まりいただいた。

なお、猪第2常置委員会委員長が病気のため欠席されたので、第2常置委員会関係事項について説明のため委員長に代り丸井委員にご出席を願った。また、共通入試関係事項について説明のため、肥田野大学入試センター副所長および木村管理部長が後刻出席されるのでご了承いただきたい。

ついで、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理事会会務報告」(資料4)が配付されているので簡単に報告したいと述べられ、その要点について説明があった。(資料4の内容は下記のと

おり)

(1) 要望書の提出について

去る6月総会において決議された①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」②「人事院勧告の取扱いに関する要望書」③「〔定年制度導入に伴う定員管理上の措置〕についての要望書」については、去る6月26日、それぞれ関係方面にこれを提出して配慮方を要望した。

なお、人事院関係の要望書(①と②)については、更に6月28日に沢田副会長と天野東京水産大学長(第4常置委員会委員)が人事院を訪れ、内海総裁および加藤人事官に面会し、趣旨説明のうえ配慮方を要望した。

(2) イギリス国大学学長の招待について

本年度の外国学長招致事業として、予て計画を進めていたイギリス国大学学長の招待については、その後先方との折衝を重ね、第5常置委員会で検討のうえ「資料8」のと通りの招待日程を決定したので、ご了承いただきたい。

(3) 特別会計制度協議会について

来る11月10日に第53回特別会計制度協議会を開催し、昭和60年度の概算要求の内容について文部省より説明を聞き意見交換を行う予定である。

(4) 日教組との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る7月11日諸星第4常置委員会委員長が山川副委員長ほか10名と会見し、教員待遇改善の問題について意見交換を行った。

(5) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料7」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

Ⅱ 協 議

1. 第75回総会の日程について

このことについて会長より次のように述べられ、了承された。

来る11月15、16両日開催の第75回総会の日程を「資料5」のとおりとしてよろしいかお諮りする。

なお、昨年は従来2日間であった秋の総会の日程を、試みに1日に短縮して実施したが、やや時間不足の観があったため、今回は1日半（2日目は午前中半日）の日程で実施することにしたので、ご了承いただきたい。

なお、総会第1日に行われる「各委員会委員長報告」については、例年のとおり委員会の審議状況の概要を各委員長にお取りまとめいただき、これを会議資料として当日配付することにしたので、各委員長におかれては、ご面倒なら来る11月5日（月）頃までに原稿を事務局宛ご送付願いたい。

また、前例により総会の際に各地区国立大学学長会議の討議事項等についてご報告願いたいので、各地区当番大学学長におかれてはなるべく準備くださるようお願いする。

2. 学長懇談会の運営について

会長より、総会1日目午後に行われる「学長懇談会」の運営については、前例により司会を会長、副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について文部省関係官を交え自由討議を行うことにしたいがよろしいか、と諮られ、了承された。

3. 第76回総会の日時・場所等について

会長より、第76回総会の日時・場所等について、会場借用の都合もあるので「資料6」のとおり予定してよろしいかと諮られたが、予定の6月18日は京都大学の開学記念日に当り沢田副会長の出席が困難なため、この提案については後日更に検討のうえ決定することとした。

4. 当面の諸問題について

国立大学に関わる当面の問題として次の3件を取り上げ、これについて意見交換を行った。

(1) 定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措置の問題および人事院勧告の完全実施の問題について

会長より、このことについては去る6月総会の決議に基づき既に関係方面に要望したところであるが、その後の情勢に鑑み、これの対応についてご協議願いたい、と述べられ、沢田副会長より、この問題についての関係省庁との折衝経過について報告があり、また諸星第4常置委員長および有江第6常置委員長より、それぞれの委員会におけるこの問題の審議状況について

報告があった。

このあと、これの対応策について協議した結果、次のように措置することとなった。

この件については石塚事務局長の方で関係官庁（大蔵省、総務庁）の都合をきいたうえで、できれば来る23日に沢田副会長、諸星第4常置委員会委員長、有江第6常置委員会委員長同道で向いて再度要望することとした。なお、このような措置をすることについて、予め各大学へ通知することとした。

(2) 臨時教育審議会の状況について

このことについて、臨時教育審議会委員である飯島理事より、同審議会の組織構成、運営方針および現在までの審議の内容、今後の進め方等について説明があり、これに対する国大協の対応について希望が述べられた。

ついで、臨教審に対する国大協としての対応の問題を中心に種々意見が交された。

5. 各委員会委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会（山村委員長）

去る9月11日には教養課程に関する特別委員会小委員会と第1常置委員会小委員会（大学のあり方の検討小委員会）との合同会議を開催し意見交換を行った。当日は「教養課程に関する特別委員会」より教養課程に関する主要な問題点についての説明があり、これを中心に論議が交された。今後もこの合同会議を開きたいと考えている。

なお、同日午後第1常置委員会を開催し、以下の問題について協議した。

1) 国立大学の授業料に関する意見について

このことについては、第6常置委員会委員長より当委員会としての意見を求められていたので、配付の「資料9」のとおり意見をまとめて

回答した。

2) 大学のあり方の検討小委員会の報告と協議

同小委員会が目下検討中の「大学の評価」の問題についてその審議経過をきき、これについて協議を行った。なお同小委員会では、“大学のあり方”の検討に当たって、次の3つの柱を中心課題として論議を進めている。

④国立大学の各学部の特性

⑤一般教育・教養課程の問題

⑥大学の評価の問題

この大学の評価の問題については、現在小委員会において「評価の主体」「評価の対象」「評価の目的」「評価の時期」「評価の方法」等について相当に議論が進められている。

なお、これらの問題については、逐次小委員会より報告を受けながら第1常置委員会でもこれを検討し、報告書の取りまとめに向って審議を進めている。

以上の報告に関連し、国立大学の授業料の問題、大学の評価の問題について種々意見が交された。

(2) 第2常置委員会（丸井委員）

猪委員長欠席のため代って丸井委員より次のように報告があった。

1) 昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について

共通第1次学力試験の試験実施期日については、従来1月中旬の土曜、日曜の両日としていたが、高校の学習指導要領の改定に伴いこの期日を繰り下げてほしいとの高校側の要望が強まり、昭和60年度については1月下旬の26～27日両日ということに改められた。しかし、これは60年度限りのものであって、61年度以降につい

ては更に高校側と折衝のうえ取り決めることとなった。高校側としては予めから2月初旬(ひにちも固定して)を希望しているが、これにはいろいろな問題点(私大の試験日と重なること、入試センターの業務処理が窮屈になること、試験場の確保が困難になることなど)があるため、本委員会としては60年度に準じた方針で61年度も実施したい意向の下に、去る9月27日と10月13日の2回に亘り高校側関係者と折衝を行った。その時の感触では、61年度については当方の原案(61.1.25~26両日)に理解を示したが、正式決定は11月下旬の全国高校長協会総会まで待つてほしいとのことであった。

その折衝の経過を踏まえ、本日午前中開かれた委員会でこの件を協議した結果、原案が了承されたが、高校側の事情を考慮し、これの正式決定は来年2月開催予定の理事会において行うのが適当であろうとの結論となったのでご了承いただきたい。(了承)

なお、試験期日を“固定化”する問題については今後検討することとした。

2)「国立大学入学選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について

この件について配付資料を基に丸井委員および肥田野入試センター副所長より、これの作成の趣旨と経緯について説明があり、これについて種々意見交換が行われた結果、本案については再検討することになった。

(3) 第3常置委員会(世良委員長)

1) 無気力学生への対応策について

無気力学生、すなわち精神健康面でなんらかの問題点を持ち、“半健康”状態にある学生への対応策としては、各大学に保健管理センター

が置かれ、さらに学生相談室等が設けられているが、しかしこれらの学生相談の窓口を訪れる学生は少なく、またこれを利用しようとしないう精神健康上の問題所有学生が少なくない。

従って、学生の精神的健康の管理は、これを保健管理センターや学生相談室だけに委ねるのではなくセンターや相談室のカウンセラーと全学の教職員が緊密な連絡を保ち、情報交換を行って、全学的な協力体制を作ることが必要である。

そのために、保健管理センターを中心として、全学的に収集されたデータにもとづき、問題学生がどの程度の割合で、またどのような形で存在しているか、効果的な援助方法、大学生病の特質、問題学生の発生原因、早期の発見方法等が常時調査・研究されなければならない。それで、本委員会としては、このような全学的な協力体制のモデル組織を検討しているが、これがまとまれば、各大学の実情に合わせた形で利用していただきたいと思う。

2) 就職問題について

今年の就職協定は、大学側も企業側も10月1日前の学生と企業との接触は厳に慎むということを確認し、かつてない程条件が整った。それにもかかわらず、大手企業を中心として、8月頃から学生の勧誘が始まり、しかもかん口令を敷いて内定を秘匿するなど、かなりの陰湿な例もあった。関係者の一部からは10月―11月という時期の問題を含めて、就職協定を再検討する必要があるとの意見も出ている。

(4) 第4常置委員会(諸星委員長)

1) 研究技術専門官制度について

このことについては、去る10月12日に委員会を開催して文部省より関係官に来ていただき、

その後の進展状況について報告を受けた。その要点は次のようである。

①人事院のとりまとめは11月中に行われる様子である。

②技術専門官制度への移行は教室系技術職員(6,835名)や教務職員(約1,600名)の中から選ばれるが、全体の移行は定数上無理である。

③「行二」の技能職員(約1,850名)からの移行は少々難しいようである。

2) 国立大学教官等の待遇改善策について
国立大学教官の待遇、特に大学助手の給与の改善について検討した。その結果、大学助手の給与が高校の教員より少ないということがわかったので、その対応策として次のことを申し合わせた。

①外に向けてアピールすること。

②技術専門官制度を活用して出来るだけ移行すること。

③「大学研究調整額」(仮称)を考え全助手に支給されるようにすること。

④講師の等級をはずして助手を3等級にするよう検討すること。

3) Sabbatical Year の問題について

国立大学の教官にサバティカル・イヤー制度を設けることについては、各大学でもいろいろな意見があるようであるので、いま直ちにこれに関する提案を行うのではなく、まずアンケート形式で各大学の意見をきいた上で結論を出したいと考えている。

4) 日教組大学部幹部との話し合いについて
去る7月11日に日教組幹部と面会し、技術専門官制度問題や教官待遇改善問題について意見交換を行った。

(5) 第5常置委員会(鈴木委員長)

鈴木委員長欠席のため、委員長作成の報告メモを事務局側で朗読した。その要点は次のとおりである。

去る9月28日に委員会を開催し、以下の3つの議題について協議した。

1) 留学生問題について

雨宮留学生課長から、先程まとめられた「21世紀への留学生政策」の概要について説明をきき、意見交換を行った。その際①研究留学生の招致に関し、出先日本大使館推薦と大学推薦の割合の是正(大学推薦枠の拡大)、②私費留学生の修士課程・博士課程進学のための便宜供与、などの問題が話題となった。また、昭和60年度留学生関係概算要求の主要項目についての説明をきいたが、緊縮財政下の厳しい状況にも拘らず、留学生関係の概算要求は前年度比13.3%増ということであった。また、留学生受入れ数の拡大では230名増、大学の受入れ体制の整備については、専門教育教官26名、日本語、日本事情の整備7名増とのことであった。

2) イギリス国大学長の招聘について

早田国際教育文化課課長補佐より、これまで外務省等を通じて確認できた情報に基づいてその来日滞在期間、来訪者の氏名略歴等について報告があった。(別紙資料参照)

今回の来訪は英国側の都合もあり、滞在期間が1週間、しかも来訪者は5名(事務局長を含む)という変則的なもの(通例は人数は3名、滞在期間は2週間)となっているが、予算上は処理可能とのことであった。

訪問先については、短期滞在のため厳選の要ありとするが、来訪者の希望も聴取したうえで次回委員会において決定することとした。

3) アメリカ州立大学との交流について

去る6月の総会においてご報告したように、AASCU (American Association of State Colleges and Universities) との学長交流については、この団体所属の大学の状況等からみて積極的に交流を行うほどの意義がないということでお断りすることにしたが、総会以後同協会から再三に亘って来日のスケジュールまで決定し、かつ今年度年次大会に平野会長の出席招聘状まで送られてきた。この件について委員長が9月26日会長と協議した内容につき委員会に報告し諮ったところ、結論的には次のようになった。

アメリカから来日するのは交流を前提とせず、止むをえない。来年度、学長でご希望があれば募集して派遣団を構成し、年次大会（毎年11月開催）に出席後大学を訪問する。（但し費用は自弁となる。滞米費用は年次総会期間中は州立大学協会負担）

なお、この件については州立大学協会事務局の Blanche Anderson 女史が10月末に来日する機会があるので、会長と委員長が面談し、日本側の学長交流のパターン等を説明善処することとした。

以上の報告に関し、留学生問題は国際化が進む状況下で極めて重要な問題であるので、十分な検討を行い、これの発展に必要な予算等は積極的に要求すべきである、との意見があった。

4) その他

①外国人研究者の来訪の増加に伴い接待費の出費が多く校費が圧迫されるので、特別の予算配分方を文部省に要請してはどうかという意見があった。

②留学生問題検討小委員会の活動と今後の方針については、引続き既存資料の分析検討をお願いすることとした。特に7大学共同

調査結果が近々発表されるので、その分析検討も行う予定である。なお、これら資料の検討の結果、留学生問題について更にデータの収集が必要とされる場合には、何らかの方法によりアンケート調査を実施したいと考えている。

3) 在外研究員制度の弾力化について

このことについては、総会時の事務連絡会議の際に文部省の担当課長よりその内容説明が行われるとのことである。

(6) 第6常置委員会（有江委員長）

去る10月11日に委員会を開催し、主として以下の事項について協議を行った。

1) 昭和60年度概算要求概要ならびに国立学校特別会計概算要求額について

文部省より石井官房審議官、佐藤研究機関課長等が出席し、標記の件について説明を受け、これについて若干の質疑を行った。

2) 授業料の問題について

このことについては、第1常置委員会の意見を求めていたが、その見解をいただいたので、第6常置委員会としては授業料問題に関する従前の経緯を踏まえ、第1常置委員会の見解を参考として更に検討を進めることにしている。

3) 国立学校特別会計について

近年、本特別会計の歳入予算のうち一般会計よりの繰り入れ額が減少し続けて、今年度は遂に予算全体の2/3を割るに至った。このような状況に鑑み、昭和39年特別会計制度発足当時の経緯に溯って検討を行い、この制度活用の方途について吟味してみることとした。

4) 昭和60年3月定年制施行に伴う後補充抑制について

昭和59年1月25日閣議決定の標記の件につい

ては、国立大学に及ぼす影響の甚大なるに鑑み、去る5月以降再三に亘り関係方面に要望を重ねてきたが、その後行政管理庁の機構改革、人事異動等もあったので、再度要望活動を行ってはどうかとの意見となった。

5) 人事院勧告の完全実施について

このことについても、その後の情勢に鑑み、関係方面に更に要望活動を行うべきではないかとの意見があったので、第4常置委員会の方へ何らかのはたらきかけをするよう申入れをした。

(7) 入試改善特別委員会（松田委員長）

去る6月の第74回総会において会長から提案された入試改善に関する3項目の「了解事項」に関する各大学における検討に資するため、これに関連する「解説」ならびに参考資料を作成し、これを添付して8月末に各大学に検討方を依頼した。

なお、今回の意見聴取は時間的な関係もあり、「了解事項」の3項目についておおよその感触を伺うに止めることとし、各地区毎でのおおよその意見の分布を地区当番大学長（学長会

議が開催されない地区にあっては当該地区選出の本委員会委員）にお取りまとめ願った。その結果も出揃ったので、その内容の概要を来る11月総会2日目の16日午前に報告し、ご討議をお願いする予定である。

(8) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

第74回総会以後、旧設大学院の充実に関する小委員会は7月31日、9月11日、10月12日に開かれ、旧設大学院に関する実態調査も行いつつまとめの作業を進めている。

新設大学院の拡充の方は、6月29日に連合大学院、総合大学院についての大学院問題調査研究会議の事情聴取があり、進展の兆しを見せている。それで、去る8月14日に小委員会を開いて総合大学院関係の懇談を行った。

本委員会は10月12日に開催し、特に東京農工大学、香川大学、熊本大学にも出席を願って連合大学院、総合大学院の現況と展望を話し合った。

なお、11月14日に委員会を開催し、総合的な方針などを協議する予定である。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第75回総会（第1日）

日 時 昭和59年11月15日(木) 10:00~12:00

16:10~17:00

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

平野会長から、第75回総会を開催する旨の挨拶があった。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、次のとおり説明があり、了承され

た。

今回総会の日程については、去る10月18日の理事会において協議した結果、別紙（資料3）により運営することになった。なお、昨年秋の総会は1日に短縮したところ、やや時間不足の感があったので、今回は1日半の日程で実施したい。

なお、秋の総会の際には、文部省関係者を交えての「学長懇談会」を開催する慣例になっているので、これを本日の午後1時半から4時までとした。その司会は沢田副会長にお願いしているのでもうよろしくお願いしたい。

総会2日目（午前中）は、「当面する諸問題」として自由討議に当たりたいが、その主題の一つとして入試改善の問題を取り上げたいと考えているので、第2常置委員会および入試改善特別委員会の委員長報告は明日に廻すことにしたい。

(3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大 学)	(前 任)	(新 任)
名古屋工業大学	武藤 三郎	太田 正光
長崎大学	福見 秀雄	保田 正人
(前回総会以後に再任された学長)		
山梨大学	町田 正治	
和歌山大学	池田 芳次	
佐賀医科大学	古川 哲二	
宮崎医科大学	玉井 達二	
九州大学	田中 健藏	

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 要望書の提出について

(1)前回総会において決議された①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」②「人事院勧告の取扱いに関する要望書」③「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書については、去る6月26日、それぞれ関係方面に提出して配慮方を要望した。なお、人事院関係の要望書(①と②)については、さらに

6月28日に沢田副会長と天野東京水産大学長(第4常置委員会委員)が人事院を訪れ、内海総裁および加藤人事官に面会して趣旨説明のうえ、配慮方を要望した。

(2)「人事院勧告の完全実施」および「定年制度導入に伴う退職者の後補充抑制措置の緩和」については、上述のとおり既に関係方面に要望したが、その後の情勢にかんがみ再度要望を行うこととし、10月23日、沢田副会長、諸星第4常置委員会委員長、種瀬第6常置委員会委員が文部省、大蔵省、総務庁を訪れ、それぞれ担当官に面会し、重ねて配慮方を要望した。

2. イギリス国大学学長の招待について

本年度の外国学長招致事業として、かねて計画を進めていたイギリス国大学学長の招待については、その後、先方と折衝を重ね、第5常置委員会で検討のうえ、「資料10」のとおり12月16日から23日まで5名の学長を招待することになったのでご了承願いたい。

3. 特別会計制度協議会について

去る11月10日、第53回特別会計制度協議会を開催し、昭和60年度予算の概算要求の内容について文部省から説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

4. 日教組との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る7月11日、諸星第4常置委員会委員長が山川副委員長ほか10名と会見し、教員待遇改善の問題について意見の交換を行った。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から、大略次のとおり報告

があった。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

本委員会は、9月11日と11月1日に開催して、次の事項について審議した。

1) 国立大学の授業料について

第6常置委員会からの要請に基づく「国立大学の授業料に関する委員会の意見」をまとめて回答した。

国立大学の授業料については、本協会はこれまで①教育の機会均等の観点から授業料は低廉であることが望ましいこと、②教育による受益者は国と社会であるので、単純な受益者負担の考えに基づいて定めるべきではないこと、③国立大学授業料の増額は私立大学の授業料ひいては諸物価の値上げに波及して国民生活を圧迫する要因となること、の3点を理由に授業料増額抑制の要望をしてきたが、本委員会としてはそれらの経緯をも踏まえつつ審議して次のような見解を取りまとめた。

①現在の日本の経済状態からして、国立大学の学生も応分の授業料負担はすべきであろう。②学部間の授業料に格差を設けるという受益者負担的な考えは、教育の機会均等の見地から反対である。③私立大学の授業料との対比で国立大学の授業料の額を査定しようとする考え方は、私立大学と国立大学との内容の差異、また私立大学の構成の多種多様である点からして容認し難い。

2) 「大学のあり方」の問題について

「大学のあり方」については小委員会を設けて検討願っており、その審議経過の報告に基づいて本委員会で協議を続けている。大学のあり方についての小委員会での主な検討課題は①各学部の特性、②教養課程のあり方、③大学の評

価、の3者であるが、現在は②と③の問題について討議している。このうち教養課程の問題については、過般「教養課程に関する特別委員会」の小委員会との合同会議を開き、相互の意思疎通を図った。

教養課程における一般教育の内容としては、

①全学生が共通に学ぶべき教養、②専門学部の教育の基礎となるべき教養で、a)すべての専門課程に共通のもの、b)専門に密接に関連する教養、とに分けて考えることができる。教養課程の組織と運営に関しては問題はあるが、一般教育は大学教育に必要である、したがって、一般教育の内容、年限、時期、組織制度について検討すべきであり、また「大学のあり方」の一部として見直す必要がある、などの意見があり、現在まとめの段階に入っている。

次に「大学の評価」の問題であるが、大学のあり方を議論するためには、大学の評価をいかにして行うかが重要であるとの考えの下に、大学を活性化すべき評価という観点から、①評価を構成する要素、②現状と問題点、③評価の方法と提案、などについて議論を進めている。これについても一応のまとめを行うが、実行は各大学の自主性に委ねるのがよいと考えている。

なお、臨時教育審議会の対応に関しては、その審議の進捗状況をみて対処していきたい。

(2) 第3常置委員会(世良委員長)

本委員会は次の事項について審議している。

1) 無気力学生への対応策について

いわゆる無気力学生、すなわち精神健康面でなんらかの問題点をもつ「半健康」状態にある学生への対応策としては、各大学に保健管理センターが置かれ、さらに学生相談室またはこれに準ずる施設が設けられているが、学生が自発的にこれらの施設に来談することは比較的稀で

あり、これを利用しようとしないう精神健康上の問題を有する学生が少なくなく、このままでは問題をもつ学生を早期に発見し、適切な指導助言を与えるという機能が十分発揮されているとはいいがたい。したがって、学生の精神的健康の管理は、これを保健管理センターや学生相談室だけに委ねるのではなく、センターや相談室のカウンセラーと全学の教職員が緊密な連絡を保ち、情報交換を行って、全学的な協力体制を作ることが必要である。とりわけ、クラス担任教官やゼミの指導教官、各学部の学生係・教務系の職員、学生部職員などは、学生との日常的な接触を通じて、精神健康面に問題を持つ者を比較的早く発見しうる立場にあるので、これらの教職員とカウンセラーとが常時密接な連絡を保ち、適切な指導助言を与える体制を作る必要がある。

なお、保健管理センターを中心として、全学的に収集されたデータに基づき、問題学生がどの程度の割合で、またどのような形で存在しているか、その効果的な援助方法、大学生病の特質、問題学生の発生原因、早期の発見方法などが、常時調査・研究されてゆくことが必要である。

本委員会としては、このような全学的な協力体制のモデル組織を検討しているが、そのモデルができれば、各大学の実情にあわせた形で利用していただきたい。なお、このモデルについては、大筋は合意が得られつつあるが、細部について若干問題を残している。

2) 就職問題について

今年の就職協定は、大学側も企業側も10月1日前の“学生と企業との接触”(いわゆる企業訪問)を厳に慎むことを確約し、かつてない程条件が整った。それにもかかわらず、大手企業

を中心として8月頃から学生の勧誘が始まり、しかも絨口令を敷いて内定を秘匿するなど、かなり陰湿な例もあった。関係者の一部からは10月—11月という時期の問題も含めて就職協定を再検討する必要があるとの意見も出たが、昨日の大学団体による就職問題懇談会の席では、従来の就職協定(10月1日企業と学生の接触開始、11月1日選考開始)の趣旨を崩さないことが確認され、今後はいかにこれを企業等に遵守させるかの方策を考えていくことになった。

(3) 第4常置委員会(諸星委員長)

前回総会以後、小委員会を3回、常置委員会を1回開いて次の事項を審議した。

1) 研究技術専門官制度について

国立大学の技術系職員の待遇改善を図るための方途として、本委員会では「研究技術専門官制度の新設」を構想し、昭和53年以降、文部省および人事院に対し、これの実現方を要望してきた。最近に至り人事院は、国家公務員の給与制度の見直しを進める中で、「専門技術職俸給表(仮称)の新設」を構想するに至り、この人事院構想と本協会提案の「研究技術専門官制度」との調整が必要となったので、目下文部省の人事課を通じ、人事院との折衝が続けられている。

以上の状況の下で、その後の人事院との折衝経過について文部省よりその都度説明を受けたが、それによると、①人事院の取りまとめは11月中に行われる様子である、②専門技術職への移行は教室系技術職員(約6,800名)や教務職員(約1,600名)の中から選ばれるが、全体の移行は無理である、③行二の技能職員(約1,850名)からの移行は少々難しいようである、ということである。また、その後の話では、人事院は、現行のままで大学の技官を技術専門職

に移行することは困難であり、移行を考えるとすれば、大学の現行組織制度の改革も考える必要があるとのことであったが、本委員会としては、これまでの経緯もあり、厳しい状況にあっても、ぜひ技術専門官制度の芽を出してほしいと要請しておいた。なお、この件については、明日その後の状況を文部省より伺い、その対策を協議する予定にしている。

2) 国立大学教官の待遇改善について

国立大学教官の待遇改善については、特に助手の給与が高校の教員より少ないといわれているので、これについて調査したところ、本俸では助手の方が高いが、高校の教員には教職調整額等の手当があり、これらを加算すると助手よりも高額になることが分かった。そこでその対応策について協議し、①このような実情について広く外に向けてアピールすること、②技術専門官制度を活用して、できるだけこれに移行させること、③「大学研究調整額」(仮称)といった調整手当を考え、これを全助手に支給するようにすること、④講師の等級をはずして助手を3等級にするよう検討する、などのことを申し合わせ、次期の委員に申し送ることとした。

3) サバティカル・イヤー制度の新設について

予てから本委員会の懸案となっていたサバティカル・イヤー問題については、大学内でも種々意見があるようなので、いま直ちにその原案を提示せずにアンケート形式で各大学教授会の意見等をきいたうえ結論を出すこととし、とりあえず3月いっぱい位にアンケートをとりまとめることにしたいと考えている。アンケートの項目としては、例えば年度間隔はどの位がよいか、休暇期間は半年か1年か、対象は教授に限るか助手までとするのか、休暇中の行動の制限

をどうするか等が考えられている。

4) 日教組との会見について

去る7月11日、日教組大学部幹部と会見し、技術専門官制度、教官の待遇改善問題等について話し合いを行った。

5) 定年制実施に伴う退職者の後補充の問題および人事院勧告の問題について

定年制度施行に伴う退職者の後補充が厳しく抑制されることになり、また人事院勧告の完全実施が危ぶまれる状況にあるため、これらの問題について善処されるよう大蔵省および総務庁に要望したが、当局の態度には厳しいものがあった。

以上の報告に関連して、沢田副会長より、定年制導入に伴う退職者の後補充抑制措置の問題に対する対応の経過について説明があった。また技術専門官制度の問題について、その経緯を大学側に周知してほしい旨の発言があった。

(4) 第5常置委員会(鈴木委員長)

本委員会を9月28日に開催し、次の事項を審議した。

1) 留学生問題について

留学生問題については、雨宮留学生課長から文部省の学術国際局がまとめた「21世紀への留学生政策」(59年7月)の概要について説明を受け、質疑応答が行われた。その際に出された希望意見として、①研究留学生の招致に関し、日本大使館推薦と大学推薦の割合の是正(大学推薦枠の拡大)を求めるとか、②私費留学生の修士・博士課程進学のための便宜供与、などが提起された。

ついで、昭和60年度留学生関係予算の概算要求の主要項目について説明を受けた。これについて特徴的なことは、前年度比13.3%増という

緊急財政事情のなかで著しい伸び率をみせていることである。留学生受入れ数の拡大では、230名増であり、大学の受入れ体制の整備については、専門教育教官26名増、日本語・日本事情の教官7名増などが目立っている。

留学生の受入れ拡大については、政府は、現在の約1万名の外国人留学生を21世紀初頭までに10万名に拡大するという方針を立てているが、受け皿としての大学の整備が立ち遅れていることに危惧の念をもっている。

2) 英国大学長の招聘について

英国大学長の招聘については、5名の学長が12月16日から12月23日までの一週間滞在して東京大学、京都大学、早稲田大学の各大学および文部省、日本学術振興会等を訪問視察することになった。今回は英国側の都合もあり、滞在期間が1週間（通常は2週間）となったので、訪問先については厳選した。

なお、来年度の外国学長招致計画については、来る11月5日開催の委員会で協議することになっているが、この招致計画による招聘国については格別原則はない。従来は東南アジア、中・南米、豪洲、西欧等から招聘しているが、北欧、東欧はなかった。また、従来のパターンは国大協、文部省との会談、大学の訪問視察ということであるが、将来にわたってこの学長の国際交流を存続させるとすれば、今後どのような形にもっていくのがよいか、今後検討していきたい。

4) アメリカ州立大学との交流について

アメリカ州立大学との交流については、前回総会で報告したようにAASCU (American Association of Colleges and Universities) 所属の大学の状況等からみて積極的に交流を行うほどの意義がないということで断る方針にし

たが、その後先方より再三にわたって連絡があり、訪日のスケジュールまで決定し、かつ、今年度の年次大会には平野会長の出席招聘状まで送られてきた。その後、州立大学協会事務局のBlanche Anderson 女史が来日し、面談した結果、渡航費用等は自弁で主としてミーティングをしたいということであるので、継続交流は無理であるが、来年予定の訪日計画（15名程度が10月頃）は受入れる方針とし、先方の具体的計画の提示をまって受入れ体制を検討することとした。

5) 留学生問題検討小委員会の状況について
国際交流の活発化に対応するため、昨年9月本委員会に「留学生問題検討小委員会」を設けたが、この小委員会に対しては引続き既存資料の分析、検討をお願いすることとしている。特に七大学共同調査結果が近く発表されるので、その分析検討も行う予定である。

なお最近、外国人研究者の来訪が多くなって、その接待費の捻出に苦慮している大学もあるので、特別の予算配分を文部省に要請してはどうかとの意見が強く出されている。

以上の報告に関連し、平野会長より、アメリカ州立大学との交流の問題について補足説明があった。

(5) 第6常置委員会（有江委員長）

10月11日に委員会を開き、次の事項を審議した。

1) 昭和60年度概算要求について

昭和60年度概算要求および国立学校特別会計の概算要求額について、文部省から説明を受け、質疑を行った。

2) 国立学校特別会計について

近年、国立学校特別会計の歳入予算のうち、

一般会計からの繰入れ比率が減少し続け、当初は80%程度であったものが、今年度は遂に予算全体の3分の2を割るに至った。そこで、昭和39年に国立学校特別会計制度が発足した当時の経緯に溯って検討を行い、この制度活用の方途について吟味し、改善方を文部省に申し入れることとしたい。

3) 国立大学の授業料について

国立大学の授業料については、第1常置委員会が検討している「大学のあり方」と密接な関係があるので、第1常置委員会に意見を求めたところ、「国立大学の授業料について」という見解をいただいた。そこで本委員会としては、従来の本問題の検討の経緯を踏まえ、この見解を参考にしてさらに検討を進め、次回総会までには従来のものを更に補強した見解を取りまとめたいと考えている。

4) 定年制施行に伴う後補充抑制の問題について

この問題については先程第4常置委員会から報告があったが、定年制施行に伴い来年3月に退職する職員の後補充抑制措置は、大量の退職者を出す国立大学に取っては極めて深刻な問題であるので、当協会としては去る5月に行政管理庁に対して要望を行い、その後6月総会にも諮って更に要望書を提出したが、行政管理庁の機構改革、人事異動もあったので、その後の情勢に鑑み再度総務庁に要望することを10月18日の理事会に提案したうえ、10月23日、同庁に対し重ねて要望を行った。

(6) 図書館特別委員会(松山委員長)

11月14日に委員会を開催し、文部省関係官から学術情報システム整備の現況と今後の充実計画、大学図書館関係概算要求の概要について説

明をきいた。今後は学術情報システムおよび大学図書館のあり方について審議する予定である。なおその際、東京大学文献情報センターの説明を受けるとともに、大学図書館協議会会長である裏田委員(東大附属図書館長)より、同協議会が関係方面に提出した要望書(㊤来年4月から文献情報センターが実施に入るので、システムの一環として関係方面に一層の努力を願いたいこと。㊤図書購入費が設備費に入っているが、全国立大学で約4億円の減となったため、外国雑誌、学生用図書の充実について配慮されたいこと。㊤学術情報システム要員の確保、特に60年定年制実施に伴う補充抑制について十分配慮されたいことなど)の披露があった。

(7) 医学教育に関する特別委員会(猪委員長)

本委員会は、次の事項を審議した。

1) 医学教育の改善について

将来の医師需給についての問題が提起されている一方、医学の進歩、医療技術の高度化はさらに進行するとともにそれに伴って医学、医療の人間性や倫理についての社会的要求も高まっており、また、国際社会において日本の医療機関の果たすべき役割も質的に変化している。このような状況のもとで医学教育の現状を見直し、医学教育の改革についての本委員会の意見をまとめておく必要があるものと考え先般来検討を進めているところである。

2) 医学教育の充実と医学部入学定員について

現在、厚生省において「将来の医師需給に関する検討委員会」が発足し、この問題について検討が進められているが、いずれ関係諸機関に意見を求めてくるものと思われるので、本委員

会としても、あらかじめこの問題について検討を加えておく必要があるものと考え、小委員会で医学、医療の量的・質的拡大、現行の医学教育の問題点、教育方法ならびに教育成果、学生数と教員数比、医師養成における国立大学の役割等について検討を加え、医学部入学定員削減に連動して教員削減を図るような考えがあるとすれば、それは医学教育ならびに医療の質的充実に逆行するものであることを述べた文書(案)を作成したので、これについて本委員会ですらに検討を加える予定である。

3) 厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」について

本検討委員会は5月18日に発足し、今日まで8回にわたって会合を重ね、近く「中間意見」がまとまった段階で各方面の意見、批判を求め、さらに研究調査を進めていく考えのようであるが、本委員会にも意見を求めてくるものと考えられるので、本委員会としても、この「中間意見」に対し、忌憚のない意見・批判を述べる必要があるものと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会(須甲委員長)

去る9月11日、第1常置委員会の「大学のあり方の検討小委員会」と本委員会の専門委員会との合同会議を開催して、今後の教養課程のあり方の改善について討議を行った。

本特別委員会側は、今までに多岐にわたって出揃っている各種の大学教員の集会の意見の内容と、前回総会で発表した「大学卒業生に対するアンケート調査の結果」を参照して、考えられる問題点をできるだけ具体的に提起した。これに対して、第1常置委員会側からは、一般教育の内容を本質的に分析し、教養・共通・専門

基礎の分野に分け、この各分野の定義とこれらの関係について提起された。

今後、さらにこの合同会議を開き、問題点を検討し、共通した改善の試案を提出するつもりである。

今回の合同会議の結果から、今後考えられる問題点としては、次のようなものがある。

一般教育の内容に関しては、多少の意見の違いはあるにしても、一般教育不要論はほとんどなく、教養課程の反対論は、むしろその組織や教育体系に関係していると考えられる。特に現代の社会の多様化、国際化、さらに専門の細分化が急速に進むなかで、一般教育は専門教育とともに高等教育の根幹として不可欠と考えられるので、今後は、一般教育の理念(特定の専門に片寄る弊害をさけ、広く学問における認識方法を教授し、普遍的な学究態度を養成し、人間性豊かな社会人の育成を目指す)を再確認し、改めてその組織、教育体系の見直しを検討する必要があるだろう。

一般教育は、昭和24年、専門教育と区別され、両者は車の両輪として発足した。しかし、発足以来必ずしも理念と現実の間に一致をみない点がしばしば指摘されるようになってきている。その原因として検討すべき点として、次の事項が考えられる。

第1に教育組織の問題である。今日の大学では、一部の大学を除いて、一般教育担当教員は、それぞれの学問分野の専門家であって、一般教育の専門家ではない。したがって、教養課程の組織は多岐の専門分野の研究者集団であり、個人レベルにおいては専門教育担当の教員とまったく異ならず、たまたま一般教育担当部局に配属されているにすぎない。したがって、一般的に専門志向がきわめて強いため、時代の

要求に応じた人間性の育成に通ずる教授法の改善等に精力的に取り組む余裕に欠ける傾向がある。理念からみると、一般教育担当の教員は、専門研究者であると同時に高い識見と幅の広い教養が不可欠でなければならないと思われる。したがって適材適所の原則により、全学的に教員を選択して当てるべきであろう。ただし、これらの教員は教育をするだけではなく、なんらかの形の組織をもって、一般教育の内容と教育方法をたえず協議、研究すべきであると考えられる。

第2の問題は、一般教育の教育体系である。学問研究の多様化と細分化が進むなかで、専門学部における研究態勢の中心は大学院に移行しつつあることは確かである。現在の専門学部の教育内容は、いわゆる専門教養しつつあると考えられよう。この傾向は特に自然系の学部に見られる。一般教育は、いわゆる専門教養との連動が必要であろう。もし、今まで専門基礎として扱われている教育が学部の専門課程に移行するとすれば、一般教育といわゆる専門教養は並行して、4年間一貫の教育体系（いわゆる完全縦割型）とならざるを得ないと考えられよう。

第3の問題は、学生の気質の変化と社会的要請に対する問題点である。最近の社会の変化と価値観の多様化に伴い、学生の気質の変化は無視しえない要件であろう。国際化、生涯教育、大学開放等の社会の要請に対応する大学側の姿勢の中で、一般教育の占める役割はきわめて大きいと考えられる。今後、一般教育の教育姿勢の思い切った改善が検討されるべきであると考えられる。

以上の報告に関し、高等学校の新学習指導要領に基づく新教育課程履修者の大学入学に対す

る大学側の対応、特に一般教育のあり方について検討の要がある旨の意見があった。

(9) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

10月23日に委員会を開催して、今後次のような課題について検討することとした。

①教員の資質向上のため、大学において自主的に改善すべき点の検討

その内容として次のことを考えている。

(a)教員養成の改善のための創意工夫を実施している大学の実情調査

(b)教職課程教育、教育実習などを円滑に行うための条件整備の具体的内容についての検討

(c)教科教育の検討

②教育学部は、その性格を生かして今後どのように対応していくべきかについての検討

その内容として次のことを考えている。

(a)教員養成、採用、研修、再教育等の見直し

(b)人口動態に応じた教員の計画養成、課程制の見直し、教員以外の他分野の開拓等以上の報告に関し、教員養成学部の将来のあり方等について意見の交換があった。

(10) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

前回総会以後、旧設大学院の充実に関する小委員会を4回開き、関係大学の大学院の実態調査等も行いながら報告書のまとめの作業を進めている。

新設大学院拡充の方は、6月29日に連合大学院・総合大学院についての大学院問題調査研究会議の事情聴取があり、進展の兆しが現れてきた。そこで、8月14日に小委員会を開いて総合大学院関係の懇談会を開催した。

本委員会は、以上の結果を踏まえて10月12日

および昨11月14日に開催して、大学院問題の現況と展望を話し合うとともに、21世紀に向けての留学生受入れ拡大と大学院の関係等について議論した。

——昼食休憩、午後1時30分から同4時まで文部省関係者を交えての学長懇談会を開催、午後4時30分から総会を再開——

2. 各地区学長会議における討議事項の報告

前回総会以後における各地区国立大学学長会議における討議事項等について、各地区当番大学長からそれぞれ次のような報告があった。

(1) 東北地区(山田福島大学長)

東北地区の学長会議は、10月4、5の両日に開催され、入試改善問題について協議するとともに、「国立大学における組織および運営の見直し」に対する取り組み状況について意見交換を行った。

(2) 関東・甲信越地区(天野東京水産大学長)

関東・甲信越地区の学長会議は、10月19日に開催され、前回総会で提案された入試改善に関する「了解事項」(共通第1次学力試験の試験科目を削減することの是非、ア・ラ・カルト方式をとることの是非、自大学で二次募集を新設、または拡充する可能性、の3点について各大学で検討すること)に関して各大学の検討結果に基づいて協議するとともに、学生の体育大会の問題について意見交換を行った。

(3) 東海・北陸地区(丸井愛知教育大学長)

東海・北陸地区の学長会議は、10月8、9の両日に開催され、特に高岡短期大学にオブザーバーとして参加願った。会議の内容は、入試改善に関する「了解事項」についての各大学の検討結果に基づく協議と、臨時教育審議会の審議状況についての報告に基づく意見交換等であっ

た。

(4) 近畿地区(協坂滋賀医科大学長)

近畿地区の学長会議は、11月5日に開催され、①共同利用施設の「国際交流会館」を設置すること、②教員養成学部活路を見出す方法について、③共通第1次学力試験の問題等について協議するとともに、入試における第二次募集の実情等について意見の交換を行った。

(北海道地区、中国・四国地区、九州地区の学長会議は、今日まで開かれていない。)

3. 臨時教育審議会の審議経過について

飯島名古屋大学長(臨時教育審議会委員)から、臨時教育審議会の経過概要について、大略次のとおり報告があった。

臨時教育審議会は、25名の委員で構成されており、9月5日に第1回の会合が開かれた。その席上、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化および文化の発展に対応する教育の実現を期して、各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」の諮問がなされ、それを受けて週1回の割合で作業を進めている。最初の2～3回は、自由討議の形で審議会の運営、とりあげるべき問題等について各委員の意見表明が行われた。そのあと2回は、参考人と呼んで「我が国教育の歴史的変遷について」「我が国における最近の教育問題の動向について」および「諸外国の教育事情について(制度、改革の動向)」についてレクチャーを受け、そのあと審議会の進め方について議論した。その結果、①従来、政府のこの種の会議は、行政側の指導下で行われることが多いが、本審議会としては、主体的、自主的に運営すること、また、総会中心に運営すること、②委員ひとりひとりの主観を出すのではなく、各方面の

意見を可及的に消化して受け止めること、③そのため、できるだけ多くの人の意見をきくとともに、視察、公聴会を行うことなども考えるほか、意見、論文の募集等も考えることとした。このように自主性と開放性を建前として運営し、空想論でなく実行可能な具体的提言をまとめる方向で審議を進めようということである。

なお、巷間伝えられている緊急答申などの要請があったか否かの問題については、現在のところそのような指示はない。

今後の審議会の運営は、具体的な問題ごとに四つの部会を設けて審議し、それを総会にフィードバックしながら進めることになる。委員の任期は3年であるが、3年後に報告をまとめるというのではなく、まとまったものから中間報告を行うことにしている。

四つの部会の内訳は、第一部会は「教育の基本問題」について、第二部会は「家庭教育、社会教育、生涯教育の問題」について、第三部会は「初等中等教育問題」について、第四部会は「高等教育問題」についてとなっているが、学校制度、入学者選抜、教員資質の問題は、第三部会と第四部会の合同で審議することになっている。このうち国大協に特に関係の深いのは第四部会であるが、委員が4名であるため、議論が進まないのが、現在、専門委員をお願いすべく人選を進めている。

第四部会として取扱う問題はまだ確定の段階ではないが、入試問題、特に共通第1次学力試験について世間の関心が強いことから、これをさけては通れないと思われるので、この問題を優先して議論することになろう。他には、高校と大学の接続問題、大学の国際化に伴う体制整備の問題、大学と学歴社会の関係等がある。さらに、国立大学の基盤は、教育のほか学術研究

があるので、学術研究、科学技術、文化との関係等の問題についても力を入れていきたいと思っている。

しかし、審議会全体の流れからすると、教育制度全般を整理せよという意見もある一方、もっと自由化せよという意見もあって、国公立大学の設置形態、設置基準の問題等、高等教育の基本に取り組まざるを得なくなるものと思う。

また、関連して、教育の公共投資と大学財政の問題にも取り組まざるを得ないであろう。さらに、一般教育、大学院の問題もこの基本問題から派生してくると思われる。

第四部会の以上のような課題については多くのひととの議論が必要であるが、私見としては、大学が今より良くならない改革は意味がないと考えている。それには、空理空論でなく、大学内外の意見を取り上げつつ大学の発展を阻害している要因を除くことに努めなければならないと思う。一面、大学に対する批判も多いので、国立大学の先生方にも協力をお願いしたい。

ところで、大学はこれまで外部に向って自己を主張する意見を出すことが少なかったのではないと思われるので、大学側の意見をまとめた“紙の弾丸”をもっと沢山出していただきたい。今後、国大協にも随時状況を連絡して意見を伺っていききたいのでよろしくお願いする。

審議会の答申の扱いについては、極力尊重するというものである。そのあとの具体的処理は関係省庁が作業にかかることになるが、法律案は国会で審議されることになるので、審議会の意見が所管大臣の主観によって左右されるというようなことはないものと思う。それで、審議会としてはリアリティのある提案をしたいと思うが、それについては当事者の理解を得る必要があると考えている。

大学入試の問題は、各大学の責任と権限に属する事項であるので、その改善案は実行可能なものでなければならないと思い、これについては関係団体や関係の先生方の意見を伺いながら取りまとめたいと考えている。

以上、審議会の作業の基本方針について概略申し述べたが、いずれにしろ、仕事が始まったばかりであるので、今後よろしく願いしたい。

以上の報告ののち、会長から、今後臨時教育審議会からはいろいろな問題が提起されると思

うが、国大協としては主として第1常置委員会で対応していただき、入試問題等個別の問題についてはそれぞれ関係の委員会で対応していただきたいと思うので、今後ともよろしく願いしたい旨の発言があった。

4. 第76回総会の日時、場所について

会長から、次回総会は昭和60年6月19日（水）、20日（木）の両日、国立教育会館で開催したい旨諮られ、異議なく了承された。

第75回総会（第2日）

日 時 昭和59年11月16日（金） 10：00～12：00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

昨日の総会日程の説明の際に申し上げたように、本日午前中を自由討議に当てることとし、その主要テーマは「入試改善の問題」ということにいたしたい。

については、これに関連のある第2常置委員会と入試改善特別委員会の状況報告から先ず伺うことにしたい。

以上のような挨拶があったのち、まず第2常置委員会の報告があった。

1. 第2常置委員会（猪委員長代理：丸井委員）

共通第1次学力試験の教科・科目の削減の是非、試験形式のあり方、受験の機会の複数化等については、別途入試改善特別委員会で基本的問題を含めて意見分布等調査をすすめているので、本委員会は、当面の昭和61年度の共通第1次学力試験の実施期日の問題について去る10月18日の委員会で審議、検討した。

昭和60年度は、新しい高校学習指導要領に基づき教育を受けた生徒が受験することになり、この新教育課程の関係から1月いっぱい高等学校の学習を必要とするという事情から、共通第1次学力試験の実施期日は、高等学校との話し合いで、従来より約10日間遅らせた1月26日（土）、27（日）の2日間ということに決定されている。しかし、昭和61年度については、別途検討することになっていたもので、去る9月27日、10月13日の2回に亘り、高等学校長協会の代表者と本委員会の関係者並びに文部省関係官、入試センター代表者との間で60年度に準じた案（1月25日（土）、26日（日）の2日間）を基に協議した。その経過の報告をもとに委員会で審議した結果、この原案を了承したが、これの今後の取り扱いについては、高等学校側の事情も考慮し、全国高等学校長協会総会（11月末）以後にこれを決定する方針とし、来年2月下旬開催予定の理事会にこの件を諮ることとした。なお、文部省としては、その後入試改善会

議を経て、4月に公表すれば差支えないということであった。

なお、この問題について高校側と折衝した際、高校側からは2月上旬実施の希望が出されたが、この案は入試センターの業務処理の日程の関係や私立大学の入試期日と重なる点など種種問題がある。また、昭和62年度以降については、試験期日を土曜、日曜に指定せずに第2次試験のように期日を固定してほしいという要望が出されたが、試験日を固定することになると、現在大都市圏を中心にかなり試験場として高等学校校舎を借用しているの、ウィークデーでも試験場の確保に支障がないかどうかの見通しを立てる必要がある。いずれにしても昭和62年度以降の共通1次試験の実施期日の問題については、入試改善特別委員会の入試改善の方向が出たところで検討していく考えである。

次に、昨年来各国立大学の意見を求めて検討してきた「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン（案）」については、さらに検討を加えることにしている。

以上の報告に関連して、試験実施の期日の問題に関しておおむね次のような意見交換があった。

- 共通第1次学力試験が1月に行われる理由として、入試センターの業務処理上の問題、私立大学との受験期日との重複の問題があるかと思うが、私立大学の受験日と分離する結果、高等学校の教育が歪められるおそれがあるので、出来るならば試験日を2月にずらす方向で委員会としても検討してほしい。
- 今後の検討状況にもよるが、共通1次試験の期日を2月にずらすことになると、2段階選抜と推薦入学（共通1次試験を課す場合）

の結果発表を2月26日に行い、また合格発表を3月20日までにを行うというような全体のスケジュールを再検討しなければならない。高等学校の教育を十分に実施するために2月にずらすという考えももっともな点もあるので、今後、この問題について委員会で更に検討してゆきたい。

- 入試期日と降雪の関係であるが、日本で一番寒い時期は1月下旬～2月中旬くらいで、この時期は雪の降る可能性が最も高い。その中で、共通第1次試験を実施することは非常に危険であり、60年度はやむを得ないとして、61年度についても1月下旬頃に試験を実施するというのであれば、大雪の時にはどう対処するのかということを十分考慮して、62年度以降については再検討を願いたい。温暖地区は雪国と比べ降雪の際の準備が不十分なので、雪害の虞れのある時期は避けてほしい。
- 雪の多い地区としては、試験の実施期日に関して言えば1月下旬に試験を実施することに対しては賛成しかねるのであるが、60年度については諸般の事情を考えてやむなく1月26日、27日を了承したわけである。しかし、61年度以降についてはこの点を十分考慮して検討していただきたい。降雪のため、万一試験の実施に支障が生ずると、共通1次試験全般に大きな影響を及ぼすことになる。
- 雪の多い地域については、従来から気にしているところであるが、高等学校の学習指導要領の改訂に伴う高校側の要望や、入試センターの業務処理の実情等を考え合わせるとどうしても1月下旬頃になり、60年度についてはすでに1月26日、27日に決定したわけであるが、61年度も高校側との関係から1月下旬（25日、26日）ということにならざるを得な

い情勢にあるので、ただいまのご意見を踏まえ来年2月下旬に開かれる理事会で最終的な決定をお願いすることとし、本日のところは61年度についても1月下旬ということで一応ご了承いただきたい。

おおむね以上のような協議があったのち、会長から61年度の期日について次のように諮られ、了承された。

雪の多い地区については大変ご苦勞をおかけすることになるが、すでに60年度については1月26日、27日に決定されている。61年度については、60年の試験を実施してみて支障があれば、その後に理事会を開く予定になっているので再考の余地もあるということで、本日のところは1月25日、26日ということで一応のご了承をいただきたい。(了承)

2. 入試改善特別委員会(松田委員長)

去る6月の第74回総会において会長から提案された入試改善に関する「了解事項」(下記の3項目について、各大学は委員会を設けるなどの方法によって検討し、次回総会頃までに一応の見解を表明できるようにすること。①試験教科目を削減することの是非、②いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非、③自大学で二次募集を新設、または拡充する可能性)に関する各大学における検討のための参考資料を作成し、8月末に各大学にこれを送付した。そして、各大学における検討の感触を、各地区学長会議当番大学長又は各地区選出の本委員会委員に取りつぎないし取りまとめを依頼したが、その結果が出揃ったので、その内容の概要をご報告し、これに基づく討議をお願いしたい。

今回の調査は、各大学・学部が、過去6回の

共通第1次学力試験の経験を踏まえて、一つは自大学の入試改善の一環として、またもう一つは国立大学全般の入試改善の一環として、どのような意見あるいは評価を共通第1次学力試験に対して持っているかを伺い、それを本委員会の今後の入試改善検討の参考にしようという目的で実施されたものである。

各大学・学部の意見の概要は、本日配付の資料のとおりであるが、当然のことながら大学によって意見の相違があり、また大学間の学部レベルの意見の相違から種々の意見を併記した回答もあり、このまともはその概略の傾向を呈示したものに過ぎないが、これについて若干補足説明を加えたい。

①の「共通第1次学力試験の試験教科・科目数を削減することの是非」については、大多数の意見は、単一試験方式による5教科7科目と5教科5科目に二分され、その他コース試験方式による5教科6科目とする意見もあった。5教科7科目を支持する意見の論拠としては、一つは大学入学の基礎知識として5教科7科目は必要であり、削減する必要はないというものであり、このような意見は特に医学部と教員養成系学部が多かった。もう一つは、現行の5教科7科目を削減することは共通第1次学力試験導入の理念に反し、また高校教育を乱すおそれがある、というものである。

次に、5教科5科目に賛成する意見としては、受験生の負担を軽減するため削減するならやむを得ないが、削減するとしても5教科5科目が限度であろうという意見が相当数あった。その他、教科・科目数の如何にかかわらず、社会の「現代社会」と理科の「理科Ⅰ」は共通第1次学力試験になじまないの、試験科目から除くのが適当であるという意見があった。ただ

し、この場合には職業高校出身者については、特例として取扱うことが必要であるということが付加されている。

次に②の「共通第1次学力試験の教科・科目に関して、いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非」については、ア・ラ・カルト方式をとることへの積極的賛成は少なかったが、これに賛成しない理由としては、第一に志望変更に当たって受験生に混乱を来たすことになる、第二に高校教育を乱すおそれがある。第三に共通第1次学力試験の精神に反する、という意見などが挙げられている。しかしア・ラ・カルト方式を支持する意見も少数ながらあり、これについては現行の共通第1次学力試験の方法は画一性が強すぎるので、ア・ラ・カルト方式により各大学・学部の実性を増し、特徴のある選抜方法が可能になるようにすべきである、ということがその理由とされている。なお、このア・ラ・カルト方式に賛成しない大学の中にも、他の特定大学がこれをとることには敢て反対はしない、というものがみられた。

次に③の「自大学が第2次募集を新設又は拡充する可能性」についての意見としては、現在これを実施していない大学では積極的意見は殆どなかった。しかし、国立大学の受験の機会を複数化することへの配慮を望む意見があった。この受験機会の複数化については、第2次試験にある幅を持たせて、その間に各大学に実施時期を自主的に選択させるとするもの、このほか適当な工夫をして第2次試験を2期に分けて受験の機会を増す可能性の提唱があったが、これの具体的な方法の提案までは示されていない。

以上が「了解事項」の3項目に対する調査結果の概要であるが、そのほかに、より基本的なこととして、共通第1次学力試験を廃止するこ

とについても議論すべきであるという意見がかなりあったが、これに代るべき方法についての具体的な意見は提出されていない。

また共通第1次学力試験の実施目的、理念について再検討を要するという意見があった。このことについては、当初言われた「高等学校における一般的、基礎的学力の達成度を客観テストと共通尺度によりみる」ということから、最近に至って「大学における教育を受けるために必要な基礎学力をみる」という考え方に変わりつつあるが、共通第1次学力試験には、一方で資格試験的な面と、他方で選抜試験的な面と相互に矛盾する面が併存していることが基本的な問題であるとする意見があった。

次に共通第1次学力試験の結果の利用方法について、当初の厳格なガイドラインが建前として生きているけれども、実情はより弾力化する方向に傾いてきているとして、このガイドラインを現実的に即して改めるべきであるとする意見があった。その他、共通第1次学力試験を思い切って資格試験的なものとして位置付け、現在のような1点刻みの試験成績の採点評価方式を改めて、一定の合格ラインを設けこれを超えた者を合格とする方式とすることを検討してはどうかとの意見もあった。

以上で今回の調査結果の概要の報告を終るが、「了解事項」の各項目について大まかな感触として、自大学については比較的消極的、国立大学全般についてはより積極的という傾向がみられるようである。今回の調査は、共通第1次学力試験存続という前提の下での意見照会であったが、長期的には共通第1次学力試験の廃止をも含めた基本問題をも検討し、実情に即した路線をさぐる必要があると思う。しかし、来年6月の総会までに一応の改善案を作成すると

いう予てからのスケジュールがあり、一方、臨時教育審議会の動向等諸般の事情も考慮すると、この際基本的なことをすべて含めての議論は無理であるので、本委員会としては、比較的まとめ易い当面の具体的問題と長期の検討を要する基本的問題とを仕分けしながら検討を進めたいと考えている。

また、今回の調査で共通第1次学力試験に関しての各大学・学部でのおおよその意見分布が把握できたと判断しているので、先の三つの項目を中心に、当面の入試改善に関する項目をいくつか加えた形の本格的なアンケート調査を実施する予定である。今後のスケジュールとしては、本日の討議を踏まえて本委員会でアンケート案を作成し、これを年内に発送して各大学・学部での検討をお願いし、来年2月末くらいに回収のうえ、これを基に改善案を取りまとめ、来年6月総会にこれを報告したいと考えている。そして一方で、それと並行して基本問題の検討も進めていきたいと考えているので、本日は活発な議論をお聞かせ願いたい。

概略以上のような報告があった後、今回の「了解事項」についての各大学の検討結果を基に各地区学長会議等で協議された模様について各当番学長等よりそれぞれ報告があった。

以上の報告があったのち、会長より次のように述べられた。

今回の調査はなるべく自由な意見を出していただきたいと考え一般的な形でお尋ねした訳であるが、そこで取り上げた問題も含め基本問題にも溯って入試改善全般の問題について自由にご討議をお願いしたい。

ついで自由討議に移り、主として次のような点について意見が交された。

- 大学入試の改革についての理論確立について。
 - 共通1次試験の理念について。
 - 共通1次試験の位置付けについて。
 - 共通1次試験の性格について（選抜試験か資格試験か）。
 - 共通1次試験のメリット、デメリットの検討について。
 - 共通1次試験の試験教科・科目数を各大学が自主的に選択できる方式について。
 - 共通1次試験と2次試験との関係について。
 - 共通1次試験の目的（高校教育の履修の達成度をみる）と新高校学習指導要領による履修の多様化との関係について。
 - 共通1次試験の出題内容、解答方法について。
 - 個性的、独創的な人間を選抜することについて。
 - 国公立大学共通1次試験と私立大学との関係について。
 - 共通1次試験実施日の雪害対策について。
- おおむね以上のような点について意見の交換があったのち、沢田副会長から次回総会までに任期満了となる下記の学長に対し、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意を表された。
- 東 京 大 学 平野 龍一 (60.3.31)
東京農工大学 諸星静次郎 (60.3.31)
横浜国立大学 野村 正七 (60.3.31)
富 山 大 学 柳田 友道 (60.6.12)
香 川 大 学 幡 克美 (60.2.28)
- 以上をもって総会を終了した。

第42回事務連絡会議

日 時 昭和59年11月16日(金) 13:30~16:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター木村管理部長

(事務連絡) 坂元会計課長, 崎谷企画課課長補佐, 西尾研究助成課研究協力室長

開会にあたり平野会長から次のように挨拶があった。

事務局長各位には日頃大学運営にご尽力いただき、この機会に学長を代表してお礼申しあげる。

特に昨今は、国の財政事情等により国立大学についても、予算のうえでも定員のうえでも窮屈な状況が続いてご苦労が多いことと拝察する。

今総会の状況については後刻石塚事務局長から報告があると思うが、学長を代表してお願い旁々一言ご挨拶を申し述べたい。

昨日、松永文部大臣より大臣就任に当たって挨拶があったが、その中で、国立大学における事務機器等の購入をめぐる過日発生した不祥事件について言及され、今後このような不祥事を繰り返さないよう万全を期されたい旨ご注意をいただいた。また佐野事務次官から、この不祥事の発生について行政事務の責任者として監督不行届があったことを学長各位にお詫びしたい旨遺憾の意の表明があった。そのようなことで、文部省および大学は一体となってこのような不祥事を未然に防止するよう努めなければならないと思う。

大学の事務局の職員は文部省の職員であると同時に大学の職員でもある関係でいろいろむずかしい面があると思う。大学ということは元来“自治”意識が強く、そのため場合によっては両者の間で考え方に対立が生じることもあり

得られると思われる。そのような場合、事務局長各位におかれては、その身分は文部省に所属するとしても、各大学の中でそれぞれの大学の一員としての立場にあるということを十分ご理解願ったうえ、大学運営にご尽力いただけるようお願い申しあげる。

以上のような会長挨拶があったのち、石塚事務局長より最近の人事異動により新たに就任された事務局長の紹介があった。

ついで、竹下事務局次長より配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第75回総会概況」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

(1) 要望書の提出について

1) 6月総会で決議された要望書の処理について

2) 「人事院勧告の完全実施」と「定年制導入に伴う定員管理上の措置」に関する再度要望について

(2) イギリス国大学学長の招待について

(3) 特別会計制度協議会について

(4) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第75回総会国立大学協会事業報告書」および「第75回総会概況」等をもとに、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

その委員長報告が午前中に終わり、昼食休憩後、午後1時30分から同4時まで文部省関係者を交えての学長懇談会が開催された。学長懇談会では、初めに新たに就任された松永文部大臣の挨拶があり、ついで宮地高等教育局長、大崎学術国際局長より昭和60年度概算要求等それぞれ所掌事項に関して説明があったのち、大学の当面する諸問題について文部省関係官と種々意見交換が行われた。その内容は、①学生の臨時増について、②奨学寄付金の使用手続の簡素化について、③外国人留学生受入れの将来構想と対策について、④国際交流会館の充実計画について、⑤定年制施行に伴う諸問題に関する措置について、等であり、それぞれ提案学長から趣旨説明があり、これに対して文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

(2) 各地区学長会議における討議事項の報告について

総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の模様について、それぞれ地区世話大学の学長より報告があった。

(3) 臨時教育審議会の審議経過について

飯島名古屋大学長(臨時教育審議会委員、同審議会第4部会長)より、臨時教育審議会における審議経過等について詳細に亘る説明があっ

た。

以上で第1日目の会議を終了した。

(4) 当面する諸問題について

総会2日目は「入試改善の問題」をテーマに、これに関連のある第2常置委員会と入試改善特別委員会の審議状況について、丸井第2常置委員会委員および松田入試改善特別委員会委員長よりそれぞれ説明があったのち、これについて種々意見交換が行われた。(詳細は総会議事要録参照)

なお、昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日については、60年度に準じて(1月末の土曜・日曜に実施)1月25日(土)、26日(日)の両日とすることが了承されたが、これについては今後高等学校側と意見調整を図ったうえ、来年2月開催の理事会において最終決定を行うこととした。

以上で第75回総会の全日程を終え、ついで午後12時30分より、会長、両副会長、関係委員長等が出席して記者会見を行った。

以上をもって石塚事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

木村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関する事項について次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力を賜わり、この機会を借りてお礼を申しあげたい。

初めに、昭和60年度共通第1次学力試験の出願状況について、配付資料に即してご報告申し上げる。これについては去る11月10日(土)に受付を締切ったが、まだ一部郵送による未着分があり確定した数ではなく、11月13日現在の集

計数である。これまでの出願総数は 336,300 人で、この内訳は、現役が 207,000 人、既卒者が 127,900 人、検定試験合格者 1,400 人となっている。そして、出願総数に対する現役の占める割合は 61.6% で、昨年より約 2% 下がり過去最も低くなっているが、これは 60 年度の高等学校卒業見込者数が今年度より約 11 万人減ることの影響と思われる。その高等学校卒業見込者数に対する現役の志願率については、共通第 1 次学力試験初年度の昭和 54 年度の 16.6% より年々低下し、今年度の 15.5% から 60 年度は更に 15.1% というので、これも過去最も低率ということになる。

一方、4 年制国公立大学全体をとおしての高等学校卒業見込者総数に対する大学入学志願者の割合をみると、昭和 54 年度から 56 年度までの 3 年間は僅かずつ下がるものの、57 年度はこれに歯止めがかかり昨年度、今年度とそれぞれ 0.1% ずつ上昇がみられる。このような状況の中で共通第 1 次学力試験の志願者数の漸減傾向が続くことから、受験生の“国立大学離れ”ということが巷間流布されているものと思われるが、入試センターの研究部ではこの現象が何故に起きているのか種々の角度から究明を行っているところである。

次に、昭和 60 年度共通第 1 次学力試験の実施期日については、従来より 2 週間程度繰り下げて 1 月下旬の土曜、日曜とするの方針のもとに 1 月 26 日（土）、27 日（日）とすることが既に決まっているが、この時期は一部の地域で雪害の危険度が高いので、各大学におかれてはこれの円滑な実施のために万全の措置を講じられるようお願い申しあげる。

それから、昭和 61 年度共通第 1 次学力試験の実施期日については、今総会において 60 年度に

準じて 1 月末の土曜、日曜とし 1 月 25 日（土）、26 日（日）に実施することの了承が得られたが、なお、この最終決定は、今後高等学校側と折衝し合意を得たうえで来年 2 月開催の国大協理事会において行われることになった。

おおむね以上のような説明があり、入試センターからの事務連絡を終わった。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、おおむね以下のようにそれぞれ所管事項に関し説明があった。

坂元会計課長

○ 昭和 60 年度予算編成について

昭和 60 年度文部省概算要求は去る 8 月末に大蔵省に提出した。今回の概算要求は、経常的経費については -10%、投資的部分については -5% という厳しい要求枠のもとに行われた。

国立学校特別会計については、前年度比 0.9%、約 144 億円の伸びとなっているが、これは附属病院収入、国有財産処分等の自己収入が約 154 億円ふえていることに助けられているもので、一般会計からの繰入れ額そのものは前年度より 10 億円減っている。

次に、文部省一般会計の政府全体に対する比率についてみると、前年度の 9% に対し 60 年度は 8.36% と若干低くなっている。しかしこれは国の一般会計において年々国債の償還費、地方交付税交付金の占める割合が増加しているためであり、特に文部省が他省庁に比べて減じているというわけではない。

しかし、いずれにしても 60 年度の予算編成は厳しいものになると思われる。なお、特別会計については、一般会計からの繰入れ額の比率がこれの発足当初（昭和 39 年）82% であったもの

が、年を追って減ってきて、60年度は要求ベースで66.2%となっている。その分大学が自己収入増の努力を払ってきたということがいえるが、これももはや限界にきているといわざるを得ない。

60年度概算要求についておおむね以上のような説明があったほか、大学における事務機器購入をめぐる汚職に関連して会計事務処理の適正化等について説明があった。

崎谷企画課課長補佐

1. 臨時教育審議会の審議状況について

臨時教育審議会は去る9月5日に第1回の会議を開催して以来、この11月14日の開催で第9回目を数える。去る11月7日開催の第8回の審議会において第1部会から第4部会まで4つの部会の設置を決め、今後部会別に審議事項を分担して検討をすすめてゆくこととなった。その審議事項のうち、高等教育の問題については、主として第4部会（部会長は飯島名古屋大学長）が扱うこととなり、11月14日にその第4部会の初会合が持たれ、同部会の審議のすすめ方について協議が行われた。その結果、第4部会では審議の優先課題として、入試問題、特に共通第1次学力試験についての問題が取り上げられるほか、大学の国際化への対応、大学と科学技術とのかかわり、大学と学歴社会のかかわり、といった問題について検討がすすめられてゆくことになると思われ、さらに長期的には、国・公・私立を通して大学の設置形態・制度のあり方ということに踏み込んだ検討も加えられ

るものと思われる。

このあと審議会では、審議会の全体会議と並行して各部会の審議を深めてゆくため、各部会ごとに数名ずつ専門委員を委嘱する予定になっている。

2. 放送大学について

昭和60年4月より授業開始となる放送大学の概要について「学生募集要項」等の配付資料をもとに説明があった。

西尾研究助成課研究協力室長

○ 民間研究資金の国立大学等への受入れ等の改善についての検討状況について

このことについて初めに次のように述べられたのち、配付資料をもとに、奨学寄付金の受入れ、受託研究の受入れ、等について説明があった。

研究関係法人等外部の機関との関係において、大学に対する外部からの研究援助・受託研究等について改善を要する事例が指摘されたことに照らして省内に関係局課による検討会議を設けて、民間資金の受入れ等の改善について検討中であり、いずれ報告書を作成する予定であるが、これまでの検討状況を取りまとめると、配付資料に記されているとおりである。

岡林福利課長

○ 国家公務員共済年金制度について

このことについて配付資料をもとに詳細な説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和59年11月1日(木) 14:00~16:00

場 所 学士会分館3号室

出席者 山村委員長

石田、鞠谷、藤巻、北条、八木、堯天、檜、添田、
保田、中村、石神各委員

下沢、高田各専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された保田正人委員(長崎大学長)の紹介があり、続いて次のように述べられた。

本日は前回(59.9.11)に引続き小委員会での大学評価問題等の審議状況を報告いただき、それについて協議したい。なお、その前に前回委員会で取りまとめた「国立大学の授業料について」を席上配付してあるのでご確認をお願いしたい。

〔議 事〕

1. 小委員会報告と協議

(1) 大学評価および教養教育の問題について

初めに藤巻小委員長より、前回の親委員会以降に開催された「大学のあり方の検討小委員会」の審議内容について概ね次のような説明があった。

前回の親委員会以降、小委員会を2回(59.9.28, 59.10.25)開催し、主として大学評価の問題と教養教育の問題について検討した。その審議の概要は次のとおりである。

(1) 大学評価の問題について

9月28日開催の小委員会では高田専門委員より提出のあった「大学の自律的评价について」の資料を基に、「大学評価問題の登場」、「大学評価の準則」、「文科系における評価」等について協議した。

このうち文科系の評価については、文科系は個人的な研究が多く評価が困難であるが、学位もひとつの評価基準になるとか、東京大学法学部の「研究・教育年報」による自己評価、あるいは各大学の「紀要」等の掲載論文等もひとつの評価の目安となるのではないかなどの意見もあった。また、理科系では設備の充実によって業績が上がるが、文科系ではそのようなことがないということもその特質として挙げられた。これに対し、理工系では、大学間、個人間、あるいは産業界も含め激烈な競争社会が形成されており、そこでは必然的に評価が求められるので、文科系に比べ評価が行われ易い状況にあるのではないかということであった。

また、評価問題については、個人の立場での問題が多く議論されてきたが、組織体としての評価についても考えるべきであるという指摘があり、これに関し種々協議した。例えば、医学部では大学院への進学状況が評価の基準になるとか、人文系でも、法学部と経済学部は似ているように思われているが、経済学部は異質的要素を含んでいて文科系に近い領域もあれば理工系に近いものもあり、法学部と一律に考えるわけにはいかない等の意見があった。

次に、市川委員作成の「国立大学評価の構造」を基に、競争原理で大学の活性化ができるか、あるいは教官採用に新しい意識を導入できるかなどの問題を検討した。これについては、大学の研究・教育は、大学を貫く共通性を踏まえ

たうえで各専門分野毎に対応を考える必要があり、一律に競争原理・効率化という観点より見ることは問題である、との意見があった。

その他、日本の社会科学は抽象的で実践的把握がなされていないところに問題がある、また国際的に見ても相対的に遅れていて、特に現実面からの遊離、社会的ニーズへの対応の遅れが見られ、それは大学のシステム全体が後進的であることにも起因しているのではないか等の意見が出された。

続いて、10月25日の小委員会では人文系の大学評価の問題を中心に討議した。

まず、「国立大学評価の構造」では、競争原理による大学の活性化を目指しているが、人文系ではその導入の困難性が指摘された。さらに人文系といっても、社会学・心理学・教育学等の学問分野と哲学・史学・文学等の分野とでは性格が異なり、前者は人間工学的発想というか一種の応用学的観念もあるのに対し、後者は“虚学”であるので、研究評価にしても一元化しにくい。また人文系では、大学・学部・学科・講座等が共同研究の場になりにくく、そのことも大学評価を困難にさせる原因であろうとの指摘があった。

続いて高田委員より、これまでの討議を踏まえ、まず序論として「大学評価問題の登場」の経緯等について触れ、次に「評価を構成する要素」、ついで「現存する大学評価の問題」、最後に「提案」という骨組みで、この問題の取りまとめを行ってはどうか、との提案がなされた。

この提案に対し、その場合、大学の研究・教育と競争原理・効率化の問題を明確に整理する必要があるとか、“教育評価”の問題をどう取り入れるとか、また研究組織体制の遅れが何に起因するか、評価の主体を大学外に求めると

すればどのような問題が生ずるか、等の解析もする必要があるなどの発言があった。なお、この「提案」の部分については今後取りまとめに向い最後の詰めをしたいと考えている。

(2) 教養教育の問題について

この問題について小委員会では、大学のあり方より見た一般教育の問題という基本的観点に立って議論を進めている。前回小委員会では、下沢委員より配付資料に基づいて、この問題に関しての報告書取りまとめの骨子について説明を伺い意見を交換した。

その際、報告書案の取りまとめの方法として、教養課程の改善案を羅列的に提示するか、ある程度ウエートづけをしたものを提案するかという質問が出されたほか、取りまとめに当り協議が未だ不十分である点なども指摘された。なお、報告書の取りまとめ方、公表の仕方等については親委員会に諮り、その判断に基づいて作業を進めることになった。

以上の藤巻小委員長の報告に引続いて高田専門委員より、「大学評価」の報告書取りまとめに関し次のような意見が述べられた。

この中の「評価を構成する要素」の個所には、一般社会・立法行政府等で実施されているものも掲げられているので、この個所と次の「現存する大学評価の問題」を一緒に記述した方がよいと考えた。それで、序論として大学評価の問題が登場した背景を記し、次に大学評価の現状を述べ、最後にその分析と提案というかたちで取りまとめたいと思う。

以上の報告があったのち委員長より、小委員会では報告書のまとめの段階に入ってきたのでその状況を踏まえてご討議をお願いしたい、と

述べられ、ついで次のような意見が交された。

○ 「国立大学評価の構造」の中の「評価システムの概念設計」の個所において、一つのモデルとして評価の主体を国大協とする案が示されているが、この構想には問題がある。従って、その個所の記述を総論にとどめるのか、それとも提案内容が具体的にわたるようなかたちでまとめるのか、非常に重要な問題である。総論にとどめるならば問題は生じないが、具体的に表示することは一考を要する。

○ その問題については、小委員会の論議の過程では具体の部分まで十分検討していただくことにして、最終的にはその取扱いは各大学の自主的判断に委ねるようなかたちのものにしてほしい。

○ 「評価システムの概念設計」のところでは、一つのモデルとして、国大協を評価主体とする案が出たが、このあたりは親委員会としての判断の問題になると思うので、ご指示願いたい。

○ 各大学は、これを一つのベースとして、あくまで自主的な評価を行う際の参考とするというのが基本的姿勢と考える。従って、あまり各論にわたらない方がよい。

○ 大学評価の問題を当委員会に取り上げることの意味は二つあると思う。大学の外、特に臨時教育審議会（以下臨教審とする）に対し国大協でも大学評価問題等々議論を十分に尽しているという姿勢を示すとともに、現在進んでいる大学内部における改善の動きに対し何らかの指針・方向を国大協として示す、という両面がある。しかし、先程も指摘のあったように、これについてはあまり各論的なことは提案せずに各大学の検討の材料になる共通的なものを提供してほしい。

○ 公表の仕方等、その取扱いは親委員会の判断に委ねることにしても、小委員会では、臨教審に対応する意味でも、内部的な検討は厳しく議論を尽してほしい。ひいてはそれが各大学にとって有益な参考資料となろう。

○ 大学評価を行う主体はあくまで大学であり、国大協が主体となっていくのは不適当であると思う。また実際上国大協が行うのは不可能であろう。しかし、この問題について、臨教審が指摘することも予想されるので、共通の評価の仕方のようなもの、つまり拠り所となるようなものを総論的に提案し、それを各大学が主体性をもって使うというのが一番適当と考える。

○ 臨教審では、高等教育に関して何を検討対象とするのか未だ明らかでないが、小委員会で教養教育の問題と専門学部教育の問題の二本柱の他に、もう一つこの大学評価問題を取り上げたのは、これが大学の自治、大学の自主的運営と密接な関係を持つ重要な問題と考えたからだと思う。しかし、大学における評価は、自律的に行われなければならないので、国大協としては大学が選択の余地のあるものを提示すべきであると考える。

○ 臨教審については、今後の審議状況を見守りつつ対応せざるを得ない。

○ 「提案」の個所だが、先程来の意見では、大学共通の問題に絞って報告書を取りまとめ、その利用については各大学の自主的判断の下で、その問題を考える時のひとつの参考となるようにするとのことだが、そうすると各大学に共通に提案できる事柄というのは多分に精神論的なものになってしまうのではないかと。

○ この報告書の中で一番大切な個所は「提

案」の部分だと考えるが、そこではまず原理的な基本認識を記述し、その上で全体に共通する問題を述べ、さらに分野別について検討すべきと考える。

- その最後の部分だが、理工系だとわりと評価ポイントをデジタル化することも可能だが、文科系はごく小人数の学会もあり評価が個人の判断に委ねられる傾向がある等、専門分野によって事情が異なるので仲々難しい。
- ご指摘のように、人文社会科学系分野の場合には評価は大変難しいと思うが、しかし真にこれを必要としているのも人文社会科学系だと考えられる。
- 例えば、理科系、人文系と分けて並記したどうか。
- 人文系といっても、大きく分類すると実験系と非実験系とに分かれる。例えば、心理学・社会学等はコンピュータを使用するなど比較的理科系に近い面があるが、国文学等は全然事情が違うので、そういう分類の仕方は適当でない。
- 法学についても同様のことが言える。法学にも、社会科学的領域のもののほかに法解釈などがあり随分多様である。解釈論的なことを研究している者は論文数も多いが、基礎を研究している者は論文点数が少なくかつ時間もかかるという傾向があり、点数だけの評価では困るという面がある。
- 文科系、理科系と分けて並記するのではなく、学問の性質等を考慮して全体を7～8に類型化したモデルを設定し記述できればと考えるが、これは大変困難な作業となろう。
- 「国立大学評価の構造」で、現存している評価を詳細に分析しているが、大学自身の問題としての評価・分析も是非おさえておいて

ほしい。最終的には大学内部で改革していくうえで、そこが重要なポイントとなろう。

- 大学評価は大学等の組織単位による評価と個人評価とに分けられる。一般的には、前者を大学評価といている傾向が多いようだが、小委員会では個人評価の問題にも立ち入って検討している。例えば任期制については、文科系の場合は任期制を導入すると研究・教育の内容も無難に流すようなことになり、かえって活性化を阻害する恐れも考えられる。従って、そのようにならない範囲で、個人を対象とした評価の問題を考えたかどうかという方向で、自己規律的な評価等活性化の方法を検討している。
- 教官の採用に関してだが、大学としては例えば外交官、新聞記者等の経歴の者も採用できればと考えているが、現行規則の中では困難である。この点も、大学設置審議会の検討とは別に、報告書の中で取り上げていただきたい。
- 教官の採用とか、任期制の問題は臨教審で審議されることも考えられ、また重要な事柄でもあるので、ぜひ小委員会で検討願いたい。
- 教官の研究業績の評価とともに、教育業績の評価のことも考えなければならない。
- それと社会的奉仕の面の業績についても考える必要があろう。
- 社会的にも、“創造性ある科学”が強く要請されているが、そのためには“ゆとり”“あそび”といった一見無駄に見えるようなことこそ必要で、余り効率化ということを主張するのは危険である。
- 任期制は、ある意味では効率化に役立つが、しかし、現実には、2、3年何も論文を

発表しなくても、ある年月を経て発表した論文が高い評価を受けるという例も多い。その点、効率化と創造性というのは、仲々両立が困難な面もある。従って、報告書を取りまとめる際、この点を十分配慮する必要があるだろう。

- 以前、学生が教官評価を行っている外国の例が紹介されたが、外国で採用されても日本になじまないものもある。そのへん、外国の例を調査し、日本に導入可能なものと不可能なものを、「提案」の中ではっきり取捨選択していただけると有難い。

大学評価の問題に関して、おおむね以上のよう
な意見交換があったのち、引き続いて教養教育の問題についての協議に移った。

(2) 教養教育の問題について

まず、下沢専門委員より、前回(59.10.25)開催された小委員会で提出した教養教育の問題
についての報告書素案(骨子)及び小委員会に
おける討議の模様について説明があった。

以上の説明に関して、おおむね次のような意見の交換があった。

- 教養課程の組織のことだが、システム上の廃止を含めて検討しているのか。
- 教官は全員各学部
に所属するというかたちで検討されているが、その場合、単科大学が問題となる。例えば、工学系の単科大学の場合、英語とか社会の教官が配置されており、彼らは研究面で非常なハンディキャップを負っていて、不満を持っている。その場合のひとつの考え方としては、その教官の籍を他大

学に移し、学生は単位互換のかたちでその大学で単位を取得してはどうかということも素案では触れている。

- 改革案については、ドラスチックな案を提示するとともに、現状に近い改革案も出す等、両論並記のかたちで複数の案を示すことが適当であろう。
- 先程からも議論があるように、当委員会としては最終的
判断は各大学の自主性に委ねるという前提の下で、全体として各大学に共通したようなもので、かつ教養課程の今後のあり方を検討するうえである程度ガイドラインになるようなものを提示するのが望ましいと考える。

おおむね以上のよう
な意見交換があったのち、最後に山村委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

小委員会でまだ検討されていないものとして「専門学部の教育の問題」があるが、これについては現在大学院問題特別委員会小委員会でも論議されているとのことなので、そちらの方からも資料等提供いただくなどして、検討を始められるようお願いしたい。また、これまで検討してきた問題についても、今回のように審議内容等報告願
い、種々委員各位とご相談しながら報告内容を詰めてゆきたい。

なお、作業のひとつの目標としては、来年6月開催予定の国大協総会を目途にある程度
の中間報告が出来ればと考えているので、よろしく検討のほどをお願いしたい。

次 回 12月10日(月) 10:00~12:00

日 時 昭和59年12月10日(月) 10:00~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井、黒田、石田、小菅、鞠谷、藤巻、宮川、
斎藤(代:中村)、北条、八木、檜、添田、保田、
中村、石神各委員
下沢、高田、宮野各専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 小委員会報告と協議

初めに委員長より次のように述べられた。

目下、小委員会で検討を重ねている「大学のあり方」の問題については、来年6月の総会を目途に中間報告を取りまとめたと考えているので、よろしくご了承いただきたい。

ついで藤巻小委員会委員長より、前回(11.1)報告した以後の小委員会の審議状況について次のように説明があった。

先般(59.11.28)開催された「大学のあり方の検討小委員会」では、検討課題の3本柱のうち、「大学評価の問題」と「教養教育の問題」、特に前者を中心に論議した。前回の親委員会でも話のあったように、小委員会としては本年度末を目途に、大学評価問題と教養教育問題についての取りまとめ作業を終了し、来年6月開催の国大協総会に報告できるようにしたいと考えている。本日は、前回小委員会の審議状況について、下沢専門委員より教養教育の問題を、また高田専門委員より大学評価の問題を、それぞれ説明願うことにしたい。

(1) 教養教育の問題について

下沢専門委員より、教養教育の問題に関しての審議状況についておおむね次のような説明があった。

前々回(59.10.25)小委員会に教養教育の問題に関する報告書の骨子を取りまとめて提出し協議願ったが、小委員会では、まだ詰める必要のある箇所もあり、最終的結論には達していない。本日午後に開催される小委員会でさらに詰めたと考えている。

まず、小委員会で検討課題となっている点を申し上げたい。小委員会では、教養教育を大きく2つに分類している。その一つである「教養Ⅰ」は“普遍的に持っていることが期待されている教養”であり、次の「教養Ⅱ」は“専門に関係する教養”である。そして、この教養Ⅱをさらに「教養ⅡA(全ての専門に共通する教養)」と「教養ⅡB(専門と密接に関連する教養)」とに分けて考えている。

このように教養教育を2つ、あるいは3つに分けた場合、それを実施する教養教育の組織との関連でみると、まず次のような両極端の組織が考えられる。(A)は教養部を廃止した場合、(C)は大学の4年間をすべて教養部とする場合である。この(A)の教養部を廃止し専門学部と併合した場合、教養Ⅰの教育をどこで行うかという問題が生じ、また(C)の4年間すべてを教養部にした場合、どこで教養Ⅱを教育するかという問題が生じてくる。このような両極端のケースは、いずれも適当でないということで、小委員会としては、(A)と(C)の中間案として位置づけられるような(B)案を考えた。この(B)は、機構的には教

養部を廃止し専門学部へ併合する形となるが、教養教育の面では、教養Ⅱは専門教育の中で処理するとともに、教養Ⅰは他学部で入門的な講義を聴く等の形で一般教育の単位を取得するという案である。しかし、この(B)は、総合大学では可能であるが、単科大学では困難であるので、その場合は、例えば一橋大学と東京工業大学等、複数の大学の教官が相互に乗り入れをして、お互いに補完するような方法も考えられる。

おおむね以上のようなことを中心に協議をしたが、小委員会としては(B)が最も適切であろう、ということで一応コンセンサスは得ていると考えるが、ただ国大協の報告書という性格を考えると、ある案を前面に押し出すのは必ずしも適当とは思われないので、取りまとめの仕方としてはいくつかの案を併記する形で作業を進めたいと考えている。

以上の説明に関して、おおむね次のような意見の交換があった。

- 教養教育の問題に関して、前回の第1常置委員会でコンセンサスを得ているのは、一般教育は絶対に必要である、ということである。その場合の一般教育の組織・体制については、教養の内容の捉え方、その教育の実施時期およびその年限、また総合大学と単科大学による違い、その他大学の方針に基づく多様化・個性化等のことが問題として取り上げられたと思う。
- (B)案には、例えば教養部を改編し新学部へ昇格させるが、新学部の教官は従来どおり教養課程教育の責任を負うという形のものも、その範疇に入れているのであろうか。
- そのように考えている。そのような形態の

ものは、すでに大阪大学、広島大学、岩手大学等に設置されている。また、これが(B)案の骨子になると考える。ただし、新学部の教官が必ずしも教養課程教育のすべてを負担しなくてもよいのではないかと考える。例えば、経験に富んだ専門学部教官が担当するのも、ひとつの方法と考える。このような考え方は小委員会でも出されており、これについては今後さらに詰めてゆきたい。

- 大学院問題特別委員会の旧設大学院小委員会では、大学院を修了した若手研究者は世界に伍してゆける研究能力、創造力を持ち合わせなければならないと考えているが、そうするためには、教養課程の教育に2年間を費やすのは長すぎるのではないかと、という意見が出ている。私も、教養課程の1年間で過去の知識をインテグレートして、早目に研究者志向の教育をしないと世界的競争に打ち勝つ人材の養成は難しいのではないかと考えている。

- 小委員会でも、知識のインテグレーションはいつの段階でやったらよいかということが論議され、これについては、ある程度専門知識を修得した上で実施した方が身につくのではないかと等の話が出ている。このインテグレーションということについては、誰がこれを教えるかということが問題であるが、個人的には専門学部の教官が教えた方がよいと考えている。

おおむね以上のような意見交換があったのち、高田専門委員より次のように述べられた。

一般教育の問題に関する小委員会の検討状況については、先程下沢専門委員からも報告があったとおり、新制大学発足以降、国大協等で取

りまとめた一般教育に関する調査報告書等を基に資料的な検討を進めるとともに、教養の内容を教養Ⅰ、教養Ⅱ（さらにⅡＡ、ⅡＢに分ける）に分類するあたりまでは検討が終わっている。そのあと、どのようにこれを改革するかということで、市川委員より(A)案と(C)案が提案され、また下沢委員からは(B)案が提案されたが、小委員会ではこれについての本格的審議はまだ行っていない。私としては、(A)～(C)案の他にもう一つ、現状に近い形の改革案を提出したいと考えている。

一般教育のあり方とその組織の問題ということについては、まず一般教育のあり方についての内在的な論理が明らかになって、その上で、それに対応する組織を考えるのが順序であると思うが、この両者は相互に絡み合う面がある。小委員会としては目下主として組織面よりこの問題にアプローチしているが、前者の一般教育のあり方についても更に詰めなければならないと考えている。一般教育の内容については昭和45年に大学設置基準で総合科目というものが設定されたが、例えば環境問題というようなものを取り上げ、これを自然科学、人文科学、社会科学等様々な角度より入門的に教える等のことをすれば、学生は自分の進む専門との関連性がよく理解できるようになるとともに、考え方も総合的になり視野も広がるのではないかと思う。このように、一般教育科目をどのように実施したらよいかについても、小委員会で検討したいと考えている。

以上の発言に対し、おおむね次のような意見の交換があった。

- 一般教育はどうあるべきか、という総合的な議論をもとに、教養部の組織についての改

革案をまとめてほしい。その場合、ひとつの方向性を示すことは難しいと思うが、教養部の廃止も含め、学部に伴合するか、新学部昇格させるか等、その組織の問題については十分議論を尽してほしい。また、年限の問題については、教養の内容とも関連するが、2年は長すぎるというのが大方の意見であるので、どのくらいの期間が適切か、また何時実施するか（4年間通してやるか、1年ないし1年半で修了するのか）等の点についてご検討願いたい。その他、知識のインテグレーションの問題については、教育の多様化・専門化が進んでいるということも踏まえて検討をお願いしたい。

- 報告書に盛り込むか否かは別問題として、親委員会には抜本的な改革案の提示を含め、その検討の結果を報告願いたい。それと、放送大学が近くスタートするので、放送大学と大学における一般教育の問題についても議論しておいてほしい。
- 放送大学に関しては、かなり以前より関係者から説明を聴くとともに議論も重ねてきているが、これを今回の報告書に盛り込むのは難しいので、この問題を念頭におく程度でよいと思う。

教養教育の問題に関しておおむね以上のよう
な意見交換があったのち、次の問題に移った。

(2) 大学評価の問題について

初めに高田専門委員より、前回小委員会で議論した大学評価の問題に関し、配付資料「大学評価（目次案）」「大学評価に関する若干の問題——大学における社会科学のあり方との関連から——」に基づき詳細な説明があった。その主な項目は次のとおりである。

○ 「大学評価（目次案）」（高田委員作成）

はじめに

第1章 大学評価の現状

I 大学評価

II 大学評価の現状

III 現状の問題点

第2章 大学評価の検討

I 前提問題

II 大学評価のあり方

III 大学評価の分野別検討

○ 「大学評価に関する 若干の問題」（外池委員作成）

I 市川モデルについて

II 社会科学における大学教育・研究体制

III 大学における教育評価について

IV 大学の自己評価について

V 大学自己評価に関して検討すべき基本的事項

以上の説明に関しておおむねの次のような意見の交換があった。

○ 「大学評価に関する若干の問題」のV—3）

「大学と社会」の“社会”とは具体的にどのようなことを指すのであろうか。

○ 大学評価が問題となってきた背景としては、かつてのように大学が社会から隔離していたような歴史的段階から、現在のように両者が密接化したという状況の変化があるわけであるが、ここでは、両者の関係は本来どういふものであるべきか、ということ把握しておかないと正確な評価が困難である、ということだと考える。この資料で例示されている「企業と国民」というのは、企業の要請と国民の要請が一致しているか否か、仮に一致していないとすれば、どちらの要請に必ず

きなのか、という意味であり、また「管理社会化と大学」というのは、社会自体が管理社会化している現状の下では大学はどうあるべきか、という意味である。ただし、これはあくまで例示で、このようなことをおさえる必要があるのではないかと、ということであり、これについて小委員会で具体的に議論が展開されたわけでない。

○ 一般論として、日本の大学は旧習を守る姿勢が強いという傾向にあるが、それは日本人の国民性・歴史観とどう関連があるのか、またそれを打破する方法はあるのか等について小委員会で議論されたのであろうか。

○ 日本で大学評価の行われ難かった要因のひとつとして、日本的な特色・特性があるのではないかと議論はなされている。例えば、社会を父性的社会と母性的社会に分類してみると、父性的社会は比較的评价になじみやすい社会であるが、母性的社会はなじみにくい社会であるといえる。大学で評価が行われ難かった要因として、大学内部に母性的な原則が存在していたからではないか、というようなことは議論された。特に文科系の場合、大学評価に神経質になる人の多いのも、そのような問題があるからだと考える。

○ 小委員会としては、日本の学問研究の進歩を図る上で、大学評価の問題は取り組まざるを得ない状況にあると考えているのであろうか。

○ 一般史的に言うと、かつては大学が学問を独占し、かつ大学は一応社会から隔離した存在であったし、また規模も現在のように大規模化してなく、大学の管理運営や学内の相互理解を比較的やり易かった。また大学の質という観点からみても、かつては均質的という

か、比較的似たような大学が存在していた。それが戦後、学問の担い手は大学だけでなく民間企業等極めて多元化しているし、大学も孤立化から大衆化・大規模化の方向に移行しているし、そして質的にも均質的から多様化に進んでいる。

現在はこのような社会的状況にあるので、例えば高等学校からは生徒の進路指導のために大学に関する評価の基礎データがほしいとか、また企業からは国際化に対応できる人材がほしい、あるいは従業員の価値観の多様化とか、人間疎外とか、高齢化の問題等新しい解決課題が生じてきているので、大学は専門教育だけでなく組織人として集団を統率する能力も開発してほしいとか、あるいは今の学生は企画力が弱い等々、大学に対する関心・期待は以前と比較し格段に高くなっている。また、大学自体も、大衆化・多様化が進んでいるので、改善充実に向け努力をしなければならぬと考える。

以上のようなことから考えて、大学は以前のように孤高を保っているわけにはゆかないと思うし、また大学はその活性化のために、大学評価の問題は取り組まざるを得ないと考える。なお、これらのことについては、「大学評価」の「はしがき」の部分で触れたいと考えている。

- 先程の説明にもあったとおり、人文・社会科学系と理科系では評価の仕方が違うように考える。これは非常に難しい問題であるが、その接点をどう表現したらよいか。大学の活性化のための評価という点はそれでよいが、それを前提にして考える場合、理科系と文科系では自ら異なるものがある。

次に、評価というと、まず大学という組織

と機構を評価するというように考えるが、大学を構成する人達の評価、特に教官の評価も大きなポイントではないかと考える、その辺について小委員会でどのように議論されているのであろうか。

- 前回小委員会で、文科系と理科系では大学評価という言葉で観念する内容が異なっているのではないかと、理科系の場合はどちらかというと大学の組織・機能の評価の方に力点が置かれ、文科系の場合は個人を中心とした評価に傾くのではないかと、ということが話し合われた。この辺は、両者の構造的相違に基づくものかもしれないが、小委員会としては、大学評価問題をさらに詰めてゆくために、組織の評価、機能の評価、人の評価等、ある程度整理して考えてゆく必要があると考えている。
- 教官採用に当たり、自校出身者を優先的に採用するとか、あるいは学閥的なことを配慮する等のことがあるが、それを公募にするとかいう採用人事の自由化を図ることが大学の活性化につながるのではないかと。
- 現行制度は、教官に採用されると、あとは定年まで身分が保障されるわけで、採用だけでなく任免の両方について考える必要があろう。
- 組織の評価と人間の評価とは相互に密接な関係があり、非常に難しい問題である。例えば、同一人物が、大規模大学に行った場合と小規模大学に行った場合では、その発言力・影響力や研究面での差も生じて来よう。また、理科系では大学院博士課程等設置されている大規模大学に所属した方が、評価に際し有利に働くが、文科系は大学院設置の有無に余りかわらず、研究等は割合個人ベースの

色彩が強く、所属大学の規模に比較的影響されない傾向がある。こういった点についても小委員会で議論されている。

また、大規模大学と小規模大学では教官の講義負担に大きな差があり、小規模大学の教官は教育にエネルギーを注がざるを得ないという事情があり、そのため研究面へのハンディキャップが生じ、ひいては大学全体が低い評価がされてしまう、という話も小委員会では出ている。

このように大学評価の問題は大変難しい問題であるので、小委員会としてはまず現状の解析をし問題点を整理した上で案を取りまとめ、一度親委員会に提出し意見を伺い、その上で最終的な報告書案を作るという形で作業

を進めたい。

おおむね以上のような意見交換のあったのち、委員長より次のように述べられ、本日の協議を終了した。

当委員会の検討事項は臨時教育審議会の方とも関連があるので、今回は飯島委員（臨教審第4部会長）に出席願って、その審議状況等を説明いただきたいと考えている。一応、次回開催日は2月中旬以降ということで、具体的日時は飯島委員の都合を聞いて決めたい。なお、小委員会では3月中に一応のまとめをする予定のようであるので、それを受けて4月から5月にかけて精力的に審議を進めたいと思うので、ご了承いただきたい。

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和59年10月25日（木） 10：00～12：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

下沢、原島、大口、外池、明畠、高田、山野各専門委員

長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 大学評価の問題について

(1) 人文系の大学評価について

この問題について大口専門委員より、配付資料を基に次の二つの項目について詳細な説明があった。

①市川モデル（競争原理によって大学の活性化をめざす）による大学評価の導入の困難性

②東大法学部方式（自己規律としての評価）の功罪

以上の説明について次のような意見の交換があった。

○ 人文系の場合、教育の評価についてはどのように考えられるか。

○ 専門課程の場合、ある意味では旧制大学の気風というのか、専門家養成あるいは学者養成といったシステムがかなり残っている。ただし、語学の場合はこれとは少し事情が違っているようである。

○ 大学の教師で、特に語学などを教えている教師には、研究業績はあまりないが教育には非常に熱心であるという方がいるが、そのようなことも評価の対象にしてもよいのではな

いか。

- しかし、教育業績というのは評価の仕方が難しいと思う。どれくらい効果が挙げたかということで評価するのか、あるいはその熱心度をもって評価するのか、その辺の評価がなかなか難しい。
- 医学の方では、医学教育についてどれくらい熱心にやっているかということ記録するような方式を取っているところがある。このようにすればある程度業績として残るのではなからうか。
- 評価の問題の参考になるかどうかはわからないが、放送大学には「生活科学コース」「産業・社会コース」「人文・自然コース」の3コースがあり、そのコースにはそれぞれ「生活と福祉」、「発達と教育」、「社会と経済」、「産業と技術」、「自然の理解」、「人間の探究」という専攻がある。これらについては、人文科学ということが一つの命題であると思うが、その理解の仕方は人によって皆違っている。これをまとめて評価するということは難しいことである。

研究評価の場として学会などがあるが、国文学などには学会らしいものはない。従って、大きな組織の中でいろいろな小さな学会を糾合してそこで評価ということがなされてもよいと思うが、それが現在ではできていない。小さな学会などでは、お互いに足の引っ張り合いになって客観的な評価ということは大変難しい。結局、本でも書いて他者の評価に委ねるより仕方がない現状である。

- 国文学などでは、論文発表などはどういうところで行っているのか。
- 論文の発表については大学の「紀要」があり、また小規模のものではあるが学会誌など

もある。そのほか、例えば東京大学国文科の卒業生には「国語と国文学」、京都大学国文科の卒業生には「国語国文」というような雑誌がある。また、国文学に関する商業誌もいろいろと出ているので、これらも評価の一応の目安にはなるのではないと思われる。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次の議題に移った。

(2) 「大学の評価」についてのまとめについて

大学評価のまとめの方向について高田専門委員より次のように述べられた。

この大学評価の問題のまとめの方向については、市川専門委員がまとめられたモデル(案)が基になると思うが、市川案を大きく整理してみると、次のようになると思う。

- 1) 大学の評価とは何か
- 2) 大学の評価の現状
- 3) 大学の評価についての提案

大筋としてはこれでよいと思うが、評価ということについて全体のまとめをするとすると、この市川案の前に、評価というものが従来どのように扱われて現在に至っているかという状況変化のようなものを入れなければならないのではなからうか。また、具体的な評価と提案については、もう少し詰めておく必要があるのではないかと考えられる。

以上の提言について、次のような意見の交換があった。

- 大学の評価の問題のまとめについては、大体高田専門委員が述べられた順序でまとめればよいと思うが、提案の具体的な内容をどうするかということが問題である。
- 提案ということについては、一般論と分野

別との提案ということになるのではないかと
思う。

- しかし、市川案の主張からすると、大学の改善には大学自体の評価だけでは駄目で、外部からもこれを求める必要があるということのようである。
- 「教育の評価」という問題についてはどうであろうか。
- 教育の評価という問題もあるが、そのほかに幾つかの重要な問題が残っているように思うので、まずそれらの問題を詰めておかないと報告書をまとめることができないのではなからうか。重要な問題として残っていることのひとつとして、①競争原理ということと自己規律としてのプリンシプルということとは、かなり性質が違うのではないかという問題がある。それから分野別の問題にしても、国立大学全体を貫くようなプリンシプルのコンセンサスが得られるようなかたちで提起しなければならないのではないか。その辺の問題をよく詰めておく必要がある。

次に②教育の評価はどう評価できるかということであるが、教育の評価をするということであれば、現在、大学の教育に対する考え方が区々に分かれている実情を十分踏まえたうえで行うべきであろう。

今までは研究を一方でやりながらそれを教育に反映させていくといったやり方であったが、それが現在のような教育の大衆化や教育の細分化にうまく結びつかなくなったということであれば、これは学生を抱えている大学側に何か問題があるのではないか。それらの問題についてはそれぞれの大学でも相当にキメ細かく配慮されてやっていることであると思うが、実際には教育実践として欠けている

という面も認められる。

大学の教師の中には、学生と共に取り組んでいくという教育実践を主体的に強く出して、それによって自分の大学生命を守ろうとする教師もいる。そのような行動についてはある意味で理解できるが、その行動に対する評価は客観的には出ていない。そこでこれをどうするかという議論は必要であろう。

次に③評価の主体についてであるが、国大協自体は、国立大学全体の組織的な運営を考えるという組織体であると思うし、またこれまでの国大協のやり方では、基本的には各大学に任せるといったかたちで行ってきている。そのようなことから考えると評価の主体がどこにあるのかということは問題となることであろう。

なお、評価の主体を外部に求めるということについては、もう少し議論をして、この委員会としての態度を決める必要がある。

- 評価の主体について、これも外部でやってよいかどうかということは、この委員会としては言わない方がよいと思う。この委員会としては、理論の出たことを整理し解析をしてみたという程度にとどめておくべきではなからうか。

- 工学系の方で考えると、評価ができるのであればやるべきであろうという気がする。工学系の方では、評価は競争原理として激烈にやっているという現実があるわけである。

市川案では、評価はできるところではやってみてほしいということが基本的にあるのだと思う。工学系で特に問題になるのは、技術の進歩が激しく、高角度にどんどん抜がっている時代であるので、研究の成果を教育に必ずしもうまくはねかえしていくことができない

い状況があるという点である。

例えば学部教育をうまくやらないと大学の教育・研究もうまくいかないということが実際としても現われてきているので、教育に対する認識も相当に上ってきている。それで、工学系の中でも教育の評価をやってみたらどうなるか一回やってみたいという感じがあるのは事実である。

- 文科系の場合、常に受身であるといったところはありますが、大学評価の目的とするところが大学の活性化ということにあるとすれば、文科系の学問が大学の活性化にどのように結びつくのかということをもう少し議論しなければならぬのではないかと思います。またその際に、評価ということがどのような意味をもつものかということを考えておかないと、文科系は常に受身の位置におかれることになる。
- 大学の活性化の問題が課題となるのは特に人文系と社会科学系ではなからうか。
- 大学の活性化という問題になると、常に予算の問題が出てくることになるのではないかと。
- 予算の問題ばかりではなく大学間のあらゆる格差の問題も、大学の活性化を論ずる場合には欠かせない問題であろう。

おおむね以上のような意見が交され、次回には主として次の二点について検討することとした。

①評価の目的、意義について

②文科系と社会科学系の評価の問題について

2. 教養教育の問題について

この問題に関連して下沢専門委員より、来る11月10日に開催される近畿地区大学一般教育研究会のシンポジウムにおいて「教養問題」に関して講演を行う際の演述の内容の草稿（配付資料）の要旨について説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- ただいまの下沢案を分析すると、大きく分ければ次のように考えられる。

①一般教育に関する国大協での検討の歴史と、当初より現在までに出された各報告書の内容の紹介

②本委員会での討議の状況

以上2つの部分から成り立っていると思うが、①の部分に対しては、客観的に述べればよいと思うが、教養問題のまとめをする場合、②の部分についてはまだ論議の過程でもあり、これを提言というかたちで述べるのか、あるいはいろいろな意見を紹介するかたちで述べるのか、その辺の点についてはどのようにお考えなのか。

- この案は、近畿地区における大学一般教育研究会のシンポジウムにおいて説明しようとする原案であって、本委員会の報告書として「教養問題」をまとめる際にはもう少し詰めを行いたいと思っている。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 11月28日（水）10：00～12：00

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和59年11月28日(水) 10:00~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

下沢, 原島, 大口, 外池, 明島, 市川, 高田,
山野各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学評価の問題について

(1) 「大学評価」の問題のまとめについて

初めに高田専門委員より、これのまとめの目次案が提示され、ついで各項目の内容について詳細な説明があった。

以上の説明に対し、次のような意見の交換があった。

○ ただいまの説明の中の「大学評価の現状」という点についてであるが、先般の第1常置委員会での意見では、評価問題については現状の分析と問題の指摘ということが非常に重要であって、それらのことが解明できれば、大学評価に対する課題の検討は一応果されるのではないかということであった。

○ 目次案の説明の中で、“恣意的評価”ということがあったが、これはどのようなことを意味しているのだろうか。

○ 大学の評価ということについては、大学自体が評価をしたとしても、あるいは大学以外のものが評価をしたとしても必ず恣意的評価というものがあると思う。これには、評価基準の不公正または不公正ということなど基準自身の問題が一つある。それから、基準自身に問題がないとしても、その基準に基づいて評価をしていく際に恣意が介在してくるという場合があると思う。また、評価をする場合、個人の基本権に属するような問題、あ

るいは学問の自由に属するような問題などには立ち入ることは許されないということになるであろうということである。

○ 恣意的評価が完全に排除されるかどうかということが心配されるが、どうも排除し切れない場合が必ず起こってくるのではなかろうかと思う。しかし、そのような危惧から評価というものをやめてしまうと、現状のようにもっと大きな恣意的評価がまかり通るということになる。

(2) 大学評価に関する若干の問題点

このことについて外池専門委員より、配付資料「大学評価に関する若干の問題——大学における社会科学のあり方との関連から——」を基に、その内容について詳細な説明があり、ついで次のような意見の交換が行われた。

○ 評価というものを考える場合に、理工系の方と人文系の方では随分その考え方にズレがあるように思う。その点を考慮しないで、同じ「評価」という言葉を使い、理工系はこうであるとか、人文系ではこうであるとか論ずるので、意見が噛み合わないのではなかろうか。

○ 「教育の評価」ということをどうすればよいかということがどうもはっきりしないが、教育と研究ということを並べてみた場合、その教育の中には後継者養成ということが動機となっている場合が割合とある。そして、このような動機で教育を進めていく場合には、どうしても自分の研究の内容を伝えようとす

るかたちになるのが常であろうと思う。教育の成果というのは、そのような面でどれだけの学生を引きつけ得たかということになるのではなかろうか。このようなことが教育の評価の基準になるのではないかと考えられる。

- “評価” というのは一見ジャングルのようなもので、一旦その中に分け入ってみると何も見えなくなり、分からなくなってしまうものであると思う。そこで、物事についてそれを一々解析をして、それを自分なりに合成して、ある立場でその合成したものをきちんとやろうとすると、多分評価ということはできなくなってしまうことであろう。ところが評価というものは、人間が意思決定をしている限り常に付きまとうものと考えられる。問題は、この現実にある評価というものを表てに出さないと大学以外の人は勝手に判断して評価することになるという点である。そこで、われわれが現実として持っている評価というものを集積して表てに出すことによって、行政は行政なりに、受験生は受験生なりに、学生採用者は採用者なりに、何かのデータが得られることになる。そのようなことでよいのではないかと思われる。

- 人文系または社会科学系での評価の困難性という問題についてであるが、自然系では設備等の必要性からして大学から離れては研究ができないということがあり、また現在の学問では個人だけの研究ということは難しい状況となっている。ところが、人文系や経済学のような分野では、個人の研究ということが主体となっている。従って、人文系や社会科学系では教師個人の評判ということが重視され、個性的な性格が強い。これはあくまでも研究成果に即した評価についてであるが、

その点は大学教育の評価をする場合にきちんと考えておくべきことであろう。

- 人文系や社会科学系では、そのような教師個々の個人的評判というものは学生にも自然とわかることであって、その結果として評判の高い教師の講義には大勢の学生が集まってくるとか、またその教師の評判に引かれてその大学を選んでやって来る学生もいるとかいう現象も生じてくる。
- 科研費の配分などを見てもわかるように、評判のよい教師のいるところや、またグループで業績を挙げているところでは科研費が多くつくということはあると思う。しかし、それ以外の資金を得ようとする場合には外部より導入しなければならないわけであるが、それにはわれわれの評価を表てに出すことによってその導入を計るということになるのではなかろうか。これは主として理工系に関しての話であるが、人文、社会科学系の場合はどうであろうか。
- その点は難しいと思う。人文系でもそれぞれやっている仕事によって、金はなるべくあった方がよいということと、そのような資源の配分はなくとも自分の蔵書で事足りるところがあると思う。その辺が自然系と少し違うところであろうと思う。
- その点について考えられることであるが、お金がないという環境にあると、お金の掛からない仕事しかやらないということがあのではないか。また情報にしても、良い情報があれば良い仕事ができるが、それがなければそれだけの仕事しかやらないというように、資源の配分にしてもそれによって仕事を制約してしまい、それが歪みを作ってしまうという結果を招く。評価ということは、このよう

な歪みを除去するために役立つのではなからうか。

- 人文系の評価という場合は、どうしても個人と結びつくことになるので、われわれ人文系のもとは自然系の方とは、その点すでに考え方のズレがあるのではなからうか。
- 自然系でも、巨大科学以外は殆ど個人の評価の問題として考えられている。そして、その評価の行われる場というのは主として学会である。
- 評価は、基本的には個人に対して行われているものであろうが、ただ研究集団というようなものに優秀な人が大勢おれば、そこには共同的な意味の金が付いて設備が次第に整備されるということもある。
- 社会科学系の方では、どうしても多元的な社会を前提とした多元的な研究ということが頭の中にあって、特定の研究集団のところに特別の金が付いて研究条件が良くなるということについては、それを危険視するということがある。例えば、配賦予算なども平等に配分されており、総体の予算増額は希望するが、予算配分に軽重を付けることには反対であるという考え方がある。
- 評価ということは、できるだけ客観化、平等化したものにしたいと思うのだが、人間がやることであるから主観的な要素を全く拭き去るということではできないと思う。それで、そこらの点を考慮し、できるだけ多くの人の共感が得られるようなものにしていく努力をすべきであらう。
- 評価ということには、主観的な要素が付きまとうということは確かであるが、評価の「価」にはある程度数値化したいというところがあるので、少なくとも数量化できるもの

はできるだけ客観的に数量化してはどうであらうか。

- 評価というのは、誰かが意思決定することであり、そのそれぞれの評価の影響の大きさは、例えば国であれば大きいし、受験生であれば小さいということである。このように評価ということは、完全に個人的で主観的でまた一応恣意的なものであるように思う。問題は、大学に関する限り、自分自身の評価が全く外部には出ていないということである。このような状況は改められるべきであらうと思われる。
- 教育実践のことについてであるが、現在エンジニアリングの領域ではいろいろな分野が相互に関係合っているので、どこかだけが突出しているというような状況ではなくなってきている。その意味では教育の仕方について非常に工夫が必要になっている。また社会の方も複雑になっているので、教育内容と研究内容のズレの拡大というものを意識した上で教育をどうするかということを考えることが重要である。エンジニアリングの場合、その点の配慮が欠けているのではないかと思われる。
- 評価の捉え方であるが、実際に評価する場合、個人に基礎はあるけれども、これを一人一人捉えて評価していくということになるといろいろと問題が出てくることになるのではなからうか。そこで、もう少し大きなところで捉えるということになるのではないかと考えられる。例えば、ある大学とか、あるいは学部、学科、科目というようなところで捉えることも必要であらう。

おおむね以上のような意見の交換があったの

ち、今後の作業の進め方について委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

大学評価の問題については、本日の議論までで大体の問題点とするところは出揃ったように思うので、この辺で一応打ち切ることにして取りまとめの作業に入ることにはしたい。そして、まとめの段階で何か議論しなければならないよ

うな問題があれば、その時はそれに応じて議論するということにしたい。それから、次回には「教養教育」の問題のまとめについて下沢専門委員よりご説明を願い、まだ論議の不十分なところについてはさらに議論することにはしたい。

次回 12月10日（月）13：30～16：00

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和59年12月10日（月） 13：30～16：00

場 所 学士会分館1号室

出席者 藤巻委員長

下沢、大口、外池、市川、高田、山野各専門委員
長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、午前中開かれた第1常置委員会の際に行った本小委員会の報告事項について説明があったのち、今後の審議のスケジュールについて次のように述べられた。

本委員会の今後の予定についてであるが、目途としては来年の3月末までに報告書の3本の柱の中の2つの問題（①教養教育の問題、②大学評価の問題）について取りまとめを行い、その案を第1常置委員会に提出することとする。なお、第1常置委員会では、これを受けて更に審議したうえ、来年6月開催の国大協総会にこれを提出するという考えである。

以上のような予定であるので、お含みのうえ今後の作業を進めていただきたいと思います。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学評価の問題について

この問題に関連して高田専門委員より、午前中に行われた第1常置委員会でのコメントにつ

いて次のように述べられた。

①国大協自身の評価への関わり方について

このことについては、国大協は大学評価の主体にはならないという考え方である。

②評価の基準について

評価の基準については、これを明記し判断の目安とするようなことはしないという考え方である。

③大学評価の目的について

評価の目的については、大学の活性化にあるということを強調すべきであるということである。

④大学の評価について

大学の評価というと、大学の組織あるいは大学全体の評価ということのように受け取れるけれど、その面では大学の組織機能という点と、もう一つは大学を構成する人の評価という点も考えに入れて検討しておいてもらいたいということである。それから、文科系の場合と理科系の場合とでは事情が違うことであろうということである。

以上の説明に対し、次のような意見があった。

- 国大協としては、評価の基準についてはガイドラインは示さないということであるが、実際的には評価に対する具体的な基準の提案のようなものは挙げておく必要があるのではなかろうか。そして、それに則って評価をするのは大学が主体となって行えばよいのではなかろうか。
- 第1常置委員会としては、評価を行う主体が国大協となるような感じを与えるものは示さない方がよからう、という意味であろうと思う。

ついで、評価の問題のまとめについて次のような意見が交わされた。

- 大学評価の問題のまとめについては、前回の委員会でも外池専門委員からいろいろと問題提起があったが、それをまとめるだけの時間的な余裕がなかった。それで本日は、これらの問題についてどのように展開してまとめていけばよいのか、その辺のお考えを伺いたいと思う。
- 評価の問題については、まだ自分としては結論を出していないわけで、いろいろな問題を提起し、各委員からのご意見を伺いながら一緒にまとめの方向に持ってゆきたいと考えているわけである。
- 評価の問題のまとめと同様に、教養の問題も現在まとめの段階で苦勞しているわけであるが、本日市川専門委員より提出された配付資料を見ると、これによって何か今後のまとめの方向を掴むことが出来るのではないかと思われる。そこで、取り敢えずこの資料について市川専門委員より説明を伺うことにして

はどうであろうか。

以上の提言を承けて市川専門委員より配付資料「大学の活動における諸問題について」の内容について、次のような項目に従い詳細な説明があった。

(1) 大学の活動における諸次元

(2) 1次元の形態箱

- ①基本的機能について
- ②教育レベルについて
- ③大学際活動について
- ④社会の他の部分との関連について
- ⑤国際的関連について
- ⑥設置者との関連について

(3) 2次元の形態箱

- ①基本的機能——教育レベル
- ②基本的機能——大学際活動
- ③基本的機能——社会の他の部分との関連
- ④基本的機能——国際的活動
- ⑤基本的機能——設置者との関連

以上の説明に続いて同専門委員より、「国際的活動について」（配付資料）を基に次のように説明があった。

今後の大学のあり方において、国際的活動は極めて重要であり、国際性について考える必要がある。これは中曽根総理のいう発展途上国からの留学生の数のみを意味するものではなく、大学の基本的機能である教育、研究、支援、管理運営のすべての面において国際化がどのような影響をもつかを考察すべきであるということである。

(1) 大学の国際的活動の基盤

大学が国際性をもつためには、次の2つの要件のいずれかが成立しなければならない。

- ①大学の活動が国際的に認知された教義のもの

とにある。

- ②日本のもつ固有性（現象，文化）が学問の体系の中で興味の対象となる。

(2) 教育

①学生の受入れについて

入学者選抜と学生の学習意識に係わる問題について考える必要がある。

②学生の送り出しについて

戦後のわが国からの留学生の大部分は自然科学系であったが、今後は社会科学系の比重を大きくし、この方面の発展も計るべきである。

③教官の受入れについて

外国人教員の受入れは、現在やや研究面に偏っているように思えるが、教育面における受入れは我が国大学における教育の熱意方法の改善に良い刺激を与えるものと思われる。

(3) 研究

自然科学・工学系の分野における国際化は現在急速に進みつつある。したがって現行の制度の中の阻害要因を取り除き、自然な発展を容易にすることが重要である。

(4) 管理運営

①支援活動と教育研究活動の分離

②制度の国際化

おおむね以上のような説明があったのち、これについて若干意見の交換があった。

2. 教養教育の問題について

下沢専門委員より、教養問題のまとめについて次の諸項目に亘って説明があった。

①「一般教育の改革を考える」（配付資料）について

②第1常置委員会からのコメントについて

- 1) 「教養」教育はどうあるべきか
- 2) 内容をつめること
- 3) 教養組織の改革について
- 4) 改革後の処理について

③討議のすすめ方について

- 1) 教養の内容（市川案のつめ）
- 2) 実施方法

④教養部問題（配付資料）について

以上について説明があったが、これに関する討議は時間の関係上次回にゆずることとし、最後に委員長から次のように述べられた。

次回には、教養問題について討議不十分のところを主として議論したいと思うが、そろそろまとめの段階に入りたいと思うので、教養問題についてのまとめは下沢専門委員にお願いし、大学評価の問題については高田専門委員に総括をお願いしたいと思うので、よろしく願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 1月19日（土）10：00～16：00

第2常置委員会

日時 昭和59年10月18日(木) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 石井, 帷子, 久佐, 福田, 井出, 金子, 潮木,
丸井, 井沢, 山田, 田中, 坂上, 松山各委員
宮崎, 猪岡, 松井, 金子各専門委員

(大学入試センター)肥田野副所長, 木村管理部長

猪委員長欠席のため、代って丸井委員が司会に当たられた。

初めに丸井委員より次のような挨拶があった。

本日は、猪委員長が病氣療養中で欠席のため代って司会を務めさせていただくので、よろしく願いたい。

本日の議題はご案内のとおり、「昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について」ということであるが、このほか、各国立大学宛意見を求めながら昨年来その取りまとめをすすめていた「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン」について、原案に対し提起された意見を踏まえてこれを二度に亘って手直した修正案がまとまったので、これについても審議いただきたいと考える。

以上のように述べられたのち、本日の議事に入った。

〔議事〕

1. 昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

昭和60年度共通第1次学力試験の実施期日については、昨秋の総会において猪委員長より1月末への繰り下げ案(1月26日(土), 27日(日)実施)を提案するとともに、これについてその後各大学宛意見照会を行ったうえ、去る

2月開催した理事会に諮ってこれを最終的に決定した。一方、高等学校側では、予てから高校第3学年第3学期の授業を完了させるため、共通第1次学力試験の実施を2月初旬まで繰り下げを希望しており、61年度の実施期日についても60年度と同様1月末の土曜日・日曜日としたい考えの本委員会としては、前以て高等学校側とこれについて話し合って意見の調整を図る必要があると考えていた。

それで、猪委員長の指示を受けてこの問題について高等学校側と話し合うため、井出委員、宮崎専門委員、それに私の3人で、去る9月27日(木)文部省会議室において文部省関係官および大学入試センターの小坂所長等同席のもとに、加藤会長はじめ全国高等学校長協会の代表と「大学入試に関する懇談会」を開催し、意見交換を行った。

当日の懇談会では、先ず私より、本協会が昭和60年度共通第1次学力試験の実施期日について、現行から2週間程度繰り下げて1月末の土曜日・日曜日としたことの経緯について改めて説明するとともに、61年度の実施期日について本委員会としては、60年度の方針を踏襲し1月末の土曜日・日曜日とすることにし、従って1月25日(土)・26日(日)の両日をこれに当てたい考えである旨意見を述べた。

これに対し高等学校側は、60年度の共通第1次学力試験の実施期日については、国大協案に同意したが、これについては予てからの希望で

ある2月初旬への繰り下げがのぞましいので、61年度の実施期日についてはこれを2月1日（土）・2日（日）に実施することにしてほしいということであった。

この高等学校側の意向に対し、共通第1次学力試験の実施期日を2月に踏み込んで繰り下げることの困難性について①各大学の第2次試験の出願期日（2月15日～21日）との関係で共通第1次学力試験の実施結果の概要等の発表（中間発表）を2月8日頃までに発表する必要があること、②不測の事態の発生によって大規模な再試験を実施することになった場合、共通第1次学力試験を課す推薦入学や2段階選抜を実施する大学に対する大学入試センターからの共通第1次学力試験の成績提供が物理的に難しくなること、③2月上旬という時期は関西方面の一部の私立大学の入試期日と重なる虞れが強いこと、等の理由を挙げて本委員会の考え方を説明して高等学校側に理解を求めた。なお、関連して大学入試センターからも入試業務処理上の観点からみた期日繰り下げの限度等について説明があった。

以上のような説明について種々意見を交わしたが、昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について高等学校側では、試験業務処理日数上の問題で共通第1次学力試験の実施期日を2月に繰り下げることが不可能ということであれば1月25日（土）・26日（日）実施ということも止むを得ないと思われるが、これについては尚、来る10月4日に開催される普通科高等学校長会入試制度研究特別委員会で協議したうえ来る11月29日に開催される全国高等学校長協会総会に諮って高等学校側として最終的結論を得たいので、国大協での決定はそれまで今暫く保留してほしい、ということであった。

その後、加藤会長から、去る10月4日に開催された高等学校長会の入試制度研究特別委員会における協議の結果にもとづき61年度共通第1次学力試験の実施期日に関して懇談したい旨、本委員会に申し出があり、去る10月13日、取敢ず私が同会長と会談した。

この懇談では加藤会長より、昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について入試制度研究特別委員会における協議の結論としては、従来希望しているとおりの2月初旬（2月1日・2日）が望ましいということであったが、諸般の事情からこれが難しいということであれば、1月25日（土）・26日（日）実施ということも止むを得ないと思われるが、62年度以降の実施期日については、今後国大協でこれを検討するにあたって①60年度の実施期日（1月26日・27日）より以前には設定しない、②実施期日を日にちで固定化する、の二点について考慮されたい旨会長個人としての見解ならびに希望意見が述べられた。

なお、61年度共通第1次学力試験の実施期日について全国高等学校長協会としての最終的結論は来る11月29日に開催される同協会の総会で得たいということであり、また、62年度以降の実施期日についての検討事項についても、同様総会に諮ったうえ国大協宛要望することにしたということであった。

61年度以降の試験実施期日の問題についての高等学校側との折衝の模様について、あらまし以上のような説明があったのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

○ 共通第1次学力試験の実施期日について高校側が希望するように日にちを固定化するとした場合、どのような問題点が考えられるで

あろうか。

- それについては、期日をいつにするかという事で別の問題とも関わってくるが、一つには、年度ごとにその曜日が移動し平日にも試験を実施することになるので、現行の土曜日・日曜日実施と同様に高等学校や予備校を試験場として借用できるかどうか、試験場の確保という問題が考えられる。それと、入試監督その他試験業務に携わる教職員への手当の支給ということが、平日に実施した場合難しくなるという問題点もある。

- 昭和61年度の共通第1次学力試験の実施期日について仮に、高等学校側の希望するように2月1日と2日ということにすると、2月8日頃までに発表する必要のある共通第1次学力試験の概要の中間発表（総点の平均得点分布、各科目ごとの平均点等）の精度が粗くならざるを得ず、そうなると、いわゆる自己採点方式（受験生は中間発表をよりどころにおおよその位置を知り、第2次試験の出願校を決めるにあたっての判断材料とする）が難しくなり、問題が入試システム全体にかかわってくることもなろう。この点について高等学校側に十分理解して貰う必要があろう。

- 共通第1次学力試験の実施については降雪等の被害による再試験実施の可能性ということも考えておかなければならない。仮に、2月1日・2日を本試験日とすると、再試験日は2月8日・9日ということになるが、止むを得ず大規模に再試験を実施するということになった場合、各大学の出願受付期日以前に入試センターで「共通第1次学力試験結果の概要（中間）」をまとめることは到底不可能となり、結局のところ第2次試験の実施期日

を繰り下げなければならなくなるということになると思われる。

以上のような意見があったのち、丸井委員より次のように述べられ、了承された。

昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について、高等学校側は2月1日・2日に繰り下げを希望しているが、これには幾つか問題点があり、本委員会としては1月末の土曜日・日曜日実施とする従来の方針に副って1月25日（土）・26日（日）とすることとし、この旨本日午後開催される理事会に提案したいと考える。なお、この問題について高等学校側では、来る11月29日に開催される全国高等学校長協会総会において協議のうえ最終的結論を出す意向のようであるので、これを俟って最終的決定をすることとし、来る11月総会には以上の経過と方針を説明して了承を求め、正式決定は来年2月に開催予定する理事会において行うこととしたい。

2. 国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び研究成果の公開に関するガイドラインについて

このことについて丸井委員より次のように述べられた。

本委員会では、各国立大学及び大学入試センターにおける入学者選抜に係る資料の交流および研究成果の公開についてその基準・手続等取扱上の指針を定めて、大学入学者の選抜に関する研究の推進に資するという趣旨のもとに、そのガイドライン案の取りまとめを進めてきた。これについては、国立大学入学者選抜研究連絡協議会で約2年間に亘って検討のうえ取りまとめた試案を本委員会が承けて、これを昨年6月開催の理事会に提出のうえ各国立大学宛意見を

求めた。これに対し5大学より意見の提起があったので、これをもとに修正案をつくって5大学にこれを照会したところ、一つの大学より再度意見が寄せられた。そこで、本委員会ではもう一遍修正を加えた再修正案を作成することとし、この旨去る6月開催の理事会に報告し、了承が得られている。以上の経緯を踏まえて再修正を施したものがお手許配付の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び研究成果の公開に関するガイドライン（案）」である。これにつ

いて成案を得たうえ本日午後開催される理事会に提出したいと考えるので、よろしくご審議いただきたい。

以上の説明に続いて松井専門委員および肥田野入試センター副所長（大学入学者選抜研究連絡協議会会長）より、再修正を施したガイドライン案の内容について説明があり、これについて審議の結果、これを承認し、改めて理事会に諮ることとした。

第3 常置委員会

日 時 昭和59年12月11日（水） 13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

林、原田、吉田、辰野、柳田、鈴木、能勢、関田、森本（代：俵）、榎本、玉井各委員

小路、立野各専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、森本委員の代理として出席された俵寿太郎高知医科大学副学長の紹介があり、ついで「勤労学生控除制度に関する要望書」を提出した経緯について報告があった。

これに続いて、先般欧米大学の厚生補導施設の視察をされた小路専門委員より、その状況について次のような報告があった。

昨年10月25日から11月4日までの間、西ドイツおよびアメリカ合衆国の数大学を訪れ、学寮、学生食堂、保健管理施設等の厚生補導施設を見学してきた。

その際、最も強く印象を受けた点は、学寮がわが国の旧制高等学校の寮のような形で運営されていることで、上級生が学生生活の指導員となる制度を取っており、精神的な問題にかかわるトラブルは極めて少ないということであった。また食生活の面では、価格が低廉であるう

え豊富なメニューが揃っているなどの点が注目をひいた。

総じて言えることは、国や州や大学の財政によって学生の生活条件を充たす制度が確立しているということである。

そのほか、課外活動、特にスポーツ関係の諸設備が完備している点が目についたが、その割には保健体育に関する講義的なものは考えられておらず、課外活動は先輩格の学生が指導に当たり、専ら学生の主体性によって運営されている。この点はわが国と違って特に印象深く感じられた。

以上のような報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 学生の健康管理の問題について

初めに小路専門委員より、「国立大学保健管

理センター機構改革に関する試案」に基づいて、次の事項について説明があった。

- (1) これまで指摘された問題点
- (2) センター所長会議 (59.11.30) での討議
- (3) 試案：①保健管理センターの機構、②学生健康連絡会議の機構、③学生健康委員会・保健管理センターを中心としたヘルスケアシステム。

以上の説明に関し概ね次のような意見の交換があった。

- 保健管理センター所長会議では、センター所長の大学評議会参加の意向が強いのか。
- 評議会への参加というよりは全学的な連絡が取れるような会議に加えて貰いたいということである。
- 保健管理センターの機構の試案の中にある「研究教育部門」は、センターの機構改革が行われる時には考えられるが、現在の組織の中に入れるというのは難しいのではないのか。
- 試案の研究部門およびその内容のところについては、規則改正をする場合、保健管理関係の教育研究という抽象的な表現とするよりも、具体的な学問領域の例示をした方が適切であろうということで、健康管理学や健康科学などを挙げてみたのである。

なお、これの人員組織であるが、もとより純増が望ましいが、現状ではとりあえず各大学内の定員を融通させざるを得ないのではないかと考えている。

- この試案のような研究教育部門を作るとなると、教育学部や教養部の保健関係担当者、医学部の精神衛生関係その他をもってきて構成するということになると思うが、それでよろしいのか。

充実した研究部門を作り研究機能を発揮さ

せるためには、新たに定員を付けた研究部に必要があるが、それは現実には困難である。また試案例示の研究教育部門を法律改正で作るとなれば、定員を何処から持ってくるのかという問題があるのではないか。

一方、学内の関連部門から教官定員を集めて作ってみても、保健管理部門と研究教育部門との機能がうまくリンクしないとメリットはないと思う。研究教育の成果を積み重ねて現業部門に応用することが理想的ではあるが、とにかく研究部門にウエートを置かれがちになり、研究部門と現業部門との連携がうまくいくかどうか危惧される。せっかく研究部門を作っても両者の連携がうまくみあわないと、機能を発揮することができないのではないか。

- 各古屋大学、九州大学、大阪大学の健康管理構想は、それぞれ、大学独自の判断で発表したものであり、そのメリット、デメリットの両面があると思うが、全般によく機能していると思われる。

例えば研究面では、独立した研究組織としての認識ができ、研究費が使い易くなったこと、また教育面では教養部で受け持っている保健体育の講義の一部を保健管理センターの医師が受け持つという点がメリットであり、またデメリットとしては組織替えによる会議等への出席時間が多くなったことと、人事面では保健管理センターの陣容が少なくなったことなどである。

- 名古屋大学、九州大学、大阪大学の場合は体育関係の教官が入って20人～30人のスタッフであるからよいが、その他の大学では学内から集めてもせいぜい4人～5人であり、それも各学部からということになるので、学内

関係学部のコセンサスを得られないとできない。大学によっては、大学の機構や学内事情によってそのコセンサスを得難いところもあるので、3大学のような組織作りを義務付けられると、学内に混乱を起こす大学もでてくると思われる。従って法改正をする場合には、各大学の自主性を尊重し選択の余地を残すようにしなければならないと思う。

- 大学の教官は研究をすることが義務であると思うし、大学附属病院の教官でも治療のみに専念せず当然研究も行っている。そのため、管理部門に属する教官が研究から外されるということになると不満があるであろう。しかし、この試案のように研究部門を設けなくても、管理部門の教官にも研究費を付けることができるようにすれば解決するのではなかろうか。
- 大学の教官である以上研究をすることは当然で、基本的には研究費は付いているが、科研費は仲々貰えないし、保健管理センターは厚生補導施設であるということから実験用の機械設備等を整備することができない。そのためやむなく他学部で研究や実験を行うとか、学部で余った研究費を自分の研究に使わせてもらうなど非常に苦労している。
- 保健管理センターの機構をどうするかについては今後検討するとして、さしあたり学生の健康管理をどうするかについて、この試案にあるヘルスケアシステムについてご討議願いたい。
- 試案に示されているヘルスケアシステムの機構図によれば、「学生健康連絡会議」にはクラス担任教官とゼミ担当教官が出席するようになっているが、そうなるのかなりの出席者数になるが、担当教官全員がこの会議に出

席するという意味であらうか。

- 今の所は大まかな例示となっているが、クラス担任とゼミ担当のどの部分の教官が出席するかは、詳しい意見を聞いたうえで決めたいと思っている。
- 学生の健康問題について保健管理センターのカウンセラーからクラス担任教官等に連絡をとる場合、プライバシーの問題について留意する必要がある。
- 試案の機構図の「学生健康連絡会議」は単なる情報交換の機関ではなく、保健管理センターの機能を果たすための会議であるので、学生の保健関係を処理する対策のための全学的連絡機関であるものと考えている。
- この機構試案は、各大学によって多少やり方を変えてもよいのか。この試案図式で決めてしまうと、それぞれ大学には事情もあり困惑するところもでてくるのではなかろうか。
- 各大学には、いろいろ歴史的経緯もあり、この試案のようにはならないと思う。要は現場の教職員と接触する機会を持つということが大事なことであり、保健管理センターの機能が浮いてしまうようなことのないようにしようという趣旨である。
- 保健センターの教官は、医師個人と学生個人という関係で治療なり指導に当たっている。それが、事務局長や各学部・学生部等の委員が参加する「学生健康連絡会議」や全学的な「学生健康委員会」などに上ってきたとき、このような微妙な問題についてどのような話し合いをするのであろうか。問題学生を治療するに当たっては、専門的な先生方と関係者との情報交換や意見交換が必要であるが、「学生健康連絡会議」というようなもので従来の医師と学生の関係がうまくいくか否か疑

間である。

- 学内のヘルスケアシステムの整備の趣旨については、問題学生を早期に発見するには保健管理センターだけでは困難なので、ゼミ担当教官やクラス担任教官および学生課の職員等の協力体制を作ることが必要である、ということでよろしいか。
- 大学の大小にかかわらず、かなりの数にのぼる無気力学生や、やる気のない学生の相談に応ずるカウンセリングシステムを確立させることが肝要である。
- 保健センターに来てもらいたい問題学生は余りセンターにやってこない。そのようなことからカウンセラーの孤独感が生ずるようである。このような問題学生の状況を一番早く把握できるのはクラス担任教官や学生課の職員などであるが、そのような情報を把握しても、これについてカウンセラーに相談したり指示を受けたりすることを知らない職員が多いので、保健センターの存在理由やカウンセラーの存在意義をこれらの学内の教職員に理解してもらうことが必要であり、カウンセラーの方も単なるPRでなく実績の上に立った地道なPRをやってゆく必要がある。その辺を各大学の創意と工夫で実状に応じた方法でやってゆくことが肝要であろう。
- この試案を当委員会から総会に提案するとしても、ここに提示されている学内ヘルスケアシステムはあくまでも一つのモデルであることを断って、各大学の利用に供するということになるであろう。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提案があり、了承された。

本日の審議を踏まえ、保健管理センター機構の改革案の叩き台を小路専門委員にお願いし、小委員会で検討して原案をまとめ、これを理事会に提案して了承を求め、6月総会までに成案を作成することにしたい。

2. 就職協定について

このことについて立野専門委員より、去る11月14日ならびに12月10日に開催された就職問題懇談会で討議した事項を整理した「就職協定についての検討事項」にもとづき、協定遵守の問題点、協定遵守の具体的な条件整備、就職協定の時期の問題等について説明があり、これについて次のような質疑応答があった。

- 先日ある学長から、最近卒業式に学生の出席率が悪いのでその原因を調べたところ、学生は卒業式の前に既に会社へ出勤しているためであるという話をきいたが、この点どのようなになっているのだろうか。
 - そのことについては、中央雇用対策協議会（労働省と各経済団体・企業団体との雇用問題に関する協議機関）の方へ、卒業前に入社の研修はしないように申し入れてあるが、この趣旨を守らない会社がまだあるようであるので、企業側と就職問題について話し合う機会に再度申し入れることにしたいと考えている。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和59年10月12日(金) 13:30~15:00

場 所 学士会分館 8 号室

出席者 諸星委員長

八戸, 小林, 梅津, 黒木, 町田, 高梨, 川端,
松本, 砂田, 山川各委員

舟橋, 安藤各専門委員

(文部省) 日下人事課給与班主査, 他 1 名

第 4 常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から, 本日出席の文部省人事課給与班日下主査および上田給与第四係長の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議 事〕

1. 教育研究支援職員の実態調査について

このことについて文部省日下主査からおおむね次のような説明があった。

国家公務員の給与ならびに処遇の見直しの施策の一環として人事院が構想している「専門技術職俸給表」(以下「新俸給表」という。)の新設にあたり, 国立大学の教育研究支援職員(主として教室系技術職員)をその対象職種の中に取り入れることは, 給与改善に関する人事院総裁宛の文部大臣の要望事項の中でも, 重要項目として取り上げられている。それで文部省としては, 国立大学の教室系技術職員の新俸給表への移行について人事院と折衝するに当たり, その実態を把握しておく必要があるため, この件について過般当常置委員会小委員会にお諮りしたところ, 教室系技術職員の所属別職務内容等調査に対する示唆をいただいた。それを承けて調査票を作成のうえ, 去る 8 月 9 日各国立大学事務局長宛に調査を依頼した。(締切 9 月 10 日)

現在, この調査結果の集計・分析の作業中であるが, 回答の遅延もあり, 本日配付の「教室系技術職員の等級別・学歴別・採用状況別在職

状況一覧(概算)(59. 7. 1)」は概略の数字である。

人事院は国家公務員の給与体系全般の見直しを企図しており, その案を昭和60年度の人事院勧告に盛り込みたいとしている。その改正案の柱となるのは, 行政職(一)の現俸給表(8等級建て)を10~11等級建てにすることであるが, その際, 一般行政職になじまない専門的技術職(例えば航空管制官, 動植物防疫官など)は同表から外し, 新俸給表を設定して処遇を改善したいと考えているようである。従って, この新俸給表は高度の専門性に着目したものであるということであるが, この新俸給表に国立大学の教室系技術職員を対象職種に入れてもらいたいということ目下, 人事院と折衝を重ねているところである。この新俸給表への移行には①講座単位で定数を求める方法と, ②現在の教室系技術職員の在職者(6,835人)を主体的に考えて移行に努力する方法, とがある。そこで, その調整点を見出すべく人事院と具体的な作業に入るになっているが, 作業スケジュールは人事院は11月一杯に方針をまとめないと来年8月の勧告にこれを盛り込むには間に合わないとのことである。

それで, 技術専門職のあり方について, 人事院の考え方と文部省の考え方の接点を求める作業が今後続くものと思われるが, 人事院の考えている技術専門職の適用範囲は相当高度な専門

技術者を考えているようである。そうすると、教室系技術職員の移行に当たっては、どの等級に属しているかということよりも、その学歴やあるいは採用試験の区分等が、これの適用にあたってのポイントになりそうであり、高校卒や選考採用の者が相当数を占めている教室系技術職員の新俸給表への移行には相当難色があるのではないかと予想される。

なお、この資料に掲載されている教室系技術職員の他に教務職員と技能職員の新俸給表への移行の問題であるが、人事院は技術専門職については高度な専門職制を基準にしているため、技能職員の移行はなかなか困難であるとの感が強い。従って、ここでは教室系技術職員と教務職員がどのくらい新俸給表の対象になるかということが問題である。それで今後は、この調査表から、現在に至るまでの職務内容の経緯や、どのような職務内容に従事しているか、また職務の中身の問題などについてももう少し細かい分析が必要であるが、新俸給表へ振り分ける際、この調査表を利用できるかどうかということになると未だ技術的に詰めなければならないことがある。それで、国大協の意向なども伺いながら今後の作業を進めていきたいと考えている。

おおむね以上のような説明があり、ついで次のような意見の交換が行われた。

- 大学の技術専門職の枠はどのくらい取れそうか。
- それは、現在の職務内容の職員に対してどのようなところに区別の線を引くかということにかかっている。人事院は航空管制官（中級試験合格者）程度の高度な専門性の職務内容を基準に考えているわけであり、この線に沿って振り分けると、本日配付の調査表から

すれば少ない人数しか出てこないことになる。

- 11月頃には、人事院は振り分けを決めるのか。
- 何名移行出来るかという数字の問題と、移行後の職員を何等級に格付けするかという中身の問題があるので、11月中に決めないと来年の勧告には間に合わないということである。
- 将来、新俸給表が出来た際、これ等の職員の採用試験はどのような形になるのか。
- 差当りは現在の行政職(一)の採用試験を用いることになるが、この点は人事院と話し合わなければならないと考えている。将来は、任用資格や選考資格などの資格基準の設定や、現在の上級試験(乙)と中級試験が合体した“基幹職員採用試験”ができることになる。しかし、試験合格者採用だけでは人材を得難い職種もあって、新しい職員を採用し難い面もあるので、選考採用の途も生かしてもらわなければならないと考えているが、原則的には試験制度を主体としたものになるであろう。
- 教務職員が新俸給表に移る場合、従来試験対象外職務であったのが、今後は国家公務員採用試験の合格を必要とする条件となるのか。
- このことは今後の問題であって、採用試験に対する新しい問題である。現在は教務職員を新俸給表の対象官職と考えている段階であり、この職種を試験対象官職にするかどうかの問題については、最終的には国大協等の意向を参考にして対処したいと考えている。ただ教務職員には技術系技官から上がってきた者と、助手の空席を待っている者の二種類が

あるので、これを同列に考えてよいのかどうかという問題がある。

- 教室系技能職員の新俸給表への移行は困難のようであるが、特一等級あたりの者の扱いはどのようになるか。
- 技能が高いために特一等級になっているのか、あるいは定年が近いなどの理由で優遇措置としてなっているのか、その辺を更に分析する必要があるが、いずれにしてもこの職種の新俸給表への移行は難しいようである。
- 教務職員の一部が新俸給表へ移行した場合、その数だけ教務職員の定数がなくなろうから、移行に対し、逡巡する学科や教室が出てくるのではなかろうか。
- 人事院は大学の技術専門職について講座当たり1名とかと考えているようだが、講座の内容は各大学によって異なるので、大学の実態と人事院の構想の接点を何処にするか難しい問題である。また本年11月中には大学関係の技術職員を新俸給表の対象にするか否かを決めたい腹づもりらしいが、その時併せて数の話も当然出てくるであろうと想像している。実際に何等級に何名という具体的作業は年度末になることと思われる。

おおむね以上のような意見交換があったのち、この問題については、これからの人事院との交渉状況について11月中旬に更に文部省より説明を聞き、その対応を協議することにした。

ついで、当面の「人事院勧告の完全実施に係る問題」および「定年制度導入に伴う退職者の後補充抑制に係る問題」のその後の情報に対する対応について協議が行われ、関係方面への再度の要望について理事会に諮ることとした。

2. サパティカル・イヤーに関するアンケート調査について

これについて委員長から、サパティカル・イヤーの制度新設の推進について今秋の総会へ提案する予定であったが、この問題についてはまだ関係者や委員の中でいろいろ議論や意見があるので、その提案をする前に予めアンケート調査的なもので各大学の意向を伺ったうえで対処したいと考えている。それで、今度の総会にはその旨を報告するに止めることにしたい。ついで、そのアンケート案についてご協議をお願いしたい。

ついで高梨委員から、アンケート調査の項目等について次のような説明があった。

このサパティカル・イヤー制度の新設について総会提案に踏み切るには、裏付けすべきデータが必要であるが、これに関する海外での事情や国内の私立大学関係の事情をまとめた資料は殆ど見当たらなかった。それで、国大協加盟大学に対してサパティカル・イヤーについてどのような考えを持っているか等についてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえてこれの推進を図ることにはどうかと考えた。

このアンケート調査は各国立大学の部局を対象に行い、その調査項目としては、サパティカル・イヤーを必要とするか否かおよびその理由、その取得資格（当該大学の在職期間、助手以上か助教授以上か等）、その休暇期間、その期間中の行動の自由の範囲、サパティカル休暇中の教育の補充方法、などのことを考えている。

なお、これに併せて、各大学の教官の海外渡航の際の手続き方法の実情をも参考までに訊くことにした。これの調査項目の内容は、渡航費の出所、渡航者の身分区分、渡航目的、渡航先

の区分、渡航期間、などの実情およびその承認の手続き方法といったようなものを考えている。

以上について本日ご意見を伺ったうえ、来る11月1日の小委員会ではこれの具体案をまとめたいと考えている。

おおむね以上のような説明があり、これについて次のような意見の交換があった。

- サバティカル・イヤーの間中は、休職給になるとか、勤勉手当は除外されるとかの問題があるのではないか。もしそのようなことになるなら、従来のような研修出張（正式には、海外研修旅行という）の方が俸給がそのまま出るので、その方がよいのではないか。
- この場合は休職扱いにはならないで、建前には有給休暇ということになる。
- 一般教養の教官は科目によっては担当が一人というところもあり、長期間の海外出張ということはなかなか難しい事情があるので、教官には研究休暇をとれる権利があるということにしてもらいたいという希望が強い。
- 例えば、同一人が本年は在外研究員制度を利用して海外に出かけ、来年はサバティカル・イヤーで海外に出かけるというようなこともあり得るので、アンケートをする際に、在外研究員として外国へ出た者は、サバティカル・イヤーを行使したものと見做すか否かについて質問してもらいたい。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から、来る11月1日に小委員会を開いてアンケートの具体的項目について検討することにし、秋の総会にはこの件は議題としては提案しないで、その準備段階としてアンケート

調査を実施する旨を報告することにしたい、と述べられ、了承された。

3. 国立大学教官等の待遇改善について

このことについて委員長から次のような説明があった。

先般、小委員会を開いてこの問題を検討した際、特に国立大学助手の給与が高校教諭より低いということが問題となり、これについて調査したところ、本俸では助手の方が高いが、高校教諭には教職調整額や義務教育等特別手当が加算されるため、結局は助手より高額であることが分かった。

そこでその対応策について協議した結果、①目下新設を促進している研究技術専門官制度を活用して出来るだけこれへの移行を図ること、②調整手当を全助手に支給されるようにすること、③教育職(一)の講師の等級を外して(講師は助教授と一本化する)助手を3等級にするよう検討すること、などの方策が挙げられ、今後これの推進を図っていきたいということになったが、この問題についてご意見を伺いたい。

ついで高梨委員から次のような説明があった。

小・中・高校の教諭と、国立大学の助手・講師の俸給とが逆転していることは、「人確法」施行による現象であるが、現在に至るまでこの逆転現象が解消されていないことを世間に向かってアピールする必要があると考える。一方、ここ数年来提出している国大協の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」においては“助教授のほか講師も2等級とし、両等級の一本化を図り、これに応じて助手を3等級に格上げすること”を要望しているが、これについて

は講師の職名を残す限りは人事院は3等級講師を削除しないであろう。この問題は大学の組織制度に関わる問題であるので第1常置委員会とも関係することではあるが、大学教官の職階を教授・助教授・助手の三本建てとし、助手を3等級にすれば昇給曲線の改善が図られることになる。講師の職階を外すこと（助教授と一本化する）は、現に講師の職制を活用しているのは附属病院のみと言ってもよいほどであるので、それほど困難なことではないと思われる。もし、このような方向に進めることができれば、前述の要望事項が達成され、助手の待遇改善に繋がるものと思われる。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 教員組織の問題は第1常置委員会の方で検討してもらう必要があろうし、当委員会との合同会議を持つことも必要ではなかろうか。
- 講師を無くしても、教育職俸給表(一)の1・2・3・4等級はそのまま残しておいて、助手の3等級への「渡り」を容易にするという

考え方であろうか。

- そうではなく、現在の3等級と4等級を一本にするという考えである。
- そのようになると非常勤講師を雇う場合の格付けに困難を生じないか。現在は講師に採用した場合の俸給を基礎にして手当を決めている。また、現在は講師相当の非常勤講師ということであるが、今度は、助教授相当の非常勤講師ということになるのか。
- 講師を廃止するということは、附属病院を持つ大学では反対が多いのではなかろうか。現に助手から講師への振替えを毎年概算要求している大学もあり、各大学によっていろいろ事情が異なると思う。

以上のような意見の交換があったのち、委員長から教官の待遇改善の問題については、①助手を技術専門官に移行すること、②全助手に調整手当を支給すること、③講師の等級（3等級）を外し助手を3等級に格上げすること、などについて検討している旨を総会に報告したい、と述べられ、了承された。

日 時 昭和59年11月16日(金) 12:00~13:00

場 所 学士会館 210 号室

出席者 諸星委員長

小林、梅津、黒木、天野、町田、加藤、吉利、川端、松本、高木、砂田、山川各委員
舟橋、安藤各専門委員

(文部省) 人事課給与班日下主査、上田給与第四係長

第4常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎研究技術専門官制度の問題について

初めに文部省日下主査より、この問題のその

後の経過について次のような報告があった。

国立大学協会は、教室系技術職員の待遇改善を図るため「研究技術専門官制度の新設」の構想をまとめ、これの実現を求める要望書を昭和53年11月に人事院に提出し、以後これの実現の

促進に努力を続けてきた。

これを承けて文部省は、例年人事院に提出している給与改善に関する文部大臣要望の重要事項の一つとして、この専門技術職員の待遇改善を取り上げ、その実現方を要望してきた。

一方人事院は、国家公務員の人事行政制度全般の見直し作業を昭和55年頃から始めており、その一環として行政職俸給表から分離した専門技術職俸給表を創設する方向で作業を進めており、その案を昭和60年度人事院勧告の中に盛り込む計画である。

当方としては教室系技術職員に相応しい待遇および将来の人材確保という観点から、ぜひこの新俸給表の中に国立大学等の関係職員を組み入れてもらいたいと思い、人事院との交渉を今日まで続けてきた。

ところが最近に至り、人事院の考え方が専門技術職俸給表の位置付けを高度な専門職のためのものとするというように変わってきて、当面は航空管制官等4省13職種をその対象とするというような意向を示している。国立大学等の教室系技術職員の専門技術職俸給表適用に関して人事院が指摘している点は、①教室系技術職員を高度な専門職（4省13職種のような）と同列に扱うことには疑義があるので、同職員6,835人を専門的職務従事者とそれ以外の従事者に分離すべきである。また分離できたとしても現状は属人的対応になっているので、新たにこれを組織化すべきである。

②この6,835人は現在在職しているのであるから、これをそのまま専門技術職に移行というのでは対内的には勿論対外的にも筋が通らない。従って、あるべき専門官の数値を理論的に設定すべきである。

③どのような選考基準で任用し、どのように

運営するか、その選考基準を制度的に確立すべきである。

以上のような条件が付けられたため、この問題についてのこれまでの作業は振り出しに戻されたような状況になった。

なお今度の専門技術職俸給表への移行には、科学技術庁関係の職員は入っていない。研究職俸給表適用者は、これの対象から除外されている。

おおむね以上のような説明があり、これに関して次のような意見の交換があった。

- 人事院では、何時頃に国立大学関係者の取扱いを決めることになるのか。
- 新俸給表への移行を決定する時期はまだ分っていない。ただ当方からは、人事院の方針が変わったからといって、これまでの経緯からしてこの問題から降りるわけにはいかない、とは言っている。
- この問題は当方が最初に発想したものであるという経緯もあるので、何とか妥決を図りたいと思っている。
- 大学の職員組合の方が学長より先にこの問題の情報を知っているという状態では具合が悪いので、新しい情報はなるべく早く各学長に連絡してもらいたい。
- 人事院は国立大学の教室系技術職員は玉石混交だとの見方をしているが、専門性の高い者のみを拾い集めて移行させることには問題がある。そのような措置をとると、差別とかいう問題が出てきて大学の教育・研究に支障を来すおそれがある。
- 新設の共同利用研究機関にある技術部等の職員は移行できるのか。
- 最初はこのような形のものを移行させ、順

次既設の大学や研究所にも波及させる漸進方式もないわけではないが、ともかく育つ芽はどの程度かということである。また組織化のことであるが、教室系職員の組織を整えるため技術課を設け、その長には管理職手当を付けるなどということになれば、基本的には概算要求事項となって大蔵省の財政問題とも絡んでくることになるが、人事院はまだそこまでは考えていないようである。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長からこの問題に関し近いうちに一度人事院の加藤人事官と面談したい旨の提言があり、了承された。

また、本日の日下主査が説明した経過概要を参考までに各大学長に伝達してはどうかということになり、その原案作りを同主査に依頼して本日の会議を終了した。

第5 常置委員会

日 時 昭和59年11月5日(月) 13:30~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省)、田中、佐藤、野村、本多、頼実、野澤、東江各委員

山本専門委員

(文部省) 早田国際教育文化課課長補佐

鈴木委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. イギリス国大学学長の招待日程(案)について

このことについて委員長より次のように述べられた。

イギリス国大学学長の招待日程については、文部省の方で先方と種々連絡折衝の結果、別紙のような滞日日程(案)をまとめられたので、これについてご協議いただき最終決定をいたしたい。まず文部省側よりこの日程(案)についてご説明願いたい。

ついで、早田課長補佐よりこの案をまとめるまでの経緯と、その滞日スケジュールの概要について説明があった。

これに引き続き委員長より、次のような説明があった。

滞日日程は以上のとおりであるが、そのほかイギリス国大学学長の来日に関連し、次の事項についてもご意見を伺いたい。

まず第一に、学長団一行の到着時と帰国時の送迎については、本年も文部省関係官が成田空港まで送迎の予定であるが、第5常置委員会としてはどう対応したらよいか。昨年は西川(前)委員長の依頼を受け、私がホテルで出迎えた。

第二に、国大協主催の懇談会・送別パーティのことであるが、会場は国大協事務局で学生会館を確保しているとのことであり、また当日は通訳を1名依頼しているとのことである。

第三に、京都大学訪問に際しての随行については、今回の学長団一行が6名(同伴の夫人1名を含む)と多数であること等の事情から2名とすることとし、東京工業大学の但馬孝雄国際主幹と東京大学国際交流課の荻昌国際第一掛長に随行を依頼し、内諾を得ているとのことであ

る。

以上の説明に関し、おおむね次のような意見の交換があった。

- イギリス学長団の送迎については昨年に準じた要領で行いたい。
- イギリス側は、今後、継続的に両国の大学間交流を希望しており、そのために今回は「英国大学長委員会」の事務局長が同行されとのことである。なお、先方の関心事項として、①大学と産業界との連携、②大学の構造、③大学の組織・運営上の問題点、④大学関係経費をいかに確保・配分するか、⑤大学における研究の支援態勢、⑥学生の交換、等の話題を寄せてきており、これらの問題は懇談会の席上、協議にのぼるかもしれない。

おおむね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、この件についての協議を終了した。

今回のイギリス国大学長の招致に関する滞日日程（案）等については、特に異議もないようであるので、この日程等を基にして、文部省と国大協事務局で連絡をとりながら準備を進めていただきたい。

2. 来年度の外国学長招致事業について

このことについて委員長より次のように述べられた。

来年度の招致国については、かねてより協議を重ねてきているが、文部省より、相手国との折衝の関係から出来るだけ早期に決定願いたい旨の要望があったので、本日ご審議をお願いしたい。

ついで早田課長補佐より、配付資料「文部省

及び国立大学協会による大学長招致について」に基づき、現在までの学長招致事業の経過説明があったのち、関連して次のような報告があった。

先般、森文部大臣が訪中した際、中国の何東昌教育相との会談で、今後「日中大学学長会議」を継続的に開催し、両国間の大学・学術の交流を図ることになった。第1回目は、来春に北京で開催し（日本側より10名程度が出席の予定）、次回は東京で開催されることになろう（開催時期は未定）。

また、来年は国際交流基金がポーランドより大学学長・副学長3名を招致するとのことであり、その際に各大学を訪問したいとのことであるので、その節はよろしく願いたい。

以上の説明のあったのち、次のような意見の交換があった。

- 以前よりしばしば話題となっていることだが、この学長の国際交流事業は、出来れば一方通行でなく相互交流が望ましいので、その辺のことも勘案し招致国を決定することも必要であろう。
- そのことは前回委員会でも話題となったので、文部省担当官に、外国学長を招待する際にどのような文面の招へい状を送付しているのか聞いてみた。それによると、発展途上国で財政的に余裕がないのが明らかな場合は、特に書面では相互交流の件は触れてないが、先方の大使館関係者等には口頭で、相互交流をしたい旨の希望は申し入れている、とのことであった。
- 前々回（6.20）開催の委員会では、次年度以降の交流計画について、留学生の多い韓国、台湾、シンガポール等から大学長を招致

してはどうか、またソ連、北欧、東欧諸国など比較的交流の少ない国から呼ぶのも効果があるのではないか、という意見が出ていたと思う。

- 確かに今までは、北欧、東欧諸国からは招致していないので、それらのうちから来年度の招致国を選ぶということも考えられる。
- 韓国の場合には相互交流が期待できるのではないと思われるが、地理的に近接しており、また現在でも相当活発に交流があるので、その点から適当かどうか疑問である。
- アセアン諸国では、すでにタイ、フィリピン、マレーシア（中止）等を招致しているが、インドネシア、ビルマはまだであり、またインドなども招致していない。
- 日本企業の進出が盛んなイラン・イラク等の中近東諸国もまだである。本来は、これら日本企業の進出が盛んな地域へは、教育使節の交流を図ることも必要なのではなかろうか。
- 先程説明のあった国際交流基金によるボーランド国大学長招致の件だが、国際交流基金の場合、専門の業績によって招致する等、若干当方の招致事業と性格を異にすると考えられるので、そちらでの招待があるとの理由で候補の対象外としなくてもよいのではなかろうか。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

来年度の外国学長招致国として、韓国、インドネシア、ビルマ、インド、ソ連、東欧、北欧、中近東諸国などの名が挙げたが、本日決定するのは難しいと思われるので、委員各位

には本日の意見を参考にお考えおき願ひ、次回委員会で最終的に決定することにしたい。

3. アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて

このことについて委員長より、おおむね次のような説明があった。

この問題については、去る6月総会の際にも報告したように、この団体所属の大学の状況等からみて積極的に交流を行うほどの意義がないということでお断りする方針としたいという経緯があるが、先方は大変熱心でその後も再三連絡があり、同協会のアンダーソン女史が、この学長交流計画の実現のため来日するという手紙が送付されてきたため、急速前回（9.28）委員会でこれの対応策をご協議願ひ、その方針に沿って平野会長とともに去る10月30日にアンダーソン女史と面談した。

その席上、私は、何通か会長宛に書簡をいただいたので、国大協第5常置委員会として種々協議したが、文部省・国大協主催による外国学長招致事業は、毎年3名程度を招待する予算しかなく、また申入れにある「継続的な相互交流」を前提とした学長交流は当事業の趣旨とも異なるので実施は困難である旨、先方に伝えた。

これに対し、アンダーソン女史は、詳細は帰国後に検討することにしたいが、費用は全て自己負担ででもぜひ15名による学長訪問計画を実現させたい、またその訪問計画については、大学・文化財等の視察見学のほか、出来ればシンポジウムも開催されるよう取り計らい願ひたい等のことを強調し、この計画の実現に非常に積極的であった。

当日の結論としては、このアメリカ州立大学

協会の訪問計画は、単なる観光旅行でなく、アカデミックな交流をも希望しているので、これを無下に断わるわけにもいかず、先方の申し入れのような「継続的な相互交流」ではなく一般的な交流としてなら受入れを考慮する旨を伝え、アンダーソン女史もそのつもりで帰国された。

この会談ののち平野会長とも話し合ったが、訪日の費用の全てを先方で負担すると言っても、訪問大学での学長団一行の接待費、シンポジウムを開催する大学での費用等がかかり、これを当該大学に負担ねがうのは無理と思われるので、その分は国大協で可能な範囲で資金的援助をしたらどうか、ということになった。また、この学長団一行は総勢15名であるので、訪問学長の専門別・関心別にいくつかのグループに分けて大学等を視察するとともに、それぞれのグループごとに地方大学でシンポジウムを開催してはどうかということも話し合った。

以上のように、先方の事情もあり、前回委員会の結論とは異なる結果となったが、今後の具体的な訪問計画については、アンダーソン女史が帰国後会談の結果を踏まえて、さらに煮つめた計画を作成し送付することになるので、それを受取った段階で改めて受入れ方策等についてご検討願えればと考える。

以上のような説明があったのち、おおむね次のような意見の交換があった。

- シンポジウムの内容だが、どのようなテーマが想定されるか。
- 以前送付されてきた来日学長一行リストの中に、フィールド・オブ・インタレストとして関心ある分野が明記されていた。それによ

ると、ビジネス、エコノミック、サイエンス、ミュージック等々関心のある領域は様々であるが、アンダーソン女史が、例えば大学と産業界との関係等、国大協がある程度対応出来るような形で案を作成してくるものと考ええる。

- 先方がある程度グループを作ってくるとしても、国大協として対応可能なようなかたちにはグルーピングするのは当委員会の仕事となろう。そのうえで、例えばシンポジウムを某地方大学で開催するなら、附近の大学の教官にも参加ねがって、余り専門の学問分野に偏らずに大学の一般的問題について討議するというのが適当であろう。
- 近隣の大学に誘いをかけるとしても、簡単には参加願えないのではないかと懸念されるので、国大協として、各大学に実施について協力願えるよう、事前に、十分理解していただく努力をする必要があろう。
- 仮に、学長団一行を3班に分け各地方大学毎にシンポジウムを開催するとなると、その担当大学の負担は大きいので、ある程度キャパシティのある大学にお願いしないと実施できないであろう。
- 先程も意見が出たが、これを実施するためには、事業の趣旨を関係大学に十分理解ねがったうえ、近辺の大学の協力の下に、ある大学が中心となり専門分野等を同じくするような教官の方々に参加願うように取り計らう必要があろう。
- アメリカ州立大学協会の方では訪問時期をどのように考えているのか。
- 会談の席上、アンダーソン女史より6月訪問の案が示されたが、6月は国大協の総会がある関係で無理であるということで、最終的

には10月訪問ということになった。10月であれば、実施まで約1年間の余裕があるので、先方からの連絡を待って、当方の対応策も講じられると判断した。

- 文部省国際学術課の所管と思うが、国際会議開催の予算がある。1日程度のシンポジウムで予算の補助が得られるか否か不明であるが、その予算からの援助を求めるような方法も考えられる。もちろん、補助があったとしても、それでは不十分と考えるので、不足分は国大協予算から支出していただきたいと考えている。
- この計画を受入れるとなると、その準備のために小委員会を設け、計画を固める必要があらう。
- 来年度は文部省主催の日米教育会議が開催される予定で、私の大学はそのうちの中等学校部会の会議開催を文部省より委託されている。従って、その他大学部会等、いろいろな部会が各地で開催されることも考えられるので、このあたりのことも文部省の方に当たって調査しておいてほしい。

おおむね以上のような意見交換のあったのち、委員長より次のように述べられ、これについての協議を終了した。

この件については、アンダーソン女史より新しい提案が出てくると考えるので、それを待ったうえで、改めて相談することとしたい。本日は、その後の経過についてご理解いただければ有難い。

4. 在外研究員に関する問題について

委員長より、若手研究者の在外研究の件について、おおむね次のような説明があった。

すでに各大学に照会があったことと思うが、前々回(6.14)の委員会で協議ねがった在外研究員制度による若手研究者の海外派遣のことは、当日の意見も踏まえて、その最終的取扱い方法を決め、先般文部省担当官がその説明のために私のところに来訪した。

その説明によると、年齢は原則として35歳以下とし、各大学・機関に1名推薦をお願いするとのことであった。それに対し、私は大学の規模を考慮せず、各大学1名というのは公平を欠くのではないかと意見を述べたが、文部省としては、各学部1名ずつの推薦となると膨大な数となり、その対象人員40名に絞り込むのが困難となるので、このようなかたちでお願いしたいとのことであった。

以上の説明に関し、若干意見の交換があり、以上をもって本日の協議を終了した。

日 時 昭和59年10月11日(木) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野、塚本、町田、植瀬、高安、早野、武藤、
後藤、池田、大藤、幡、田中、釘宮各委員
森嶋専門委員

(文部省) 石井高等教育局担当審議官、佐藤研究
機関課長、他3名

第6常置委員会

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日文部省より出席され
た石井高等教育局担当審議官、佐藤研究機関課
長他3名の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 昭和60年度の概算要求事項について

このことについて石井高等教育局担当審議官
より、大学設置審議会大学設置計画分科会がま
とめた報告書「昭和61年度以降の高等教育の計
画的整備について」(59.6.6)および臨時行政改
革推進審議会の「当面の行政改革推進方策に関
する意見」等について触れながら、配付の「昭
和60年度国立大学入学定員増加予定数」「昭和
60年度国立学校特別会計要求額総表」「昭和60
年度概算要求の概要(高等教育局)」等の資料
に基づき、昭和60年度概算要求の内容について
詳細な説明があった。

ついで佐藤研究機関課長より、配付資料「昭
和60年度概算要求重点事項」および「昭和60年
度概算要求重点事項附属資料」等に基づき、学
術国際局関係概算要求の内容について説明があ
った。

以上の説明に関し次のような質疑応答があっ
た。

○ 定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措

置に関することであるが、教官の後補充につ
いてはどうなるのであろうか。

○ 今回の定年制実施は、国家公務員法の改正
によって新たに定年制が敷かれた職種につい
てのものであって、以前から教特法によって
定年制を定めている国立大学教官については
これは適用されない。

○ 学術国際局関係の概算要求の項目中にある
「論文博士号取得希望者への援助」というの
はどのようなことか。

○ これは留学生在が博士課程を修了してもすぐ
に学位がとれない場合、その者に対して学位
が取得できるようこちらから指導に出向いた
り、先方から研修に来るといった場合の旅費
等の援助である。

○ 技術・労務職員採用抑制措置に伴う事務・
事業の民間委託に対する予算措置は行われて
いるのであろうか。

○ これに関する予算は計上されているが、
不十分な点があり、今後の課題と考えてい
る。

2. 授業料問題について

このことについて委員長より次のように述べ
られた。

国立大学の授業料の問題については、これま
での検討結果を踏まえて更に、より適切な見解

をまとめたいと思い、その案を大石、松村両委員にお願いしているが、この授業料の問題は大学の制度論とも関わる面があるので、第1常置委員会の見解をお訊ねすることにした。これに対しこのたび配付の「国立大学の授業料について（第1常置委員会）」のとおりのご意見を頂戴したのでご報告する。なお、本委員会としてはこの第1常置委員会からいただいた意見等も参考に、来春早々ぐらいに国立大学の授業料に対する見解の原案をまとめ、授業料値上げ問題が再燃した際には直ちに対応できるよう用意したいので、ご了承いただきたい。

3. 特別会計制度について

このことについて石塚事務局長より、配付資料「特別会計制度発足時において制度上の利点としてあげられたもの」および「国立学校特別会計制度実施の際の文部事務次官と大蔵省主計局長との覚書」を基に国立学校特別会計制度の趣旨と経緯について説明があった。

ついで委員長より次のように述べられた。

国立学校特別会計制度は国立大学に有利な面があるのであるが、それが次第に稀薄になってきた。時代も移り変わったという点もあるが、現在この制度は存在しているのであるから、この際、この制度の当初の精神に立ち返ってその趣旨や機能が活かされる方途を探るため、専門委員を中心にして検討してもらってはどうかと考えている。

以上の提言について若干意見が交わされたのち、これを了承した。

4. 外注費の予算措置について

このことについて委員長より次のように述べられた。

昨年の閣議決定（58.5.24）で、「技能・労務職員が携わっている事務・事業については、民間委託等の合理化措置を積極的に講ずることとし、これら職員の採用は公務遂行上真に必要な場合を除き、昭和59年度以降行わないものとする。」ことが決定されたが、技能・労務職員の後補充を行わずその業務を外注によって処理するためには、これに対する予算措置のことが問題になる。これについて去る6月20日の委員会で、取敢えず本委員会のメンバー校を対象としてそれぞれの大学の実態を調べ、その結果を踏まえて対応を考えてはどうかということになったが、その後調査された大学があればその実情をお伺いしたい。

これについて次のような報告があった。

- 附属学校のキャンパスが離れているので、これの警備業務を外注している。また、附属病院における電話交換業務も外注している。
- 附属学校（幼・小・中・高）の警備業務については、教職員養成課10カ年計画というものがあり、申し込めば順を追って委託費を出すということで、昨年申し込んで本年度より予算の措置をしていただいている。ただ、多くの大学では、除雪作業、清掃、警備等の外注に対して現在のところ何ら予算の措置がされていないというのが現状のようである。

5. 定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措置について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この問題については再三関係方面に陳情・要望等を行ってきたが、その後の情勢は厳しいものがあるので、これの対応について協議したい。

ついで森嶋専門委員より、この問題の最近の状況について説明があり、つづいて次のような意見の交換が行われた。

- 60年3月末に退職する国立大学の職員の数は大体どれくらいであろうか。
- 退職数は約3,000名程度であろう。ただ、60年度に退職する者の中には、船員とか看護婦といった削減できない職種の者も含まれているので、この分が一般職の（行一）や（行二）の職種の方に転寄せされるのではないかとと思われる。
- 定年制度実施に伴う退職者に対する不補充の問題については、定員削減分の前倒しといったかたちで扱われないものであろうか。
- この定年退職者の後補充抑制の問題は国立大学にとっては深刻な問題であるので、関係方面に強く訴えてほしい。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

定年制度実施に伴う退職者の後補充抑制措置の問題については、5月、6月段階で行政管理庁に対し再三陳情・要望を行ったが、その後政府の機構改革でこの問題の所管が総務庁に移

り、またその後の情勢も一段と厳しさを増してきているなどのこともあるので、その対応について来週開催される理事会に諮ることとした。

6. 人事院勧告の問題について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

国家公務員の給与改訂に関する人事院勧告は、一昨年以來勧告どおりに実施されず、本年度についてもその完全実施が危ぶまれる情勢にある。この問題については、すでに6月総会の決議に基づき関係方面に要望書が提出されているが、問題の重要性に鑑み、これの完全実施を更に推進する努力を払う必要があるのではないかと考えられる。この問題は本来第4常置委員会の所管事項であるが、同委員会とも連絡のうえ、これの対応について理事会に諮りたいと思う。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、本日の委員会を最後に学長を退任される武藤委員（名古屋工業大学長）に対し委員長より謝辞が述べられ、これに対し同学長より退任の挨拶があつて閉会した。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和59年12月17日(月) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長
井出, 吉田, 吉利, 井沢, 脇坂各委員
尾島, 小椋各専門委員

猪委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 将来の医師需給に関する検討委員会の中間意見について

このことについて委員長より次のように述べられた。

去る11月5日に厚生省より、将来の医師需給に関する問題の中間意見が出されたが、これは、あくまでも厚生省の中の「将来の医師需給に関する検討委員会」がまとめた中間意見であって、これについては今後各方面の意見をきいて更に検討を進めていこうというものである。従って、本委員会でもこの中間意見に対して意見をまとめておく必要があるように思うので、本日この中間意見に対してご検討をお願いしたい。なお、本日は文部省より佐藤医学教育課長にもご出席願っているので、文部省のお考えも伺いたいと思っている。

以上のような挨拶があったのち、次のような意見の交換が行われた。

○ 医者の方は、患者数との見合いで将来に必要な医師数が考えられることになると思うが、それはいままでと同じような医療体制が続いているという前提のもとに考えられているようである。しかし、この医師の需給ということについては、将来はもう少しゆとりある診療ということも考えられるし、医師の地域的な片寄りというようなこと、それから予

防医学の充実という面など、いろいろなことが考えられるので、一概に現状を医師過剰と見るのかどうか、その辺は慎重に検討する必要があるだろう。

- 日本医師会の方でも医師数の将来について検討しているようであるが、その前提も現在の医療体制についてはあまり変わらないという条件での試算のようである。
- 将来の人口構造が変わるということは理解できるが、疾病構造とか医療のあり方が将来どのように変化するのが予測できないのではないかと思う。
- その点は、今後検討していく上で重要なことであると思うが、それに関するデータが現在のところ何もない。
- 厚生省の基本的な考え方は、この問題を国の医療費の枠の中で考えているようだが、この医療費は医療のあり方によって変わってくる。われわれとしては、医療のあるべき姿を問題にしなければならないと思う。
- 医学の方では、特に基礎医学の面で学問が非常に進歩してきて診療体制もそれに応じていろいろと変わってくるので、医療費もこれまでもと同じような計算では合わないことになる。
- 「将来の医師需給に関する検討委員会」での意見は、医者の数を減らすことを前提にして理論づけをしていて、医療は将来どうなるのか、あるいはどうあるべきかというような議論は何も述べられていない。

○ 将来の医療がどうなるかという問題は、理想としてはあっても、それが現実になんかにはわからない。日本の医療は戦後40年の間に病院ベースの医療が殆ど変わっておらず、現在やっとプライマリーケアの問題がクローズアップされてきているといった状態にある。それで、現在の医療体制の不備が埋められるにしても、医師の需要はそれ程多く増えるとは思われない。

○ 現在、日本の医師の分布を見ると都市集中型になっている。このような状況からして医師過剰ということが言われているのだと思うが、まだまだ医師不足のところも多く、現に台湾をはじめ外国人の医師を300人ほど呼んで医療に従事させているという状況にある。これらの点に対しては何らの対策も講ぜずに地域格差の問題については別途考えるというのはおかしいのではないか。

○ 府県別の10万人人口に対する医師数というのは、もっと詳細に検討する必要があるのではないか。医師数については、現在、人口10万人に対して非常に多いところと少ないところがある。人口比によって医師の需給を云々するのであれば、それに相応したキメ細かい検討をしなければならないのではないか。

○ 医者の数は、その専門分野によっても違っている。例えば内科は特に多いが、眼科、耳鼻科、小児科、精神科などは少ない。これを国が規制して振り分けるというわけにもいかないが、人口に対する医師数ということ言うなら、医師の専門という分野からも考えて見る必要がある。

○ 医者の志願者が減ってくると医学部の入学者も減ってきて入学定員の減少という事態も生じてくることになる。これに対して全国医

学部長会議などでは、入学定員が減っても医学教育の条件をもっと充実すべきであるという意見がある。この中間意見には医学部入学定員の削減には触れられてないが、結果として入学定員が減るというならよいが、初めから減らす目的で論ずるのはおかしいのではないか。

以上のような意見交換があったのち、本日欠席の大西専門委員より「中間意見」に対する次のような意見が紹介された。

○ この中間意見は大体においてよくまとめられてはいるが、ただ今後の医療のあり方がはっきりしない限り積極的な意見が出しにくい。また「家庭医」というものについて必ずしも多くの人の理解が一致していないと思うので、家庭医と専門医との関わりをもう少し明確にしておく必要がある。また、医師の資質の向上のための施策が必要と思われる。

ついで、文部省佐藤医学教育課長より、この中間意見に関連して次のような意見が述べられた。

文部省としては、実のところ板ばさみというかたちで悩んでいるところである。医学教育については文部省で論ずるのが当然であるということからこの中間意見では数の問題に限定しているため、医学教育に関する面では弱いところがあると思う。文部省としては、1月中旬に、医学教育の整備充実という観点からどう考えていくかということについて、学識経験者の研究会を開催し十分な討議をしていただくように考えている。

この中間意見について文部省として考えることは、細かい点ではいろいろあるが、医学

教育という面から考えた場合、昭和100年には人口10万人当り医師数が300人を超すというような大枠の話で、仮にそのとおり推移したとなれば、入学定員に関し若干の微調整は必要であるというように考えている。ただ現在の段階で文部省がこの問題についてはっきりした見解を述べることは非常に難しい立場にあり、この見解でよろしいというようには申し上げていない。それは、これは中間意見でもあり、これから国民の医療という立場から合意が得られるようなかたちで結論が作られていくという過程において、何かを言うということは差控えたいと思うからである。

なお、歯学の方でも「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」というのがあって、来る12月19日にこの委員会から厚生大臣の方へ中間意見を提出することになっている。その中身は医学関係の中間意見と似たようなものであるが、ただ医師の方が10%削減に対して歯科医師の方は20%削減という数字のようである。これについてはいずれ全国の歯学部のある国立大学にはご検討をお願いすることになるが、本委員会でもよろしくご検討を願いたい。

それで、文部省として本委員会にお願いしておきたいことは、この中間意見に対するご意見をお取りまとめいただき、1月末頃に厚生省の方へ持ち込めるようなかたちにしておいていただきたいということである。

以上の説明に関し次のような意見があった。

- 経済学者などから、大学側は医学教育とか研究とかの重要性を強調するが、それは結果として財政の破綻を招くことになるがそれでよいのかと言われると、何も言えなくなってしまう。ただ今後のことを考えると、医学教

育をこのままにしておいてよいとはどうも思えないので、何かを言わざるを得ないのではないだろうか。

- 現在の診療医師は非常に働いている。例えば小児科の場合などを見ても、中には1日65人もの患者を診るという医師もいるということである。現在のように一般人が余暇を楽しんでいる時代に、医者だけがこのような過重の労働をしなければならないのであろうか。これでは医者の方も、患者の方も大変で、このような診療のあり方でよいのかどうかという問題があるのではないか。

それから医療についてどう思っているかという点であるが、この中間意見を見ても治療医学が中心になっているように思う。しかし将来の医療というのはもう少し広い意味で、単なる治療医学だけでなく予防医学の面でも医師がもっと活躍すべきところが出てくるのではなかろうか。

- 現在は治療医学と予防医学との区別はないのだと一部では言われているが、しかし、現実には日本では厳密にこれを区別し治療だけのことを考えている。それで予防のための健康保険は一切認められていない。
- この中間意見は、医療を施す側からの意見であって、医療を受ける側の意見が取り上げられていない。患者側の意見もきくべきだと思うが、どういう方法がよいであろうか。
- 今後はもっと予防医学というものを見直す必要がある。例えば、現在子宮癌の死亡率が非常に減っているということなどは、そのチェックシステムがうまく出来ているからであると思う。このようにチェックシステムの確立ということが今後の医療の改革に大いにつながることになるのではないかと思う。この

ような視点がこの中間意見の中では何も見当たらない。

概ね以上のような意見交換があったのち、本委員会としてこの中間意見に対する意見を取りまとめるため、医学部を置く各国立大学長（医科大学長にも）に中間意見についての意見を徴することとした。

2. 医学部入学定員の問題について

これについて委員長より次のように述べられた。

医学部の入学定員を減らすことに連動して教官定員の削減という事態が生ずることが予想されるので、本委員会の小委員会にお願いしてお手許に配付してあるような資料「医学部入学定員について」を作成してもらった。これは検討のための案であるのでこれについてご意見を伺いたい。

ついで尾島専門委員より、この資料の内容について説明があり、これに続いて次のような意見の交換が行われた。

- この意見をいかなる時に関係方面に伝えるかは今後検討するとして、一応内部資料として用意しておきたいと考えている。
- この問題は医学部の問題ではあるが、国大協として国立大学の医学部をもっている全大学の意見はどうであるかということを調査して用意しておく必要はあるであろう。
- この資料の3「医学・医療の量的・質的拡大」の箇所で、「米国において新しい分野担当講座が次々と誕生ないし普及するのに比しわが国、とくに国立大学において、その点に大きな遅れが見られる。」とあるが、これは単に講座の数だけを問題にするのではなくその

講座の名前と実体が変わっているという点にも留意する必要がある。新しい講座を増やすについてはスクラップビルドということを考えなければならない。現在大規模の大学ではかなり重複した講座があるようだが、これを整理する必要がある。そうすれば、新しい講座を設けることもできるのではないか。また教官の定員についても、もし本当に教官が足りなくて多忙であるということであるなら、教官のアルバイトの問題についても検討の要があらう。

また、卒後研修について、かつてのインターン制度の方がよかったとの話もきくが、インターン制度が存在していた頃人的面で果してうまくいっていたのであろうか。

- この資料の6「医学部教員の使命」のところで「地域の医師の生涯教育ならびに地域住民の健康教育のリーダーとしての使命も課せられている。」とあるが、これは極めて限られた数ではなかろうかと思うので、このように言い切ってよいのかどうか。
- 医学部教員が地域医療を支えている点は、もっと強調してもよいと思う。
- 医学部教官のアルバイトの問題であるが、臨床と基礎医学の分野とでは随分事情が違うのではなかろうか。パラメディカル分野ではどうしても行ってやらなければならないというような事情からアルバイトをしている人たちがいるので、そのような面からも基礎医学などにはその辺の人員の手当をすべきではないかと思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち委員長より、この資料は国大協の意見として公表するというような性質のものではなく、内

部資料としてまとめをしたまでのものであるの
でご了承願いたい、と述べられた。

3. 医学教育の改革について

このことについて委員長より次のように述べ
られた。

この問題は、昭和57年当時第2臨調から出さ
れた報告や答申において指摘された問題点〔省
庁組織（附属機関を含む）の整理・再編合理化
や医療供給の合理化等〕に関連して本委員会
で検討されてきた問題であるが、これに関する一
応の見解を内部資料として準備しておきたい
と思ひ、小委員会にこれの取りまとめをお願い
した。小委員会では昨年4月以降数次にわたり検

討を続け、一応その素案をまとめたが、まだ種
々問題点も残されているため、もっと整備した
上でご審議願いたいと思うので、よろしくご了
承いただきたい。

4. 委員長の交代について

委員長から、健康上の理由から委員長を辞退
したい旨の申し出があり、協議の結果、吉利委
員（浜松医科大学長）を次期委員長に選出し
た。

なお、福見委員（長崎大学長）の退任に伴う
後任として石神鹿児島大学長を委嘱することが
了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課題に関する特別委員会

日 時 昭和59年12月21日（金） 13：00～15：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 須甲委員長

原田、久佐、久保、天野、加藤、吉利、川端、
松山各委員

永野、重岡、坂井、伊理各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに専門委員に就任され
た坂井昭宏専門委員（千葉大学）、伊理正夫專
門委員（東京大学）の紹介があったのち議事に入
った。

〔議 事〕

1. 前回のアンケート調査結果のまとめについ て

このことについて、久保委員より配付資料
「A. 各設問における年度別統計」「B. 各設問
における人文系・自然系学部別統計」を基に次
のように説明があった。

先般行った大学卒業生を対象とした「教養課

程に関するアンケート調査」は元来予備調査の
つもりで行ったわけであったが、これによって
かなりのデータが得られているということもあ
り、重ねて本調査をするということはやや屋上
屋の観もあるとの本委員会の意向でもあるの
で、先般の調査のデータを基に報告書をまとめ
ることとした。

この報告書をまとめるに当たって、配付の資
料に見られるように、各設問とそれに対する回
答をグラフとして示したものを入れ、このグラ
フを軸に若干コメントを加えるという形とし
た。またこの調査データを職業別や大学別に分
類集計してもあまり目立ったものは加えられな
いと思われるが、もう少し統計を付け加えると

ことにしたいと考えている。なお、個別に寄せられた自由記述のコメントについては、できるだけ原文のままのものを付け加えてまとめることにしたい。

アンケート調査のまとめについて以上のような説明があり、それを了承した。

2. 教養課程に関する今後の検討課題について

このことについて永野専門委員より次のように説明があった。

お手許に配付の資料「教養課程に関して今後検討すべき主要な問題点」は、本日の討議のために全くの叩き台として作成した案である。なお、この案は四つの柱から成っているが、この柱以外になお、重要な問題があるかもしれないので、そのような問題については後日各委員よりご指摘願えれば幸いである。

以上のような前置きののち、本論の内容について次のように説明があった。

(A) 教員組織について

教養部の教員組織の問題については、これを全学的な立場から教養教育の理念に基づいて更にこれを改善し、そうしてこの教員組織を明確に大学の中に位置づけることが必要と思われるので、これをどのようにすればよいのかということについて考えてみようということである。

(B) 一般教養態勢について

現在、多くの大学では概算要求等でできるだけ一般教育担当教官のドクターコース講座への兼担ということが進められており、すでに一般教育担当教官の160名ぐらいはその移行が実現されている。そしてその講座数は約36講座ということである。このような状態で一般教育担当教官の大学院兼担が進みつつあり、すでに旧制大学を中心として、教養部教官は実質的に学部

教官と同様に大学院を中心とする二階構造態勢に入っている。また、いわゆる新制大学においても、修士課程との兼担が現実的には広く行われている。

このように、現在の教養部教官の中の一部のものが大学院を兼担しているという実情にあるが、このようなものが概算要求で通っていく背景にあるものは一体何かということを考えてみる必要がある。

また、学問研究の細分化と多様化が進むなかで専門学部における研究態勢の中心は大学院に移行しつつあり、その中でも特に自然系の場合は学部そのものが専門教養化の色彩を強めてきているように思われる。このような状況の中で一般教育の理念を活かしていくとすれば、今までのような横割的な一般教育体制ではなく縦割的なものか、あるいは後期一般教育というようなかたちの体制を考えていかなければならないと思われるので、その可否についても検討する必要がある。特に現在教養課程残籍者が多数いるという問題も含めて一般教育体制をどうすべきかということを考えるべきであろう。

(C) 学生の気質変化と社会的要請について

社会の変化と価値観の多様化に伴い学生の気質が今日大きく変化してきている。また、国際化、生涯教育、大学の開放等社会の要請に対応する大学側の姿勢のなかで、一般教育の比重は極めて大きい。したがって、学生の気質と社会的要請と一般教育態勢との関連からの検討が必要と思われる。

それから、大学の使命ともいえる問題として、学生が現在の社会の要請に耐え得るようにするには教官としてどのような対応が必要であるかという問題があるのではないかとと思われる。

(D) 高校教育との連動

高校教育の多様化、すなわち学習指導要領の改定は、大学にはおける一般教育と密接な関わりを持っている。したがって、現行の一般教育のカリキュラム、授業科目について検討する必要がある。とくに、新入生に対する勉学の「動機づけ」がますます重要となると思われるので、全学教官あるいは社会人（講師）参加の可能性についての検討も必要と思われる。

以上のような説明があったのち、これについて次のような意見の交換が行われた。

- この資料の中で「一般教育担当教員はそれぞれ学問研究の専門家であって、一般教育の専門家ではない」といわれているが、「一般教育の専門家」というのが事実存在するのだろうか。
- 仄聞するところでは、ある私立大学では全学的な教官の中から一般教育について積極的に取り組もうという者が教官集団を作り、一般教育を担当しているというような事例があるようである。これは旧来の教養部というような枠を超えて全学的な視野から一般教育を担当しようという意欲の現われであろう。
- 一般教育の専門家というのは、例えば一般教育学というような学問があって、その学問を究めた専門家ということではなくて、高い識見と広い教養を兼ね具えた教師ということになるのではなかろうか。
- 同じくこの資料の中に「新入生に対する動機づけ」という言葉があるが、これはどのような意味であろうか。
- これから大学へ入学してくる学生は、新学習指導要領のもとに高校教育を受けた学生であって、その教育課程は非常に多様化してい

る。そのような新入生に対しては、学問的に、また社会人として、大きな役割を果たしてきたというような人々から、その人生を通して得た学問あるいはその心構えというようなものについて、一年生の当初あたりに積極的に指導して貰えば、勉学に対する意欲も湧き、スムーズに専門課程へ進むことができるのではないかと考えたわけである。

- 現在の大学生には、目的もなく大学の4年間を自由に過ごせばよいというような学生が目立つ。大学に入学した以上は、学問として何か自分に身につくものを得て卒業してもらいたいものである。
- アメリカの大学などでは、相当な年齢に達した人生の経験も豊かな、また社会的名声もあり学問的にも功績のある人達が、一般教育に熱心に携わっているというような例がある。私の大学などでも、そのような条件の揃った教官がおれば、一般教育はそのような教官にお願いしたいものと考えている。
- 一般教育を担当するのは経験豊かな大教授が当たるのが適当であるというようなご意見であるが、それは一般教育の理念の中にいろいろ余計なことを盛り込んでいくからそのようなことになるのではないか、ということも考えられる。

それから、一般学生の問題についてであるが、現在大学進学の新入生数は同年代人口の30%以上にも達している状況にある。これは社会の方がそれだけ高等教育を要求しているからでもあると思う。大学側としてもそのような状況に対応しなければならないのではないのか。

なお、高等教育に対する社会的要求の対応ということについては、結局一般教育と専門

教育という大学の教育をどのように調和すればよいかということに尽きるのではなかろうか。

- 高等学校の教育が多様化することによってある学科は高等学校で全然習わなかったという学生も入学してくることになるのではないと思われる。このような学生をどのようにすればよいかというような問題がある。
- その問題については、現在一般教育科目のうち12単位を基礎科目として振り替えることができるようになっていいる。学生が専門課程へ進む場合、その進むべき専門コースによって、教養課程の期間中に補っておかなければならないような科目あるいは放置しておいても差支えないような科目というのはそれぞれ異なってくるものと思う。従って、自然系の学生には人文科学の中の重要科目を、またこれとは逆に人文系の学生には自然科学の重要科目を、主として補い、高校教育と専門教育との間の溝を埋めるというようなかたちで基礎科目としてきちっとやるというような繋がりを持つことが必要である。
- 結局この教養課程に関する問題の提起については、大幅な枠だけを決めておいて、各大学、学部、学科でそれぞれ最も適当なやり方でやるというような幅をもたせるということになるのではなかろうか。
- この案の「学生の気質変化と社会的要請」という項目のところで「社会の変化と価値観の多様化に伴い」という表現があるが、この“価値観の多様化”というのはどのようなことを意味しているのであろうか。
- ここで意識したのは、大学に対する評価ということであって、例えば大学は社会への通過期間であると認識する学生もあるであろ

う。また学問相互についての認識の仕方あるいは考え方というようなことについても、現在の学生は昔の大学生とは非常に違った認識をしているように思う。

- 大学側としては、学部・学科は専門教育を行うためにあり、また専門研究者つまり後継者養成として、あるいは専門に応じた専門職につくための十分な知識能力を与えるために教育をしているのだと考えている。ところがそのようなことを全然目的としていない学生も大勢いるようである。このように教師と学生との間に大きなギャップがある。

現在大学教育の中で一般教育をどうするかという問題が非常にクローズアップされているようであるが、やはり大学教育は学部の専門教育がどうあるべきかということであって、これが決まれば自ずと一般教育も大学院教育もまとまることになるのではなかろうか。

- 大学というところは、専門に関しては研究者を養成するところというようなご意見のようであるが、大学の医学部では研究者を養成するという気はあまりなく、大部分は開業医を養成しようという考えのようである。特に教養教育の問題であるが、医学部では学部全体がある意味では教養教育のようなものである。学部段階の間にいくら勉強をしたところで医学の専門家になれるはずはないのであって、実際には医者仕事をやらなければ何もしないものである。
- 大学を卒業したいという意識はどの学生にもあると思うが、これらの学生は教養課程のうち早くこの課程を通り過ぎて専門課程へ進み、そこで何か専門の学問を早く身につけて卒業したいと思うものが殆どではなかろう

か。ただ教養課程を早く通り過ぎて専門課程に進みたいというところに問題があるのではなかろうか。

- 工学部の学生などをみても、現在の学生はいかに楽に、効率よく卒業できるかと考えている学生が多いように思う。
- 教養課程の必要性を学生達に説いて、学生達がこれで教養教育は十分であると思うようになるのは、どのような状態になったときを考えているのであろうか。
- 現在の教養課程の2年間では、どの学生も教養教育についてこれで十分であったと感じ取ってはいないと思う。ただ、生涯教育の面から、この2年間の教養課程が何か役立つのではないかと考えているのではないかと思う。
- 医学部などでは教養課程不要論はあまり出ておらず、むしろ必要性を強調する教官が多い。医師たるものは出来るだけ広い学問を身につけて患者の診療にあたるべきであると思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、原田委員より岩手大学の教養課程教育について次のような状況報告があった。

岩手大学の教養部改組については、全体としてはあまり問題もなくうまくいっているということが言えよう。ただ、全然問題がないかというところというわけでもない。本学の教養部改組の目的は、全学的に一般教育に協力し、これを重視するということにあった。その結果、人文科学部の教官達は、一般教育の内容は改組前よりよくなったと言っているが、専門学部の方ではそれほど高く評価してはおらず、却って教養課程の残籍者が多くなったのではないかとい

うようにみている。

この残籍者に対して思うことであるが、これはもっと厳しい態度をもって臨むべきであると考える。現在わが人文科学部では、同学部在籍中の1.5年間に36単位の85%を取得すれば専門学部への移籍を認めるというようにしているが、この85%というところには問題があるように思う。

なお、単位の問題に関連して思うことであるが、単位はただ多く取ればよいというものではなく、できれば教養課程の期間に、将来自然科学の専門へ進もうとするものには人文・社会科学についてできるだけハイレベルの魅力ある講義を受けさせ、また人文科学の専門コースへ進むものにはこれを逆のそうした講義を受けさせる。そして、現在増加の傾向にある残籍者の数をできるだけ減少させるように努力したいものと考えている。

ついで加藤委員より、一般教育体制の問題について次のように述べられた。

教養部の機構について、縦割り横割り制度の問題を全学的な委員会で議論したことがある。それによると、現在のような完全横割り制度にはかなり弊害があるので、楔型で行ってはどうかとの意見があった。これには教養部の教官も専門学部の教官もその方向には賛意を表したが、実際問題となると理工系の学部の教官は消極的な態度になってしまう。これは、理工系の教官としては、後期の2年間ないし3年間は専門の学問に専念させたいという気持があるからであろう。

また、人文・社会系の教官のうちにもカリキュラム上支障があるという意見もあり、この楔型の問題はその利点を認識しながらも結局は立

消えということになった。このようなことで、後期一般教育については模索はしたが残念ながら実るまでには至っていない。

それから、単位の問題であるが、これまで一般教育は36単位必修であったのが現在は24単位ということになった。しかし、私の大学ではやはり36単位は確保しておきたいということでいろいろ方策を講じているが、その辺の問題については他大学ではどのようにされているのであろうか。

これについて次のような意見があった。

○ 楔型の問題点というのは、要するに専門科

目を教養課程に降して選択させるというやり方だと思うが、考え方としてはよいが実際にはなかなかうまくいかないというところに問題があるのだと思う。これについては、学生が前期の1、2年生の間と後期の3、4年生の間とでは学問に対する理解度が随分違ってきていると思われるので、これはやはり大学4年間における学生の知識の進歩とか発展とかに対応したかたちで考えていくべき問題であるように思う。

おおむね以上のような意見の交換があり、これをもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 昭和59年10月12日(金) 10:30~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 金子委員長

藤井、小野、種瀬、野村、飯島、大藤、田中(健)
各委員

(オブザーバー) 松山学長(熊本大学)、幡学長
(香川大学)、船田教授(東京農工大学農水産系
連合大学院創設準備室長)

金子委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

去る6月の国立大学協会総会以後はじめての委員会であるので、その後の経過について簡単にご報告する。

去る6月29日に国立教育会館において大学院問題調査研究会議が開かれ、その際に連合大学院、総合大学院に関する事情聴取があった。このように、懸案の新設大学の博士課程大学院の設置も漸次実現の方向に向かい出したという希望がもてるようになった。

そこで、8月14日に総合大学院に関係のある各大学の学長(千葉大学、金沢大学、岡山大学、熊本大学)にお集まり願って小委員会を開

き、いろいろと意見交換を行った。

一方、旧設大学院の改善について検討している小委員会の方は、7月31日、9月11日に開かれ、また本日の午後にも開かれることになっており、検討作業が着々進んでいる。新設大学の博士課程大学院の拡充と旧設大学の博士課程大学院の改善は大学の整備充実のための車の両輪であるので、今後並行して更に検討を進めていきたい。

〔議 事〕

◎ 大学院の改善充実に関する諸問題について

まず田中小委員会委員長より、旧設大学院の改善に関する小委員会のその後の審議経過につ

いて次のように報告があった。

前回にご報告したのちも、大体月1回のペースで委員会を開催し検討を重ねているが、その基本とするところは、大学院のあり方の問題を含め大学院をどうすべきかについてその改善策を追求することである。その検討に資するため、先般各委員に分担していただいてその所属大学の大学院の実態と、その抱えている問題点に対する考え方等について調査をしていただいた。その調査項目は①大学院学生の定員充足状況、②大学院博士課程入学者の追跡調査、③オーバードクターの実態（以上はいずれも昭和49年4月、54年4月、59年4月のそれぞれの状況について）、④大学院以外で大学に在籍するもの（例：研究生、専修生など）の資格と実態、⑤その他（若手研究者の養成確保のため大学独自で行っていること。旧設大学院の改善に対する具体的意見）などであり、これらの調査結果をも踏まえながら大学院の拡充をどのようにすればよいかということについて現在素案作りを進めている段階である。

以上の報告があったのち、委員長より次のように述べられた。

旧設大学院の改善の問題については既にその素案のまとめの段階に入ったとのことであり、これの実現のために必要な事項については関係方面にも要望していきたいと考えている。一方、新設大学の大学院の拡充整備の方も、先程も述べたように、その途が開かれつつある状況にあるので、希望をもって推進していきたい。ついで、大学院に関する全般の状況について、大学院問題調査研究会議の主査をされている飯島委員より説明を願うことにしたい。

これに関し飯島委員より、おおむね次のような説明があった。

現在大学院博士課程が設置されている大学以外にも博士課程を増設していこうということは前々から問題になっていることであり、すでに若干の大学には文部省も調査費を付けて創設の準備を進めているようである。ただ、大学院の増設については、定員の充足率の問題、オーバードクターの問題、あるいは大学院博士課程の性格から、これを安易に拡大すべきでないという議論が前々から強かったので、果して具体的にどの程度に大学院の博士課程を整備すべきかはペンディングになっていたのであるが、文部省の大学院問題に関する調査研究会議では今年に入ってからその問題の具体的な検討に入ることになった。

先日、昭和61年度以降の大学の基本計画拡充整備に関する政策がまとまった機会に、大学院に関しては必要なものについては博士課程を増設していくという方針となり、この夏に概算要求事項を文部省で絞る段階では、すでに調査費がついていろいろ創設準備作業を進めている大学の博士課程については取り上げていこうという空気も出てきているようである。

これに応じて私どもの調査研究会議でも、具体的な計画をもっている大学の博士課程設置計画内容についてヒアリングを行った。それは、金沢大学、千葉大学、新潟大学、岡山大学、熊本大学等の各総合研究科構想と、東京農工大学で創設準備をしている農水産系の連合大学院のそれぞれの構想についてのヒアリングであった。

しかし、ヒアリングの過程で、総合研究科を計画している各大学の構想の中にもそれぞれ個性があり、それはそれで結構なことであるがそ

の規模とか、教官の定員とか、あるいは学生の定員とかいうものにバラつきがあり、概算要求として事務的に取り扱う場合に大小さまざまでは説得力に欠けるので、今後その方面の整備を図るについては一つのスタンダードを作る要があるということで、文部省とも相談し、また金沢大学や岡山大学等とも協議して、大体において構想の基本的なところでは相通ずるものがあるようにこれを整理していただいた。

文部省の方では、現下の行財政事情からして大学院の拡充は非常に難しいという雰囲気ではあったが、学部・学科の増設ということは臨調方面からの抑制はあるが、大学の質的改善を図るため大学院の整備は進めるべきであろうという考えが強くなり、今年の8月頃の様子ではそれらの大学のうち比較的計画が熟していると考えられる金沢大学、岡山大学、新潟大学の総合研究科の設置を具体的に進めるよう来年度の概算要求にこれを取り上げるという方針を決めているようである。

一方、農水産系連合大学院についても、既に創設準備室ができてから大分期間も経過しているので、これもスタートさせてよいであろうということで、東京農工大学を中心とする関東地区と愛媛大学を中心とする四国地区の2つを先ず取り上げていこうということになった。工学系の連合大学院についても、内容が整備されたところから博士課程の設置の推進をすべきであろうということで、すでに調査費もついていた名古屋工業大学や横浜国立大学の工学系を同じように取り上げるという方向にこの夏頃に文部省は方針を決めたようである。

ただ、それを取り上げる形式としては、例えば岡山大学に直ちに総合研究科の博士課程を創設するというかたちで大蔵省へ概算要求を出す

と非常に目立って、現在の行財政事情の下では非常に難しいので、少し迂遠な方法ではあるが、例えば、岡山大学に総合研究科を直ちに設置するというのではなく、総合研究科の中の専攻を取り上げて専攻増をするというかたちで予算要求をすることにし、その専攻増が幾つか揃った段階で総合研究科というかたちにするような手段で実現しようとしているようである。

このような意味で、大学院博士課程の新設はなかなか難しかろうとされていたのであるが、今年はその突破口が開かれたと考えられる。そのようなわけで、取敢ず今年に総合研究科について、金沢大学、岡山大学、新潟大学の3大学の計画が推進されることになるが、残る熊本大学、千葉大学等についても原案がもう少しまればその方向で進められるものと考えられる。

工学研究科についても、先程申し上げた2つの大学に止まらず、今年の概算要求事項の中では電気通信大学、九州工業大学についても博士課程新設のための調査費がついているということのようである。また、旧い薬学部博士課程をどうするかという問題もあるが、これもいずれはある程度までは作るという方向の突破口だけはできたのではないと思われる。

以上の説明に関連し、引続き船田農水産系連合大学院創設準備室長より、農水産系連合大学院の構想ならびに創設推進の経過等について、配付資料「農水産系連合大学院構想（連合農学研究科の設置）」および「農水産系連合大学院（連合農学研究科）設置の概要について」を基に詳細な説明があった。

以上の説明があったのち、大学院に関わる諸問題について次のような意見の交換が行われた。

○ 大学院問題として考えられる主要な事項は次のようなことではなかろうか。

①若手研究者の養成——後継者問題、②選択範囲の拡大、③留学生対策、④外国とのバランス（学位の問題）、⑤核家族化への対応（先端技術の地方分散）、⑥社会人対策、⑦新しい学術化への対応

○ 連合大学院が新設されることによって考えられるひとつとして、教官への刺激ということがある。先程説明のあった「農水産系連合大学院設立構想」の中の“連合農学研究科の教官”の項において「連合農学研究科の大講座ごとに、構成大学の教官の中から、博士課程における研究指導及び教育を行う資格があると判定された教官（D④及びD合）の群を設ける。この教官を連合農学研究科教官と称する。学生の指導教官は、この教官群の中から選ばれる。」ということになっているが、このような教官の審査があることは構成大学の教官の非常に励みにもなるのではないかと考えられる。

次に第二としては、このような資格を持った教官の指導を受けることになれば、当然学部教育のレベルアップにもつながることになるのではないと思う。また、学生側からみても、博士課程が設置されることは非常に刺激になるのではないかと考えられる。

それから留学生の問題であるが、特に発展途上国から来ている留学生は殆どが日本で学位を取得して帰国したい希望をもっている。ところが日本ではなかなか学位を取ることが難しい状況にある。それは学位の審査が厳し

いということのほかに、留学生が入学した大学に博士課程が設置されていないということにも関係があるので、地方大学にも早く博士課程を設置するよう促進すべきである。

○ 学位の問題は、留学生だけの問題ではなく、日本では文科系あるいは社会科学系の学位取得が非常に困難であるというのが実態である。これについては現在本委員会の小委員会の方でも検討中である。

○ 日本の学者で、特に文科系や社会科学関係の方が外国へ出かけた場合、学位がないために不利を蒙る場合が多い。

○ 文科系や社会科学系と理科系とを比べてみると、理科系の総合研究科というのは割合にデザインしやすいので学位問題もそれほど困難ではないが、社会科学の研究科の方は大変難しいようである。しかし、やはり文科系や社会科学方面の学位問題は検討しておく必要があると考えられる。

○ 人文系や社会科学系の学位の問題については、総合研究科とか連合大学院という新しいかたちを考える以前の問題として、既に博士課程が設置されている東京大学や京都大学のような大学で、もっと学位を授与するようにすべきではないかと思う。

○ この学位の問題については、文部省の大学院に関する調査研究会議の方でも、これまでに何回か意見を出して、各大学に対し、学位の制度も変ったことでもあり、留学生のこともなどあるから配慮してほしい、ということも言っているわけである。また、文科系や社会科学系の研究科長の方にもお集まりいただき事情を伺っているのであるが、その方々の言い分では、理屈はよくわかるのでわれわれとしてもそのようにしたいと思ってい

るが、伝統とか習慣とかの力が強くてなかなか踏み切ることができないということのようである。それで、現在の文科系あるいは社会科学系の大学院を担当している教官自体から、先ず学位を取ろうとする運動も最近起こり始めている。

ただ、学位のスタンダードというか、自然系の場合には例えば1枚のペーパーでも内容がよければ学位を出す、人文系などの場合には長年月粒粒辛苦して大冊のものを書かないと学位は出せないということがあるようである。これは審査の点からしても大変な労力を要することになる。

この学位の問題は、日本だけでなくヨーロッパの大学などでも、アメリカの Ph. D 制度というのが急に出てきて、そのあおりをくって非常に困ったということがある。元来、ヨーロッパでは専門の博士だけであったが、その後イギリスでは Ph. D を取り入れた。しかし、フランスではこれの扱いに困っている。フランスでは「国家博士」というものがあるが、これは極めて難しくなかなかとれないので、留学生などには留学生用に「大学博士」という学位を設けた。ところがこれがまたランクが低くてあまり人気がよくない。それでフランスでもアメリカの Ph. D 制度の導入に切り替えようという空気がある。

旧制の学位を新制の学位に切り替えるのはなかなか難しいので、学術博士というものをもう少し自由に使って、これを Ph. D 相当に考えていくということにすれば、これも一つの方法であると思う。今度総合研究科ができて学術博士も次々と誕生するようになれば

ば、それによって学位に関する考え方も次第に変ってくるのではなかろうか。

○ 小委員会でも、5年前と10年前に大学院に入学した者の追跡調査をしたが、人文・社会科学卒業者で学位を取った者は殆どない。学位制度も変り、また留学生の問題もあるということ言っても、なかなか旧来の方式を変えられない。

○ 現在、国際機関の日本人職員も非常に多くなってきていて国連関係の日本人従業員も百数十名に達しているようであるが、そのようなところでは絶対に学位が必要であって、学位がないと非常にハンディキャップがついてしまう。いずれにしても従来の概念と異なった学位を出せるよう促進する必要がある。

○ 社会科学系においても最近、課程博士が僅かではあるが出てきている。このように大学の中でも現在の情勢を受け止めて改善を図ろうとする気運も出てきているので、国大協として何らかのアクションを考えてみてはどうであろうか。

○ 学術博士が拡がっていくと、学位に対する考え方も変ってくるのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ本日の議事を終了した。

旧設大学院の改善に関する小委員会は、本日の午後と11月5日に開かれることになっているが、新設大学院の拡充対策の方もそれと並行して審議を進めていきたい。本委員会は総会前にもう一度開催したいと考えているのでよろしく願います。

大学院問題特別委員会

日 時 昭和59年11月14日(水) 15:00~16:00

場 所 学士会分館3号室

出席者 金子委員長

小野, 須甲, 阿部, 野村, 加藤, 大藤, 坂上各委員

下沢, 遠藤, 田中各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学院の改善充実に関する諸問題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

旧設の大学院問題の検討小委員会では、年内までに問題点を整理して報告原案をまとめて本委員会に提出すべく作業が進められているということである。そこで本委員会としては、これを受けてこれに新設大学院問題の検討事項も合わせて一本というかたちにとりまとめ、来年6月の国大協総会に報告書として提出できるようにしたいと考えている。

新設大学院の問題については、前回(10.12)の委員会において、農水産系連合大学院問題について東京農工大学の船田教授(農水産系連合大学院創設準備室長)、新設大学院の一般論について幡香川大学長、総合大学院問題について松山熊本大学長等に特別ご出席を願って説明やご意見などを伺ったわけである。

そして、新設大学院問題をまとめるについては、これらのご意見も参考にし、またこれまでの本委員会でのいろいろな議論を踏まえて、この辺で一度整理をしてまとめをしてはどうかと考える。

については、その作業の進め方であるが、新しく小委員会を設けて行うという程でもないと思うので、大藤、小野の両委員に下沢、遠藤の両専門委員を加えた4人の方にお任せしてお願いすることにはいかがであらうか。(了承)

大学院問題検討の基本方針については、過ぐる57年11月総会においてご了承を得ているように①「博士課程の設置充実は遅滞を許さないということ。」②「手のつけられるところから早急に実施するように要望するということ。」③「派生すべき諸問題は歩きながら考えてゆくことにするということ。」の3点にある。

ただ、この3点を軸とすることは勿論であるが、新設大学院の拡充、旧設大学院の改善ということを考えていく上で更に将来への大学院教育をどのように考えるべきかという問題があると思う。今後学術研究と大学院教育をどのようなかたちで両立させていくかという問題は大きな問題であるが、趨勢としては国公立の大学間の交流、国際間の交流、さらに学問間の交流(学際)という方向が、将来への大学院改革の核になることはまちがいないと思われる。

いずれにしろ、今後はますます大学院問題は重要性を帯びてくると思うのでよろしくご検討願いたい。

以上のような挨拶があったのち、フリートークのかたちで次のような意見の交換が行われた。

○ 新設大学院のまとめは何時頃までにすればよいか。

○ 旧設大学院問題の方は、ほぼ年内にまとまってくると思うので、新設大学院問題の方もできるだけ早いうちに骨格でも作っておいてもらい、遅くとも4月頃には旧設、新設共に

まとめができるように作業を進めていただきたい。

- 新設大学院の問題については大体の検討はできてはいるが、一度先ほどのメンバーで集まって、項目だけでも決めてその肉付けをどのようにするかとか、今後の問題点はどのようなことがあるとか、またこれのまとめの分担等についても話し合ってみたいと思う。
- ところで、すでに連合大学院、総合大学院については一歩進められたかたちで踏み出しているの、その辺の問題をどのようにまとめればよいか。以前とは大分状況が違ってきているのでむずかしい点があるように思う。
- 総合大学院というのは一体どのような構想なのかよくわからないということをよく聞くが、これは実際にはどのような構想なのか。
- 新聞などを通じて知るところでは大よそ次のようなことであるようである。

大学から出ている案では、既存の学問の専門分化への反省から「学際領域」志向が強くなっているというのが特色である。例えば、個別諸科学の総合領域として①物質科学系、②生命科学系、③人間科学系、④情報科学系、⑤国土環境科学系等の構想案が出されている。

- 先般、総合大学院について文部省からヒアリングがあったが、そのときの質問は次のような事項についてであった。

①総合の意義、②学位の問題、③管理運営の問題、④組織の問題

以上のような質問事項であったが、それぞれの事項に応じて十分に理解してもらうのはなかなか簡単ではない。ただ、やっていくうちに意外にうまくいくということもあるが、要は問題に対応できる組織作りが大切である。

- 東京工業大学の総合理工学研究科というのは研究所主導型であって、新構想の総合科学研究科というのは組立て方が全然違うかたちである。
- 東京工業大学の大学院型というのは、その後これに追随して他の国立大学でも設けられているのだろうか。
- 九州大学では、そのような形態の大学院が設けられたということを知っている。
- 現在考えられている総合科学研究科というのは、修士課程と博士課程とが繋がっていないのであるが、その点をいくら説明をしても多くの人によく理解してもらえない。大学ではこの組立ての内容をよくみてもらえばわかるはずであると思っているのであるが、理解しにくいらしい。
- 総合科学研究科を修了したものに出す学位は、どのような学位となるのか。
- この学位は、メインとしては学術博士である。しかし現在、学術博士が何となく低く見られる傾向があるので、個別博士も出せるようにはしている。ただ将来は学術博士の学位が高いものであると評価されるようにしたいものである。
- 現在、第1常置委員会の下に「大学のあり方の検討小委員会」というのが設けられていて、国立大学の活性化ということをテーマに検討している。この委員会の議論もそろそろまとめの段階に入ろうとしているのであるが、大学院問題については、いずれ各学部の問題点を洗い出したところで、一度、本特別委員会とジョイントミーティングをして意見を伺うということである。

「大学のあり方の検討小委員会」では、次の三つの柱を基に一応報告書をまとめようと

いうことで目下精力的に作業を進めている。

①各学部に見られる問題点

②教養教育の問題

③大学の評価

おおむね以上のような意見の交換があったのち、教養教育の問題について若干議論が交わされ、本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会小委員会

日 時 昭和59年10月12日(金) 13:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

森、石田、種瀬、飯島、岸、金森、宮島、布施各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日ご審議願うことは、先ず初めに各大学におけるアンケート調査の状況について説明を伺い、次に報告書(案)の各検討事項についてご討議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 旧設大学院の改善について

(1) アンケート調査の状況について

最初に森委員より配付の資料を基に東京大学の大学院の全般的な実態について説明があり、つづいて東北大学の大学院について(石田委員)、九州大学の大学院について(田中委員長)、それぞれ配付資料に基づいて説明があった。

名古屋大学の大学院の実態については、飯島委員より次のように説明があった。

アンケート調査のまとめについては少し遅れているので、いずれまとまり次第ご報告したいと考えている。

名古屋大学では新しい試みとして教養部を改

組して、教養部、総合言語センター、総合保健体育科学センターという三つのかたちのものを創った。このうちの教養部は兼担制度であって、既設の大学院に兼担をして大体殆どはすでに進行しているが、本質的には大学院というものの単位に欠けている。

そこで現在教養部としては、教養学部というようなものを設置し、その上に兼担を全部まとめた総合研究科を設ける構想を進めており、これとともに総合言語センターについても、また総合保健科学センターについても、それぞれ大学院構成というものを検討してきていて、その案も大体はできているので、いずれご報告することになると思う。

次に、東京工業大学の大学院の実態について、岸委員より次のように述べられた。

東京工業大学では制度上、理と工を現実として分離することは甚だ困難である。特に総合理工学研究科などでは理と工の学位をどちらでも出せるようになっているので、数字上はどちらに区分けしてよいかわからない問題がある。

理学部の大学院は充足率としてはそれほど高くはなく大体70%~100%の間ぐらいであるが、

博士課程への進学率は非常に高い。それに対して工学部は95%~170%ぐらいの過剰修士課程を抱えているが、博士課程への進学率は非常に低くて約20%以下である。その相関を取ってみると、はっきりこのような二つのグループに分かれるのである。

工学部の問題というのは、若手研究者養成の立場からいうと、如何にしてドクターコースをチャージングのものにするかということに尽きるのではないかなと思う。

それから工学部の場合、課程博士として学位を取らなくても論文博士として学位を受けるチャンスがいくらでもあるということがある。実際には3年前ぐらいから、課程博士として学位を発行する数が逆転して論文博士の学位発行の方が多くなってきている。このような事態は今後定着していくのではないかと考えられる。ただ、これは東京工業大学だけの現象であるのか、他大学でもそのような現象があるのか、その点は調査されていないのでわからない。

また、理工学関係では現在、大学外の畑の人が大学の教官になっているということもあり、エンジニアとプロフェッサーが交換可能という時代に突入しているように思う。このような点は文科系とは少し事情が違うのではないかと考えられる。

そこで、大学で教官人事とか研究体制というものについて議論する場合、大学だけという閉じられた中での議論ではなく、もう少し広く企業その他全般の関係を考慮しないと、このような問題は解決しそうもないのではないかな。

それから、修士課程修了者が企業に入ってよい待遇を受け、またよい研究環境の下で研究をして論文博士として学位を得ているということは、大学に残ってドクターコースに進んで勉強

しようとする学生の意欲を著しく阻害しているようである。このような状況からして、ドクターコースが制度として客観的にみて矛盾を含み過ぎていてのではないかなと思われる。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 工学系の事情は日本だけではなく外国でも、大学と企業の研究所とのコミュニケーションを結べば結ぶほど学生は大学には残らなくなるという状況にある。この現象は工学部だけではなく一部経済学部にもみられる現象である。
 - 学位というのは大学院の課程を修了した一つの結果であると思うが、現在の工学部のような場合、大学院博士課程の大学の教育をどう評価するのであるか。
 - 大学の博士課程教育の質というものには企業側からみてプラスとマイナスがあり、企業側のいつわざる本音は、よい修士課程修了の学生であればそれでよいという考えのようである。
 - ただ、大学の教官となった場合、それでよいのかという問題があるのではないかな。
 - 大学教官になっても、それで役立つということであれば、これは学位制度というものの基本にも関わることである。
- 現在の“博士課程を終えた者に学位を与える”という考え方に即して言えば、論文博士というのは妥協的存在であると考えられる。そのところに混乱があるように思う。
- 私の大学の特に文科系でのことであるが、論文博士と課程博士とではどちらが上であるかという議論があったが、その結果では論文博士がはるかに上であるということであっ

た。

- 農学部は状況は如何であろうか。
- 農学部は現在のところ一部にはそのような現象も見られるが、大学院修了者の多くは大学、試験場、研究所といったところに就職して公務員になるといったケースが多いためか修士から博士課程への進学率もそれほど悪くはない。

- 理学部でも専攻によっては博士課程進学率の極めて低い分野があるが、大学によっては理学部の大学院が定員過剰気味のところもある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次の議題に入った。

(2) 報告書の各検討事項について

1) 総論(大学院のあり方)について

このことについて石田委員より配付資料「国大協大学院問題特別委員会小委員会報告(案)」を基にその要点の説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- この報告(案)では、医・歯・薬関係の問題が含まれていないが、これらの分野を除外して議論するのもおかしいことではないか。
- 現在、大学基準協会の中に大学院問題の委員会というのがあって、その中に医学系関係の小委員会というのがある。その小委員会の議論では、医学の博士課程の4年間というのを3年間に縮めることができないかという意見が非常に強かった。

その一つは、臨床系などの場合は臨床研修生という制度があって、その制度との関連を考えると4年間というのは長すぎはしないかということである。それから、他の博士課程

との相関を考えると、なぜ医学だけが年限が長いのか、あまりその必然性がないのではないかという議論のようである。これに対して、私学の場合は、研修医制度もないし簡単に博士課程の年限を縮めることはできないという意見のようである。

もう一つの問題は医科学修士の問題である。現在医科学修士の制度のある大学は大阪大学と筑波大学の二つであり、今のところこの制度は一般化することはしないという文部省の方針のようであるが、各科関連の大学院の問題としてはやはり少し触れておくべき問題ではなかろうか。

以上の意見について委員長より次のような提言があり、了承された。

医・歯・薬関係の問題が検討対象から外されるというのはおかしいので、次回にでもその方面の適当な方に本委員会に出席を願って各分野についての説明を伺ってはどうかと考える。それでよろしければ、その人選については委員長にご一任願いたい。

続いて次のような意見の交換が行われた。

- 修士課程と博士課程のつながりの問題であるが、一貫制を取るものと、両者を別個にしているものの両方を同じ研究科で持てるのであろうか。
- 両方のかたちを持てるが、工学系関係以外には両方のかたちを持つ意識はないようである。つまり、ずん筒型と修士だけというかたちの大学院とは、意識として別に扱っていかねければならないのではなかろうか。
- 規則では博士課程の前期と後期というように全部統一されているのではなかろうか。

- これまでの議論を踏まえて「総論」をまとめるということになると、次の三点が現在欠けているように思われる。

- ①医・歯・薬の分野の問題が欠けていること。

- ②大学院の風格というようなものに触れての議論がないこと。

- ③一貫制の博士課程と、博士課程とは別個にした修士課程の問題ということについての議論がないこと。

なお、以上の点については統計が必要であり、例えば修士号だけで社会に出て活躍している者の総数とか、その学科別とか、社会における成長度というような点について調査してみたい。

- 工学系の修士課程修了者の状況では、8割程度のものが修士号で社会に出て行っているようである。ただ社会に出てからの成長度ということになると、そのメジャーがないので知ることはできない。

- 修士の問題について議論をする場合には旧設の大学院レベルだけの問題ではなくてと思うが、旧設と新設の両者では修士課程の内容に違いがあるのかどうか。またその辺の問題まで本委員会で触れるのかどうか、その点をはっきりとしておくべきであろう。

- 修士課程は新設大学にも殆ど設けられているので、今回の報告では、修士課程の問題には触れなくてよいと思う。それから、工学系については岸委員がまとめられることになっているが、その場合、理と工の絡み合いのところをもう少し書いてもらいたい。それというのは、研究所によっては理系と工系が実に上手に絡み合っているところがあり、またそのようなところの業績も上っているようであ

るので、将来のことも考えてこの点に少し触れておいてもらいたい。

- すべての大学院研究科の足並を揃える必要があるのではないかと。例えば教育学部と文学部とを比べたとき、教育学部の方が制度的にはっきりしていて学位も多く与えている。それで、文学系の学生が教育学部の方へ流れ込んでくるといった傾向がある。また、正確な統計などは出ていないが、教授になる確率も教育学博士の方が文学系出身者より高いようである。結局、教育学系の方が大学院の運用が上手であるということが言えるようである。

- 教育学部の場合、教育学プロパーだけではなく心理学、社会学、経済学なども含まれていて、ある意味では人間科学部といったような体制を採っている。従って学位を取って就職するという者はそれほど多くはない。その点、就職の市場性というものが広いということが言えるようである。

- 文学部というのは、その中に文学・史学・語学というように多くの分野があり、それがまたそれぞれ細分化されていて一専攻一講座のように考えられる。ただ意識の問題もあるが、日本の大学の文学部のあり方がこれであるのかということは基本的にはあると考えられる。

2) オーバードクターの問題について

このことについて種瀬委員より配付資料「大学院学生および Over Doctor の処遇（案）」を基にその要点について説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- 若手研究者の養成確保を図るため、文部省

は新たに日本学術振興会「特別研究員制度」を設け、これに伴い従来の奨励研究員は順次この特別研究員に統合・廃止するとの方針を示している。そこで、このような制度についてはどちらか一方があればよいのか、両方あった方がよいのか、その辺のところをはっきりしておくべきであろう。

- 学術振興会の奨励研究員の採用者は59年度当初で320名ということであるが、これだけの数ではどうにもならないので、統合して数を増やすという方がよいのではないかと。ただ、双方の選考のあり方に違いがあるようであり、どちらにも良いところはあるから、慎重に考えて結論を出す方がよい。
- 助手のポストが定員削減のため振り替えられて次第に減少していくということは困った問題である。

それから、助手の任期制の問題であるが、例えばこれを何年間ということに決めるとなると、大学教官のうちなぜ助手だけに任期制を取るのかということになり、大学教官全般に波及する問題になるのではないかという意見もある。

- オーバードクターの内容は種々様々であり、これを一括してオーバードクターの呼称で取扱うのは誤解を招きやすいので、その表現について考えるべきであろう。

3) 大学院の財政、施設・設備、事務機構について

このことについて布施委員より配付資料「大学院の財政、施設・設備、事務機構について(案)」を基にその要点の説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- 大学院の財政、施設・設備に関する部分

は、過般第6常置委員会で討議していただいた意見の内容と基本的には同じであると理解してよろしいか。

- 基本的には同じであるが、一部表現の点で若干修正してある。
- この部分では大学院の経費について触れていないようだが、やはり少し述べておくべきではなかろうか。

4) 研究科による問題の多様性に対する対応について

このことについて金森委員より配付資料を基にその要点の説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- 石田委員の手許で各論的にまとめられたものと、この金森委員の総論的にまとめられたものとはどのようにマッチするのであろうか。
- 金森委員のまとめられたものは、区分けとしては非常によいと思う。具体的内容としては修士需要型と博士需要型とがあって、それを踏まえてまとめられていると思うのでこれも結構であると思う。ただ、医学や法学を例としてスペシャリストとゼネラリストという言葉を使ってよいものかどうか若干疑問がある。スペシャリストという表現よりはむしろプロフェッショナルとした方が適当かもしれない。

- 学問は世の中に存在しているのだから社会的な動きや需要によって変わってくることは事実であるが、学問そのものの性格というものもあるし、それ自体の維持発展方法というものもあるはずである。大学院の問題について、あまり社会的ニーズばかりの話になると、大学としてはその応戦が難しくなりはし

ないか。

- 大学院の運用とか経費のあり方では研究科によって随分違う面もあるので、大学院全般について共通理解のできるところは理解するとしても、博士課程であるからということですべてを一律に扱うということは適当でないと思う。そのような点から、大学院にそれぞれ特徴のあることは大切なことである。
- 共同利用研究所の問題に関しては、旧設大学院の立場から見ての共同利用研究所の問題ということであれば書くことができるが、共同利用研究所の立場に立ったものは書けないのではないか。
- それについては、実際問題として大学としての立場で関連するところだけについて言及するというところでよいのではないか。
- 本小委員会としての意見は遠慮せずを書くべきであると思う。そして親委員会の審議に委ね調整してもらえばよいのではないかと思う。

5) 大学院の整備拡充について

このことについて、岸委員より次のように述べられた。

旧設大学院の構造上の問題として、論文博士と課程博士との問題について少し触れて論じたいと思う。この問題に手をつけると講座制という問題に突き当たるが、この部分はなかなか難しい問題である。この問題に直接突き当たらない大学管理の問題ということになると学際大学院の問題、連合大学院の問題あるいは共同利用研究所の活用の問題というようなことになる。また、教養部の問題もその中に含まれることになると思う。

そのようなことで、このテーマのまとめの分担は次のように考えている。

① イントロダクションの部分（岸委員）

- ② 学際大学院、連合大学院の問題について（宮島委員）
- ③ 教養部の問題と大学院との関わりの問題について（藤沢委員）
- ④ 共同利用研究所の関連の問題について（金森委員）

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- 共同利用研究所関係のことについて意見をまとめられるとのことだが、それは旧設大学院としてみた場合どのようにあるべきかというようなことについて述べられるつもりなのか。

- 共同利用研究所関係の問題は各研究所がおかれている立地条件によって随分違ってくると思われる。例えば非常に離れたところの研究所でマスターコースを持つというのは教育上おかしいことになる。

なお、それとは逆に、共同利用研究所を大学側としてもっと積極的に利用してもよいという面は旧設の大学院にはあると思う。その辺の制度的な面をドクターの問題として取り上げてみてはどうかと思っている。

- ドクターコースとして共同利用研究所と利用し合うとか、あるいは交流があったりコミュニケーションがあったりして、共同利用研究所が人材的にも本当に動けるようなシステムが活性化してくれば、わざわざそれぞれの共同利用研究所をプロパーの大学が持つ必要はないと思う。それが現在ブロックされている傾向が強いから一部の大学ではそれをほしがるわけである。

おおむね以上のような意見の交換があって、
本日の議事を終了した。

次 回 11月5日(月) 13:00~16:00

大学院問題特別委員会小委員会

日 時 昭和59年11月5日(月) 13:00~16:30
場 所 学士会分館3号室
出席者 金子大学院問題特別委員会委員長
田中小委員長
石田, 下沢, 森, 岸, 金森, 宮島, 布施, 藤沢各
委員
(説明者) 高久東大医学部教授, 長谷川九大薬学
部長, 小嶋九大歯学部長

田中小委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は前回に引続いて旧設大学院の改善に関する報告書の各検討事項についてご審議いただきたいが、その前に、これに関連して前回の審議の際、各専門分野ごとの大学院の問題点について残されている医学、歯学、薬学の3分野についてそれぞれ適当な方から説明していただくことにしていたので、これについて、医学の問題について高久東大附属病院第3内科教授、歯学の問題について小嶋九州大学歯学部長、薬学の問題について長谷川九州大学薬学部長より、それぞれお話を伺いすることとした。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

[議 事]

◎ 旧設大学院の改善について

(1) 医学、歯学、薬学の各大学院の問題点について

初めに高久教授より、医学系大学院の問題点に関し次のように説明があった。

医学系の大学院の基準は昭和32年に作られたが、その中にはすでに廃止されたインターン制度の規定がそのまま残されているなど実態に副わなくなっている面もあり、時代の変化に対応

して基準を見直す必要があるとして、現在、大学基準協会の中の医学に関する大学院基準分科会で検討がすすめられている。その中で焦眉の急となっている問題は、博士課程の年限の短縮化の問題である。これは卒後臨床研修制度との関係で議論されている問題であり、特に臨床系の場合、将来研究教育の指導者となるべき人が臨床研修を未経験のままストレートに大学院の研究生活に入ってしまうことは適当でなく、むしろ研究に専念する以前の段階で患者に直(じ)かに接する機会をもっておくことが長い目でみて大事ではないかということで、大学院への入学は2年間の卒後臨床研修後とすることが望ましいと考えられる。そして、この2年間の臨床研修との関連を考えると、大学院が4年間となっているのは少し長すぎはしないかということから、これを3年間に短縮してはどうかということが論議されている。

また、この間研究活動に精励できるよう履修単位数についても30単位程度とし、外国語教育についても、第2外国語については文献が大体理解できる程度でよいのではないかという考え方である。なお、この博士課程の年限の短縮化については、医学系だけでなく歯学系についても併せて図れないものかどうか今後、歯学関係

者と話し合ってゆきたいとしている。

以上の説明についておおむね次のような意見交換が行われた。

- 医学系大学院の基準を変えとした場合、専門医制度との関係はどのように考えられているのであろうか。
- 専門医になる基準はそれぞれ専門の学会で自主的に決められていて区々であるが、いずれにしても卒後2年間の臨床研修は学部教育の延長であると考えてここで医者としての基礎を身につけたうえで、専門医の勉強をするようにした方がよいと思われる。
- 博士課程の修業年限を3年間とした場合のメリットは、学位が3年で取得可能になることのほか、どのようなことが考えられるか。
- 臨床系では大抵の場合、卒後臨床研修を終えると、自己の専門の研究をするにしても殆どは非常勤講師とか助手になって、その中で研鑽を積んでゆくことになるが、これには臨床の義務が伴うため専門の研究をすすめる面では難がある。この点、大学院で3年間集中して研究に専念できるので、臨床指導者の養成ということからもこれは好ましいことではないかと思われる。
- 大学院では優れた指導者について研究に専念することが大事なことと思われるが、単位について、わが国の大学院、特に臨床系においては単位制を敷くことはなじみにくいという意見は大学院基準分科会でなかったのだろうか。
- 大学院では講義を聴くことよりも指導者のもとで研究を行って論文をまとめるということの方が遙かに重要であることには違いないと思う。臨床系の大学院に単位がなじむか否

かということについては人によって意見が異なるが、大学院基準分科会としてはそれほど議論されたわけではない。ただ、文部省としては大学院についてもカリキュラムがないとシステムとして認めないであろうから、どちらにしてもコースは設ける必要があろう。

- 研究後継者の育成という観点からみて医学の大学院の位置づけはどのように考えられるのであろうか。
- 臨床は後継者教育に時間がかかり、研究能力の力量ということからみるなら大学院を出た人が優位とも一概にはいえないが、大学院在籍3年間の間に研究の基礎をしっかりと身につけるようにすることが将来を考えるとよいということが一般論としてはいえるのではないだろうか。
- 医学においては学生全体のうちの80~90%は臨床系にゆく現状にあるが、基礎系の将来はどのように考えられるか。
- 基礎医学を志望する学生が少ないのは医学全体からみて問題である。これは基礎医学を勉強しなければならないというモチベーションが学生に必ずしも与えられていないということにもその一因があり、その問題解決の一つとして、もっと基礎医学について豊かな知識を具えた人が教育に当たるといえることが必要ではなかろうか。もともと医学の教育、特に低学年教育については、基礎の医学者が教えるようにした方がよいということがいわれている。

それから、基礎系大学院へすすむ場合でも、出来れば2年間の臨床研修を終えてから行った方が将来にわたってプラスになるであろう、という意見が基準分科会であったし、そう考える臨床系の人も少なくないようであ

る。

医学系大学院の問題に関し、おおむね以上のような意見交換があった。

ついで歯学系大学院の問題に関し長谷川九大歯学部長より、配付の資料は去る10月に開催された国立大学歯学部長会議の際、会議資料として配付された学生定員等に関するアンケートの集計結果のうちから大学院問題に関する項目を抜粋したものである旨前置きがあったのち、同資料について説明があり、さらに九大歯学大学院における問題点について次のように説明があった。

九大の歯学大学院では、ここ10年間ほど学部からの入学志望者がふえていない。その理由としては、近年ある程度助手の待遇改善が図られた結果助手のポストが詰まってきたこと、地域的に年々開業が難しくなってきたこと、など将来の見通しが必ずしも明るくないということのためと思われる。

これに引続き、薬学系大学院の問題点に関し小嶋九大薬学部長より、次のように説明があった。

去る5月に九大において国立大学薬学部長会議を開催し薬学に関する問題について協議を行った。

薬学における当面の問題として、日本薬剤師会などが唱えている薬剤師の国家試験の受験資格に絡んで薬学教育の6年制ということが論議されている。この問題に対する国立大学の考え方としては、国家試験の受験資格を6年制とすることについては大学院の修士課程を活用することで対応できると思われるので、これについては、他の問題と切り離して議論した方がよいとしている。

一方、大学院は学問の進歩に伴う社会からの高度な要請に応じて研究教育の充実を図ってゆくという使命をもっており、この観点から博士課程の整備充実が望まれている。

現在、いわゆる新8大学の中で、大学院に薬学の博士課程が設置されているところは3大学で、あとの5大学は修士課程にとどまっている。しかしこれも熊本大学については来年度博士課程が設けられる見込みで、他の4大学についてもその見通しは明るいということのようである。また、博士課程を有するいわゆる旧6大学については、東京大学を除く他の5大学の大学院はいずれも2専攻13講座の組織となっているが、今日の医学の進歩ということからみてこれではカバーしきれないと思われるので、2専攻を3専攻にふやすことについて文部省へ働きかけている。

以上のような説明について、配付資料「大学院薬学研究科専攻新設計画一覧（旧六帝大）」および「大学院薬学研究科入学者一覧」について説明があった。

以上の説明について次のような意見交換があった。

- 薬学の場合、他学部に比べて女子の在籍率が高いようであるが、これは大学院ではどのようなようであるか。
- 女子の大学院への進学率は男子に比べてかなり低いようである。
- 修士課程を終えて引続いてその大学の博士課程にすすむ学生の割合はどの程度なものであろうか。
- それについては教官のコミッションということが関係し九大の場合は年度によって異なるが、7人～13人の幅がある。

ところで、博士の学位の取得ということについては、薬学の場合全体的にみると、修士課程を出て企業に就職し、そこで自己の研究の成果をまとめて論文を提出して学位を得る者の方が、博士課程を修了して学位を得る者よりもその数は多いようである。ただ最近の傾向として企業によっては新しい研究領域への対応という点から博士課程を終えた者を希望するケースも少なくないようである。

- 将来医師の過剰問題が起こることを見越して最近、医学部の学生定員を減らそうとする動きもみられるが、薬学については、学部の方定員は現状のまま大学院のみ定員をふやそうというのであろうか。
- 薬学で新しく設置しようとする講座については独立専攻を考えている。
- 医学、歯学の場合、基礎系にすすむか臨床系にすすむかという違いはあってもその大部分の者は医師になるのに対し、薬学の場合は薬剤師になるための教育を主とする場合と、薬剤師教育を目的としないアカデミック志向との両面があり、また医師、歯科医師の需給関係と薬剤師の需給関係は現状が異なっている。
- 将来医師数が過剰となった場合生じる問題点としては、国全体の支出する医療費がふえて医療経済が破綻するおそれがあること、医師間の過当競争で医師のクオリティが落ちて国全体の医療水準が低下するおそれがあること、医学部を出ると医者になる以外の途は殆ど考えられないので医師の失業者が生まれるおそれがある、といったことが考えられることである。
- 医学部には優れた人材が集まっているのであるから、これを国際的視野に立って生かす

ようにすべきである。たとえば、発展途上国へ医療援助として組織的に医師を派遣するというとも考えられてよいのではなかろうか。

- イギリスにおいてはメディカル・リサーチ・カウンシルという国とは独立した機関で医学に関する重要な問題を取扱っている。わが国でもそのような機関を設けて、そこで医師数の適正規模がどの辺にあるのかといった問題について検討されるようにすべきではなかろうか。
- 国立大学における大学院については研究後継者の養成にウエートを置くということをや我々としてはっきり主張し、そのためにはどうすればよいか、ということに関係機関にアピールしてゆくべきではなかろうか。
- 薬学において新たに考えられている生物学領域の専攻は、医学の生物学と重なる面があると思われるが、これを薬学の大学院として独自に持った方がよいと考えられているのであろうか。
- 確かに医学の分野と重なる面はあるが、学問の進歩に応じて薬学は薬学として新しい領域の研究を切り拓いてゆくべきではないかと考える。

新しく考えられている生物薬学専攻では、どれが基幹講座でどれが協力講座かという区別はしないで、互いが協力しあうという意味で、すべてが協力講座になるという考え方を持った方がよいのではなかろうか。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、次の議題の審議に移った。

医学、歯学、薬学それぞれにおける大学院の

問題点についてお三方から説明をいただき、これをもとに種々ご意見を頂戴したが、これについても報告書に盛る必要があると考えるので、石田委員にただ今の説明と議論を踏まえてその要点を文章化していただきたい。

(2) 報告書の各検討事項について

このことについて、初めに岸委員より、過般小委員会委員所属9大学を対象に実施した旧設大学院改善充実に関するアンケート調査の集計結果のうち、工学系部分について、配付資料をもとに説明があった。

以上の説明について若干意見交換があったのち、宮島委員より、農学系大学院についての報告書取りまとめに関し、配付資料「研究科による問題の多様性に対する対応（農学系研究科）」について説明があった。

ついで、布施委員より配付資料「大学院の財政、施設・設備、事務機構について（第2次

案）」について、次のように説明があった。

配付の資料の中身については前回提出したものと比べて基本的には変わっていない。ただ前回、「若手研究者の養成ということに絡んで大学院に対してもっと財政措置が図られるべきということを主張すべきではないか」という意見があったので、このことを新たに書き加えたものである。

ついで、岸委員より配付資料「大学院の整備拡充（案）」について説明があった。

以上をもって本日の議事を終り、最後に委員長より、次回は初めに藤沢委員より文学系大学院に関する問題の説明をお願いし、それに引続いて報告書の取りまとめについて全体的に見渡しながらかめの作業をすすめてゆきたい旨述べられた。

次回 12月10日 13:00~16:00

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年12月10日(月) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

石田、種瀬、下沢、森、岸、金森、宮島、布施、
藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、報告書作成のため各委員によってまとめられたそれぞれの資料について説明を伺い、なお時間に余裕があれば今後の作業の進め方についてご相談したいと思うのでよろしくお願ひしたい。

以上の挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 旧設大学院の改善に関する報告書のまとめについて

本題に入る前に下沢委員より、「大学院修士課程のカリキュラム」の問題について、先般開催された日本化学会の中の化学教育部会における討議の模様について報告があり、これについて質疑、意見交換が行われた。

ついで本題に入り、初めに石田委員より、「検

討事項(案)」の第一部「大学院のあり方」について配付資料を基に次のように説明があった。

第1部については、一応「大学院のあり方」というタイトルにしてみたのであるが、これはあるいは「大学院の現状」といった方がよいのかもしれない。それから報告書の全体のまとめ方の順序であるが、第1部の次に主として金森委員がまとめられる「研究科による問題の多様性に対する対応」の問題がレジュメ的にはつながるのではないかと考えられる。そして、その次に岸委員の方でまとめられる「大学院の整備拡充」の問題がつづくのが適当ではないかと思われる。なお、種瀬委員分担の「大学院学生およびオーバードクターの処遇」の問題と布施委員分担の「大学院の財政、経費」の問題はどこか適当な所に入れたらよいと思う。

また、学問分野の問題については、文、教育、法、経、理工、農、医、歯、薬の順序でよいのではないかと考えるが、後から追加された医、歯、薬の分については、全体とのバランス上、その表現について少し手を入れた方がよいと思われる。

そこで、全体のまとめとして何が足りないかという問題であるが、研究所の大学院独立論の問題をどうするかということがあるように思われるので、この問題について後でご意見を伺いたい。

そのほか、新制大学の修士課程と旧設の博士課程との関わりの問題、それからまとめの内容の形式をどうするかという問題などがあるのではないかと考えられる。

おおむね以上のような説明があり、これに関して委員長より次のように述べられた。

全体のまとめについては、石田委員のご意見

にもあったように、次のようにしてはどうかと考える。

①序言と現状について

②多様性の対応について

③大学院の整備拡充について

④各論について

なお、医、歯、薬の問題についてはもう少し資料を読んで検討してからまとめるということにしたい。それから、研究所の問題はどのように取扱ったらよろしいであろうか。

つづいて、研究所の問題について次のような意見の交換が行われた。

○ 研究所の大学院問題というのは、学部系の大学院とは異なった事情があるのではなからうか。

○ 例えば工学部の場合、大学院教育の美点とするところは、学部全体が最後まで協調してやっていくという点であるが、また一方では別な専攻科を作った方がよいというような考え方もあり、議論は対立しているようである。しかし、この二つの考え方では、学際領域を拓めようというような場合、後者の考え方では問題が残るのではないかという気がする。ただし、これは後継者養成という問題とは別の問題としての場合である。

○ 文系の研究所の場合はどのようなであろうか。

○ 京都大学の場合は、人文科学研究所というのがあるが、ここでは定員が付いてはいるが実際には大学院教育はやってはいないようである。

○ 工学系では二種類のかたちがあって、研究所の上に専攻が載っているといった独立したかたちのものと、大学院の中に含まれている

といったかたちのものがある。ただ、学生の流れの問題であるが、私の大学では割合とうまくいっているように思っている。それは、学部側が学生の流れの主導権をもっていてコントロールしているからである。

- 私の大学ではいくつか研究所があるが、研究所の中には一つの大学院と密接に関係のあるかたちを取っているものとか、あるいは複数の大学院と関係があるといったものがある。しかし、いずれにしても不満な点はあるようであるが、ただその不満もそれぞれ局地的に解決できそうな問題であると考えられる。

大学全体として今後考えなくてはならない問題というのは、大学に直接関係をもたない、例えば高エネルギー研究とか、その他これに類するような研究がどのようなかたちをもって大学と関わりをもって大学院と関わっていくかという点であろう。

- 新しい動きとして、例えば国立直属の機関である岡崎の国立共同研究機構とか国立民族学博物館とかいうようないろいろの機関で大学院の検討を始めているという動きがある。ただそのような大学ではない機関では学位をどうするかという問題がある。
- 研究所としてはやはり学位の出せるような大学院を望んでいるようであるが、そのようなところで学位が出せるようになると、学位は何処でも出せることになるのではないかというおそれがある。
- 「大学院の整備拡充」に関連して、研究所の問題について大学側から見た場合の問題点と思われるものについてはその中で触れているが、附置研究所あるいは共同利用研究所側から見た問題については触れないことにして

いる。

ここで岸委員作成の「大学院の整備拡充(案)」について同委員より説明があり、またこの中の「大学院と教養部の関係」の問題について藤沢委員より説明があり、これについて意見交換が行われた。

ついで、「各学問分野別の問題点」についての審議に移り、初めに委員長より、医、歯、薬の部分については先程も述べたように全体とのバランスを考え手直しをすることにし、そのまゝは石田委員にお願いすることにした、と述べられ、ついで種瀬委員より法学系、経済学系の現状と問題点について、岸委員より工学系について、宮島委員より農学系について、藤沢委員より文学系について、布施委員より教育学系について、それぞれ資料を基に説明があり、意見が交わされた。

そのあと「大学院学生およびオーバードクターの処遇」の問題について種瀬委員より資料を基に説明があり、意見が交わされた。

その際の主な意見は次のとおりである。

- 後継者養成という点では、これはと思う人材は就職して外に出て行き、大学にはこのような人材は余り残らないという悩みがある。この辺の問題をどの程度取り上げて書けばよいのか難しいところである。
- 大学院の整備拡充という見地からすると、資料の序文で述べられているように教養部教官の活用によって既存の大学院の補強拡充を狙うことは重要だと思う。
- 経済学関係では、文学関係と同じように学位の取得が非常に困難なようであるが、これについて何か問題はないであろうか。
- 法学部で大学院が育たないというのは、医

学部の臨床系の大学院の状況と同じであるということを知っているがどうか。

- 医学部で臨床系の大学院の充足率が極めて悪いのは、大学の研究室に残るよりも、早く実地で技を磨く方がよいという考えが強いためであるが、法学部でも同じく大学院に進学するよりも早く就職した方が有利であるという考えに支配されて、大学院の充足率が悪くなっているようである。
- 留学生の問題は今回は全然触れないことにするのか、あるいは留学生問題も一つのテーマとして取り上げることにするのか。もしも取り上げるということであれば、留学生についてのデータも揃えておく必要があるのではなかろうか。
- 留学生問題は、大学院問題を検討する際の重要な問題の一つであると思うが、どのようなどころでこの問題を扱えばよいかということについては、いずれ全体のまとめができた時点で考えることにして、一応私の大学（九

州大学）で留学生問題に関する必要事項の調査をしておくことにする。

- オーバードクターの問題であるが、この問題は研究科自体としても重大な問題であると思う。オーバードクターの問題について種瀬委員がまとめられたところでは数値が全然入っていないが、これについては布施委員の資料に掲げられている数値が土台となると考えられるので、そのデータを基にまとめられるとよいと思う。

以上で報告書案の内容についての審議を終り、最後に委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

本日の審議で報告書（案）の骨子が大体まとまったが、今後の取りまとめのため、「総論」および「各論」のそれぞれのポイントについて、またどのような形式でまとめるか等について次回までにお考えおきいただきたい。

次回 1月28日（月）13:00～16:00

日 時 昭和59年11月14日（水） 13:30～16:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 松山委員長

町田、川井、加藤、裏田、添田各委員

石田（代：安達）、長沢、東、沙藤各専門委員

（文部省）占部学術情報課長、倉橋専門員、大塙大学図書館係長

図書館特別委員会

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日文部省から説明のために出席された占部学術情報課長、倉橋専門員、大塙大学図書館係長の紹介があり、ついで大川委員の後任として新たに委員に就任された川井健委員（一橋大学教授、同大学附属図書館長）、ならびに石田専門委員の代理として出席

された安達淳東大講師の紹介があって議事に入った。

〔議 事〕

学術情報システムについて

初めに占部学術情報課長より、学術情報システムの進展状況および大学図書館関係の昭和60

年度概算要求の概要について次のような説明があった。

(1) 昭和60年度概算要求の概要について

昭和60年度概算要求は、各省庁とも経常経費10%、投資的経費5%それぞれ減の枠組みで要求することになった。

文部省関係の一般会計は約4兆5千億円を要求しており、これは前年度に比べると0.08%の増である。

国立学校特別会計は約1兆6千億円で、このうち一般会計から特別会計への繰入れは約1兆円であり、これに自己収入等約5千億円を加えた総額では前年度に比べ約143億円増となるが、その殆どが人件費（約70%）に充当されるため実質的な予算の成長とはいえない。

(2) 学術情報関係の概算要求について

東京大学文献情報センターは、昭和59年度より国立大学共同利用施設となり、現在は定員10名付いているが、昭和60年度は更に10名の増員を要求した。事業費は、前年度より約1億円増の総額で約5億円を要求している。

学術情報センター設備調査費は、約200万円を要求しているが、文献情報センターは学術情報システムの一環として設置したものであり、引き続き将来構想の実現を期したい。大学図書館の電算化は、大規模館は従来の5大学に2大学を加え、ML館は現在の9大学に4大学を加えて要求した。

図書購入費は、設備費の一律20%減という状況のもとで、やむなく16%減になった。人文・社会系雑誌センターの整備要求と外国雑誌購入費は若干増額し、自然科学系は前年度に準じている。

図書館の維持費は前年度と同額である。データベース作成費は、新規に2件追加した。デー

タベース購入費およびデータベース関係の科学研究費は、前年度と同額である。図書館の機構整備費は、3大学に部制を、北海道大学には学術情報課設置を要求している。

文献情報センターの現状と今後の計画は、昭和60年4月から東工大・阪大・名大を結びサービス業務を開始し、更に10大学を結続する。また私立大学（慶応大学、関西大学、南山大学）より結続の希望があり、目録作成と貸借業務のみを対象とする端末レベルの結続について検討中である。

以上の概要報告があり、ついで東京大学文献情報センター要覧（配付資料）に基づき安達東京大学講師から、文献情報センターの沿革、組織・機構、センターシステムの構成、計算機の配置、ネットワークの参加組織、目録作業の流れ、目録システムデータベースの概要、学術雑誌総合目録関係などについて説明があり、ついで次のような意見の交換が行われた。

- 昭和60年4月以降文献情報センターのサービス業務を始めるとのことであるが、具体的内容はどのようなものであるのか。
- 図書・雑誌の目録作成、データ類のカード印刷、教育訓練用プログラムの整備などである。
- 名古屋大学と京都大学は文献情報センターシステムが進んでいるとのことであるが、東京大学文献情報センターの機械の本体と同じメーカーであろうか。
- 名古屋大学と京都大学が同じであるということで、京都大学に新たに開発する機械のネットワークは名古屋大学にも接続開発ができるようにすすめている。
- 通信料はネットワークの張り方の選択で違

ってくるが、オンラインシステムは専用線でネットワークを組んでいるので、距離によって急激に通信料が嵩むようになった。しかし逆に一日中繋がっているところは、流れるデータ量に関係なく毎月支払う通信料が一定額であるので、この辺のことについてコスト評価をする必要があるのではなかろうか。

- 部局のデータは、総合図書館に集めるということになるのか。
- その点は柔軟に対応し、コストの安い方でよいと考えているが、ただ心配なことは、例えば教養学部とセンターを直接結ぶ一方で総合図書館とセンターを結んだ場合、教養学部と総合図書館の繋がりが稀薄になるのではないかということであり、この点図書館システムの作り方に難しいところがある。

2. 大学図書館のあり方について

これについて委員長から次のように述べられた。

本協会が予てから行っている大学図書館の整備充実に関する要望も、また学術情報システムの整備に関する要望も、共に予算に絡むものであるため当初の思惑どおりに運ばれていないが、このことについて図書館側の状況を踏まえて討議をお願いしたい。

以上の提言に関し次のような意見の交換があった。

- 図書購入費は相当多額の減であるとのことであるが、年々減らされているところに更に追い討ちをかけるような減らされ方では全くつらいことである。このような状況にあるため、総合図書館は勿論のこと各部局図書館でも、今まで継続購入している専門外国雑誌な

どをどんどん削らなければならない状態に立至っている。また、図書購入費を減らす一方でコンピュータ化を促進することに対する疑問の声もかなりあり、コンピュータ化や端末機を購入する予算があるなら図書費に回してもらいたいとの意見もある。

- 予算的には、図書購入費は設備費の中に組み込まれており、従って設備費がカットされると当然図書購入費にも連動してくる。この点、予算の仕組みにも問題がある。
- 図書購入費は年々15%ずつ減らされており、その減らされた額の15%減であるから累積減額が益々多くなっている。そうかと言って、図書購入費の減らされた分を大学の共通経費で臨時的に補ってもらえるかという、そうもできない現状である。
- システム化が動きだすと、これを動かす環境整備が大きい問題となるであろう。その場合、図書館側の問題だけでなく、利用者側に対する図書館側の対応の問題などいろいろな面で検討しなければならない諸問題が残っている。
- 国会図書館と大学図書館の関係であるが、国会図書館の基本的な考え方は、国会図書館自身が必要とする図書を収集、整備した成果を、自分の処だけに留めておくのは惜しいから頒布するという姿勢である。これに対し大学図書館側は、もう少し早く収集・整理ができないものかと希望している。
- 国会図書館は、すべての図書を購入するわけではなく出版社からの寄贈によるものが多いが、アメリカでは議会図書館に収めないと出版権が発生しない仕組みになっている。つまりアメリカ議会図書館は著作権を授ける権限をもっているということである。一方わが

国の場合は、図書を国会図書館へ収めなくても著作権は自然発生する仕組みになっているので、国会図書館に迅速性を求めてもそれ程期待はできないのではなからうか。

- 現実に国立大学図書館の目録カードがそれ程標準化されたものかという点、実に様々なカードの記入が行われている状態であり、まだシステム化されていないのが実情である。せっかく国立大学レベルでデータベースを作るからには、鮮明なものであり且つ皆に利用されるシステムにしてほしい。
- 目録を利用する場合、その料金はどうか。
- 使用料の試算の考え方は2通りあって、1つは公共的なサービス業務であるから基本的には安い方がよいという考え方であり、いま1つは公共的事業の健全な発展を期するためには、公平な価格を受益者から徴収すべきであるとの考え方であるが、そのいずれにするかは目下検討中である。ただ後者の受益者負担方式の場合、ややもすると人件費を失念して用紙代だけの原価計算になりがちであるが、この方式をとる場合には人件費を含んだ試算になると思う。なお、オリジナルなものを入れるという労働は、他館から利用される

だけで何の見返りもないのかという素朴な疑問を持っている向きもあるようである。

- 使用料は最初の1年間は徴収しない方向で検討しており、またシステムが安定し始めて参加した大学図書館については、3カ月位はテスト期間として徴収しない制度を検討している。
- 昭和60年3月の定年制度施行に伴う退職者の後補充については、原則として不補充ということが閣議決定されているが、特に規模の大きい大学図書館では定年退職者が多いので、全然不補充ということになれば図書館の機能が停止することになる。それで、この不補充措置に対し、大学図書館は学術情報システム整備の途上にあるので、特別に除外措置または特別措置を講じてもらいたい旨を、国立大学図書館協議会から文部省に要望しているが、その結果についてはまだ判っていない。

おおむね以上のような意見の交換があり、最後に、委員長から、学術情報システムの方はまだ固まっていないので、当分の間は本日のような形で適宜集まって意見の交換をしたい旨の発言があって、本日の会議を終了した。

(第12回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和59年11月14日(水) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井、山口、福田、小野、井出、天野、小林、
丸井、谷口、永田、松井、池田、添田各委員
(大学入試センター) 小坂所長、木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、開会の挨拶と、入試センターからオブザーバーとして出席された小坂所

長および木村管理部長の紹介があり、ついで前回議事要録を朗読確認したのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 共通第1次学力試験に関する各大学からの意見とその後の検討について

初めに、委員長より次のように述べられた。

去る6月総会における入試改善に関する申合せ（共通第1次学力試験についての改善検討に関し①試験教科・科目を削減することの是非、②いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非、③自大学が第2次募集を新設又は拡充する可能性、について各大学で検討を行うことが了解事項として承認された）に基づき調査を行った3つの検討事項についての各大学・学部の見解について、予て各地区当番大学長若しくは地区選出の本委員会委員にそれぞれの地区における各大学のおよその意見分布の取りまとめを依頼していたが、これが出揃ったので、午前中に小委員会を開催して全体の集約を行った。その結果取りまとめられたものが、お手許配付の「第74回総会（昭和59年6月）における入試改善に関する了解事項についての各大学・学部の意見の概要」である。

今回の調査結果について明日から開催される総会に報告する必要があるため、これをどのような形で行えばよいかについて後ほどご意見をいただくこととしたいが、私としてはおおよそ次のような形で報告をしたいと考えている。

今回の調査は、各大学・学部がこれまでの共通第1次学力試験実施の経験を踏まえ先きの総会で申し合わせた3点の検討事項についてそれぞれどのようなご意見を持たれているか大まかに把握することによって、今後の本委員会の入試改善の検討に役立てようという目的でご依頼したものであり、本委員会としてはこの調査結果を参考にしてさらに本格的なアンケートを実

施したいと考えている。

ところで、寄せられた各大学からの意見については、各大学・学部におけるおおよその感触を記述していただいたわけであるが、当然のことながら各大学・学部の意見は異なっており、意見併記のものもあって、この結果の詳細なまとめは困難であった。それで、今回は各了解事項について大筋のまとめを報告するにとどめ、少数意見についてはこれを省くこととした。しかし、これらの少数意見については今後本委員会で入試改善について検討をすすめてゆく上の参考としてゆきたいと考えている。なお、幾つかの大学から詳細に亘る意見を頂戴したことを感謝申し上げたい。

その了解事項についての各大学・学部の意見の概要については、次のとおりである。

(1) 共通第1次学力試験の試験教科・科目数を削減することの是非について

大多数の意見は、単一試験方式による5教科7科目と5教科5科目に二分され、その他コース試験方式による5教科6科目とする意見もあった。

(2) 共通第1次学力試験の教科・科目に関して、いわゆるア・ラ・カルト方式をとることの是非について

ア・ラ・カルト方式をとることへの積極的賛成は少なかった。

(3) 自大学が第2次募集を新設又は拡充する可能性について

現在、これを実施していない大学では、積極的意見は殆どなかった。

しかし、国立大学の受験の機会を複数化することへの配慮を望む意見があった。

以上が各大学・学部の意見の概要であるが、なおこれに若干補足的説明を加えることとした

い。

まず、(1)については、現行の5教科7科目を支持する意見は全般的に多くみられ、特に医学系、教員養成系では顕著にみられたが、その理由としては、①大学入学の基礎学力の有無を判定するのに必要である、②科目数を削減することは共通第1次試験導入の理念に反し、また高校教育を乱す虞れがある、などがあつた。また、科目数削減を支持する意見では、受験生の負担軽減の観点からこれはやむを得ないとしているが、その場合5教科5科目が削減の限度とみているようである。それから、教科・科目数の如何にかかわらず「現代社会」および「理科Ⅰ」については共通第1次学力試験にはなじみにくいので、これを試験科目から外すことが適当ではないか、という意見もかなりみられた。

(2)については、ア・ラ・カルト方式をとることへの積極的賛成は少なかったわけであるが、ア・ラ・カルト方式に反対する理由としては①受験生の志望変更を困難にしないか、②高校教育の正常な運営を妨げることにならないか、といった高校側への配慮が窺える意見のほか、③共通第1次学力試験の理念に反するというのもみられた。一方、少数ではあるがア・ラ・カルトを支持する意見もみられたが、それは現行の単一出題方式による共通第1次学力試験は画一性が強いので、ア・ラ・カルト方式により各大学・学部・学部の特性に応じた自主的な選抜試験ができるようにすべきであるというものである。

(3)については、受験機会を複数化することへの配慮を望む意見もあったので、これについては例えば定員留保による試験の複数化ということや、第2次試験の試験期日について一定の幅の中で各大学・学部が自主選択するといった方法などによる受験機会の拡大ということについ

ても、入試全体のスケジュールをみながら今後検討することも考えたい。

そのほかに、基本的なものとして、共通第1次学力試験の実施目的・理念について再検討が必要ではないかとする意見も少なからずみられ、また、共通入試を廃止すべき、とする意見もみられた。それから、共通第1次学力試験を資格試験的位置づけとしてはどうかとする意見、共通第1次学力試験の結果の利用法の弾力化を求める意見、共通第1次学力試験の評価採点を1点刻みとしないこと、といった意見が寄せられた。

総会における報告について概ね以上のような内容とすることとしたいと考えるが、これについてご意見を頂戴いたしたい。

以上のように述べられたのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 各大学・学部からの意見の中に、共通第1次学力試験の目的・理念について再検討すべきとの意見もみられるが、共通第1次学力試験の教科・科目数について議論するについても、共通第1次学力試験の目的が現行の「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」となっているのを、新たに「大学教育を受けるために必要な基礎学力をみる」という観点に立つとするとどうすべきか、ということではなければならないのではなかろうか。その上で例えば、出題上問題点があるといわれている「現代社会」および「理科Ⅰ」の取扱いについても検討すべきではなかろうか。
- 共通第1次学力試験が「大学で教育を受けるに必要な基礎学力をみる」ことを目的とすることにあるとしても、個々の大学からすればこれは「質の高い学生を選抜するための重

要な資料」ともなっていて、現実には両者は絡みあっている。仮に専ら選抜のためのそれというのであれば、もっと別の試験の方法ということも考えられようが、「大学教育に必要な基礎学力の有無をみる」ことにウエートをおくというのであれば、5教科5科目であるにしろ5教科7科目であるにしろ、統一試験ということが強く出されてしかるべきであり、ここのところのコンセンサスをどうやって求めるかがこれからの問題と思われる。

- 共通入試における成績の評価については、相当数の大学・学部で現在、共通第1次学力試験と第2次試験間に軽重をつけたり、あるいは教科間で配点を変えるなど、それぞれの特性に応じた方法が講じられているが、今回の調査で、共通入試における成績評価に関し「共通第1次学力試験を重視し、かつそれは総得点によることが原則」とした当初のガイドラインについて再検討を望むという意見もみられるので、このことについて一度検討しては如何であろうか。

- 共通入試制度の発足当時、確かにこれの定着を図りたいという考えから、共通第1次学力試験を重視したいとする姿勢があったが、この制度の本来の趣旨をより一層高めるために、共通第1次学力試験の成績の利用について、各学部・学科の特性に応じて教科ごとに配点に軽重をつけることも可能であるとして、この旨記した文書が第2常置委員長名で二度にわたって各大学宛通知されている（昭和53年6月「二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について」若槻委員長名、56年6月「共通第1次学力試験の成績の利用について」斎藤委員長名）。

- 「現代社会」と「理科Ⅰ」を試験科目から

外した方がよいという意見がかなりあったようであるが、これについて高等学校側では必修科目ということとの絡みでどのように考えられているのであろうか。

- 国公立大学関係者および高等学校関係者等で構成される大学入試研究会が大学入試センターに設置されているが、これに参加されているある高校長の意見では、「現代社会」という科目は多分に哲学、思想にかかわる内容が含まれていて共通第1次学力試験にはなじみにくいので、試験科目としない方がよいのではないか、またその方が各学校ごとに伸び伸びした教育ができてこの科目の学習の狙いが生かされることになるのではないか、ということであった。

- 高等学校において「現代社会」という科目は、必修科目となっているので止むなく実施しているというのが実情ではなからうか。しかし、一旦必修科目ということで試験科目としたものを軽々外してしまうというのは問題であり、これについては改めて新高等学校学習指導要領について根本から見直したうえで、これの取扱いを検討するということではなければならないであろう。

- 新高等学校学習指導要領に基づき実施される共通第1次学力試験については昭和60年度が初年度であり、必修科目である「現代社会」および「理科Ⅰ」をその出題科目から外すことがよいかどうかということについては今少し実施の経過をみてもみる必要があろう。

- 今回の調査が、本格的アンケートを前にした予備的意味のものであるとしても、たとえば各学部ごとの意見の傾向といったことなどが計量的に表せられないものであろうか。

- 今回は入試改善について大学全般としての

意見の趨勢をみることにあるので、あまり細部にわたる報告は必要ないのではなかろうか。

- 今回の調査結果を踏まえて更に、今後各大学・学部宛実施を予定するアンケートについては、総会に諮って了承を得たうえ速やかに小委員会を開催してこれのたたき台となる案を作りたいと考えるので、アンケート項目等についてご意見をいただきたい。
- 今回の調査の結果、共通第1次学力試験の試験教科・科目についての意見は、5教科7科目と5教科5科目、それに5教科6科目というように大きく分かれており、これが今後一つの案に絞られることは難しそうに思われる。これから考えると、共通第1次学力試験については、今後これの利用の仕方を自由化する方向にすすんでゆくことになるのではなかろうか。
- 共通第1次学力試験の成績の利用の自由化がすすんで、その結果国立大学が全体として多様化されるとすれば結構なことであるが、自由化といってもミニマムは押えておかねばならないであろう。
- 共通第1次学力試験について、その多様性と画一性のバランスということから考えると、試験科目については現行同様5教科7科目とすることとして、これの利用の仕方について各大学・学部でもっと自由に、たとえば、何科目まで認めるかは別として、いわゆる傾斜配点で百点満点の10点くらいまで採点評価を縮減するということで、試験科目の実質的削減も図れるようにする、というようなことも一つの妥協案としてあり得るのではなかろうか。
- 受験機会の複数化についての一つの案とし

て、第2次試験の会期を3回に分けて、全大学はローテーションによって3つのグループに分かれて会期別に試験を実施する一方、受験生はこのうち任意の2回の会期を受験できるようにする、という方法も考えられないか。

- その受験機会の複数化ということについては、旧二期制度と異なる選抜方法による2回入試制ということも考えられよう。それは、第2次試験について受験生はI期校、II期校のいずれも受験できるが、両方に合格した場合にはI期校の方の合格を取り消すことにする、というものである。
- ローテーションによる2回の受験方式であるにせよI期校・II期校の組合せ受験方式であるにせよ、やはり問題は入学辞退者が多くなる虞れが強いということであろう。
- 今回の試験教科・科目数についての大学の反応は、案に相違して5教科7科目を支持する意見が根強いという印象をもった。
- 了解事項については、共通1次試験の存続を前提としているために、意見も大方その上に立って書かれているのであって、この答えをもって共通第1次学力試験そのものは大学から支持されているということにはならないであろう。
- 共通第1次学力試験は廃止すべきである、という意見も各大学の中かなり根強いように思われる。
- 共通1次試験は止めた方がよいのであれば、それに代る案を提起するのではなければ、現実的とはいえない。
- 「共通第1次学力試験の目的・理念を再検討すべき」という意見については、共通入試制度の根本にかかわる重要な点であり、この

意見が少なからずあったので、今後実施するアンケートにおいては、このことも設問に加える必要があるのではなからうか。

- 今総会において「了解事項」についての各大学からの意見の概要を報告するほか、入試改善について本委員会の今後の検討スケジュールの見直しについても触れる必要があるだろう。

- それについては、総会でどのような意見となるか分からないが、総会で本委員会の報告が了承されたとすれば、来年春の総会で入試改善について中間的報告書を取りまとめるとして、そこから日程を逆算してゆくと、総会終了後11月末頃に一度小委員会を開いてアンケートの原案をつくり、12月に本委員会を開催してそれを基にアンケート案を取りまとめたい。来々2月一杯回収を目処に各大学・学部宛発送、というようなスケジュールが考えられる。

- 共通第1次学力試験の目的について「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」としている現行のままでよいということであるなら、それはそれで、いわゆる職業科高校出身者の大学入学への途ということなども考える必要がある。しかし共通第1次学力試験が「大学教育に必要な基礎学力をみる」ためのもの、ということではなければならないということであるなら、このことを社会に向けてははっきりいなければならないであろう。

- 現行の共通第1次学力試験には資格試験的要素と選抜試験的要素の二つの性格を有しているという基本的な矛盾があると思う。この共通第1次学力試験の性格ということについて、もっと議論されるべきではなからうか。

- 「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」ということと「大学教育に必要な基礎学力」ということとは、似ているようであっても、一方は、高等学校側に立った見方であり、もう一方は大学側から見た見方という違いがあるだろう。

- 共通第1次学力試験の目的を変える必要があるとしたら、当然共通第1次学力試験と第2次試験の関係は如何なるものかということが問題になる。これは単に方法論の違いに終るものではないはずである。

- 受験生の種々の能力について、マークシート方式による共通第1次学力試験では何が測り難いかその測りにくい面をカバーしようというのが第2次試験ということなのではなからうか。

- 共通入試制度が導入された背景の一つとして、当時大学入学者選抜に高校の調査書を重視すべきであるとする動向があった。調査書は受験生の高校における基礎学力を判定する一つの資料ではあるが、実際には高校間の格差の存在によってこれの十分な利用が困難であったため、この調査書の趣意を生かす意味をも含めて共通入試制度が生れたという経緯がある。この結果、共通第1次学力試験の目的について「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」という表記となったものである。しかし、昭和57年度より、ゆとりある教育と生徒の個性の伸長を図ることを狙いとして高等学校学習指導要領が改訂され、履修単位数も減った。これに伴って60年度以降の共通第1次学力試験では、必修科目に加えて選択科目も出題の対象ということになり、当時と状況が変化してきていることでもあるので、これに応じて共通第1次学力試験

の目的、性格ということが変わってくることもありうると思われる。

- 今度実施するアンケートの設問項目については、先の3点の了解事項を主に考えるのであろうか。
- そのアンケートの項目としては、共通1次試験の実施方法、出題解答方式、受験機会の複数化ということや、これに関連して幾つかの設問を加えるということが考えられる。
- 共通第1次学力試験の基本理念ということも設問に加えては如何であろう。
- アンケートの回答については学部単位に求めるのがよいと思われる。
- アンケートの回答のフォームに関してであるが、受験機会の複数化の問題などについては、各大学・学部の考え方を知らるために選択肢よりも記述式にした方がよいと思われる。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日は、共通第1次学力試験に関する各大学からの意見の取りまとめについて及び今後実施を予定するアンケートについて各委員より意見を頂戴した。明後日開催される総会に報告する共通第1次学力試験に関する各大学からの意見については、冒頭申しあげた線に沿って説明することにした。それから、入試改善についてのアンケートについては、本年末を目処に実施したい旨お諮りし、これの了承を得たうえ総会終了後、小委員会を開催してアンケートの原案をつくり、これをもとに本委員会を開催してアンケート案を取りまとめることとしたい。

最後に、小坂入試センター所長より、昭和60年度共通第1次学力試験の出願状況について(59.11.13現在)、配付資料をもとに説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回 小委員会12月1日(土) 10:00~13:00

次々回小委員会12月17日(月) 9:00~10:00

次回 本委員会12月17日(月) 10:00~12:00

(第13回) 入試改善特別委員会

日時 昭和59年12月17日(月) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井、山田、福田、小野、井出、小林、丸井、谷口、永田、松井、池田、添田、田中各委員

(大学入試センター)肥田野副所長、木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、開会の挨拶と、入試センターからオブザーバーとして出席された肥田野副所長および木村管理部長の紹介があり、ついで前回の議事要録を朗読確認したのち、議事に入った。

[議 事]

◎ 入試改善に関するアンケート案について

初めに委員長より次のように述べられた。過般開催された総会において国立大学宛入試改善に関するアンケートを実施することが了承されたので、その後12月1日(土)、同15日

(土)、それに本日本委員会に先立って小委員会を開催して、このアンケート案の取りまとめを行った結果、お手許配付のとおり、小委員会案がまとめられた。

本日はこれについてご審議をいただいたうえ成案を得たいと考えるので、よろしく願いたい。

ついで丸井小委員会委員長より、アンケート案の取りまとめについておおむね次のような説明があった。

大学入学者選抜方法の改善に関するアンケート案の作成について、去る秋の総会に報告した「入試改善に関する了解事項についての各大学・学部の意見」等を踏まえ、小委員会においてこの取りまとめ作業をすすめた結果、これについては次のような項目としてはどうかということになった。

I 共通第1次学力試験の実施目的・理念について

II 共通第1次学力試験の結果の利用の仕方について

III 国立大学入学者選抜の改善について

III-1 共通第1次学力試験の教科・科目について

III-2 受験の機会の複数化について

IV その他(共通第1次学力試験の廃止について)

また、アンケートの回答形式については、IIIの1の「共通第1次学力試験の教科・科目」については、問題が具体的で数値化が可能であると思われるので選択肢で、IIIの2の「受験の機会の複数化」については、二案を示してそれぞれについて意見を伺い、それ以外の設問につい

ては自由記述によることとしたい。

それから、このアンケートについて各大学・学部が検討する際の参考に供すべく、本協会等における大学入学者選抜方法の改善検討についての経緯、問題点等の要点を整理した資料をこれに付してはどうかということになった。

なお、過般開催の総会に報告した「第74回総会(昭和59年6月)における入試改善に関する了解事項についての各大学・学部の意見の概要」についても検討資料の一つとして合わせて送っては如何かと考えている。

おおむね以上のような説明について、参考資料「国立大学の入学者選抜について」について小林委員より、アンケートの各設問事項について丸井、松井各委員より、それぞれ配付資料を基に説明があったのち、これについて審議が行われた。

その結果、アンケート案および参考資料の双方についてそれぞれ修正意見が出され、これに基づいて修正を施すこととなったが、その取りまとめは委員長と小委員会に一任することとした。

また、アンケートの日程については、来年2月末日を回答締切日として年内にアンケートを各大学宛発送することとした。そして、3月中旬頃までに回答を集計整理したうえ取敢ず当面(昭和62年度から)実現可能と思われる問題について入試改善案を取りまとめ、これを臨時理事会を開いて諮って了承が得られれば、6月総会に提出するという段取りとすることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回小委員会12月25日(火)10:00~15:00

次回本委員会3月18日(月)10:00~13:00

(第14回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和59年12月27日(木) 10:00~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

藤井, 山田, 福田, 小野, 井出, 小林, 飯島,

丸井, 谷口, 永田, 松井, 池田, 添田, 田中各委員

(大学入試センター) 小坂所長

松田委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、直ちに議事に入った。

〔議 事〕

◎ 入試改善に関するアンケート案について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(12.17)において「国立大学入学者選抜方法の改善に関するアンケート調査」およびこれに付する参考資料(「国立大学の入学者選抜について」)について、これの原案をもとに審議を行った結果、双方それぞれ修正意見が出され、これに基づいて修正を施すこととなったが、その取りまとめは委員長と小委員会に一任ということになった。しかし当日は時間の関係もあって十分に論議が尽くせなかったということもあって、その後数人の委員より、もう一度委員会を開いてアンケート案および参考資料の中身について検討し直す必要があるのではなからうか、という問題提起があった。また会長からもこれに関するご意見を頂戴した。

それで、去る25日に開催した小委員会において、過日の修正意見に基づいて検討を行い修正案を取りまとめたので、これについて本日改めてご審議をお願いしたい。

ついで丸井小委員会委員長より、小委員会において取りまとめられた「アンケート案」および「参考資料」について、その主な修正点につ

いて説明があった。

以上の説明について種々意見交換が行われたが、その主な意見は次のようである。

○ 各大学における共通第1次学力試験の利用の仕方というのは、実態としては漸次“自由化”の方向にすすんでいるように思われる。それで、本委員会では入試改善について検討をすすめるについては、共通第1次学力試験の出題教科・科目や受験機会の複数化等の当面する課題の検討とともに、これと並行して共通第1次学力試験の目的・理念は如何にあるべきかという基本論についての論議も十分深めて、その基本的考えに立って改善策を検討してほしい。

○ 共通入試制度の改善ということについては今日、国立大学だけの問題にとどまらず社会的問題となってきたので、その責任を国大協は負っているという認識をもって本委員会はこれに取り組む必要があろう。そのような観点に立って、「参考資料」については、各大学が共通入試に関する問題点について理解しやすいような形に整理して、例えば、“負担過重”とか“輪切り”といったことについて、それぞれどのように問題とされているのか、それに対して本委員会としてどう考えているのか、といったかたちに項目を構成して、全体を簡潔にまとめるのがよいのではな

だろうか。

- 共通第1次学力試験の実施目的・理念について本委員会でも度々議論を行ったことがあるが、参考資料の中にその時出ていた意見の記述が見られない。これは重要な点であるので、ぜひ触れておいてほしい。
- 共通第1次学力試験は大学が利用するものであって大学を拘束するものではないという発想の転換をしたうえで、その基本的考えに基づいて技術的問題の改善を検討すべきであろう。
- それに関連して、アンケート項目の一つとして、「各大学の事情に応じて共通1次試験を課するかどうかを決めることができるように制度を改める」という設問を加えてはどうか。
- 共通第1次学力試験の試験教科・科目についてのアンケートの設問については、選択肢形式によるのではなく、本委員会として一本に絞った案を提示して、これについて各大学・学部の意見を求めるということでない、国大協の意見として容易にまとまらないのではないかという危惧がある。それで、これについて前回実施したアンケートの予備調査の結果を踏まえて考えてみた私案を用意してきたので、これについてご検討いただきたい。
- 大学入試に対する社会的関心が高まっている中で、国立大学が入試改善についてどのように考えているのかが世間によく理解されていないという現状は問題であり、国大協はこのような状況の解消に努める必要がある。たとえば、共通第1次学力試験が目的としているのは「高等学校における一般的かつ基礎的な学習の達成度の評価」ということにあるとされているが、その学習達成度というのは

同一年齢層のどの部分を基準としているのか、現行の出題・解答教科・科目を何故5教科7科目としているのか、また共通入試によって受験機会が1回に減ったことに対しどう考えてゆくのか、等々共通第1次学力試験の位置づけということを明らかにする必要があるだろう。

それから、本委員会の審議のすすめ方としては、共通第1次学力試験の基本問題と当面する問題とに分けて今後検討をすすめてゆくことになるだろうが、当面する問題であっても基本問題と密接に関係する面があるので、アンケートでは両方の問題を含めて尋ねておいて、基本問題の方についてはその回答を参考にしてオリエンテーションすることにしては如何であろうか。

- 本委員会でも入試改善について審議をすすめるについては、臨時教育審議会における審議との対応ということも考えてゆく必要があると思われるので、この問題を担当する同審議会第4部会の部会長をされている飯島委員より、同部会における今後の審議の見通し等についてお伺いしたい。
- 臨時教育審議会第4部会では、高等教育の問題を所管しており、入試の問題、国際化の問題、科学技術の問題等を検討することになるとと思われる。とりわけ共通第1次学力試験を中心にして入試のあり方ということが社会の関心を惹いている折でもあり、これが急を要する問題と思われるが、この入試問題の改善ということについては、高校と大学の接続をどう繋ぐかという観点から検討してゆく考えである。

本部会における今後の審議のプログラムについては、明日開催される部会で決まる予定

であるが、目下おおよそ次のようにしたいと考えている。来年1月中は週1回のペースで、2月、3月は週2回のペースに上げて会議を開催し、この間入試に関して造詣の深い専門家、学識経験者、さらにマスコミ関係、リクルート方面からも意見を聴取し、そのうえで国大協、大学基準協会、私立大学関係団体、高等学校長協会等からの意見を伺いたいと考えている。このようにヒアリング、勉強会をもちながら、できれば3月末頃に集中審議を行ったうえ入試改善についての基本方針案を固めたい考えである。

第4部会で入試改善について検討するにあたっては、国立大学の視野を越えた問題を扱うということも考えられるが、各大学の自主的な入学者選抜のための機能をプロモートするにはどうすればよいかということに視点を置いて検討をすすめてゆくべきではないかと考えている。そして、その具体的検討事項としては、たとえば現行共通入試制度の下で国立大学への受験機会が1回に限られていることに對し一般的に不満が強いといわれているが、これについて共通第1次学力試験は無くした方がよいとするのか、それとも欧米諸国と同様に高校教育の多様化に対応して大学入学者の学力についてあるスタンダード・チェックをする必要があるというのかどうか、そしてスタンダード・チェックが必要であるということであるなら、共通第1次学力試験について国立大学の入学試験の一部として維持するのか、それともこれを私立大学を含めて各大学が自由に利用できるようなシステムに変えてゆくことがよいのか、ということが問題となろう。それから、共通第1次学力試験の利用ということについて、各大学の自由度

を高めて受験のチャンスをふやす必要はないのかどうか、ということも問題であろう。以上のような点の検討ということが第4部会の当面考えられる方向ではないかと思料している。

以上で午前中の協議を終り、小憩ののち会議を再開し、初めに委員長より次のように述べられた。

アンケート案および参考資料の取りまとめ方について午前中種々ご意見を伺ったが、午前中いただいたご意見で、共通第1次学力試験の目的・理念等共通入試の基本問題に関して詰めを行う必要があると思われる。それで、アンケートの日程について当初、年内に発送し来年2月末に回答締切りの予定を考えていたが、これをずらして発送を来年2月末、回答締切りを4月末ということにし、その間に小委員会において基本問題の検討を含めアンケート案の取りまとめを行うこととしては如何かと考える。ついては、小野委員と添田委員のお二人に今回小委員会に加わっていただきたいと考えるので、よろしくご了承いただきたい。

ついで配付のアンケート案「国立大学入学者選抜方法改善に関するアンケート調査」についての審議に入り、丸井小委員長および松井委員より「共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目について」および「受験機会の複数化について」の質問項目について配付資料をもとに説明があったのち、これについて意見交換が行われた。

その結果、当面の具体的問題である「共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目」の設問については、委員会として一本に絞った案を提示して賛否を問うこととし、また「受験機会

の複数化」の設問については、二つの案の一つに括ってそれに対する意見を問うこととした。そして、以上の結論を踏まえて今後小委員会においてアンケート案およびこれに添付する参考資料の取りまとめを行い、それを次回の本委員会で検討したうえ2月下旬開催予定の理事会に

諮って了承を得たのち、各大学宛これを送付することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回拡大小委員会 1月12日(土) 10:00~

次回 本委員会 1月19日(土) 10:00~

特別会計制度協議会

日時 昭和59年11月10日(土) 10:30~12:00

場所 文部省3A会議室

出席者 (文部省側) 佐野事務次官、宮地高等教育局長、大崎学術国際局長、西崎官房長、石井官房審議官、植木官房審議官、佐藤文教施設部長、坂元官房会計課長、横瀬官房人事課長、佐藤大学課長、佐藤医学教育課長、篠塚文教施設部計画課長
(国大協側) 平野、松田、有江、諸星、飯島各委員
宮野、前田、築坂、石塚各専門委員

平野議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のように挨拶があった。

本日は文部省から「昭和60年度の概算要求事項」について協議会開催の申し越しがあったので、お集まりいただいた。

なお、このたびの文部省の機構改革に伴い、本協議会の文部省側構成員について提案が出されているので、これについてご説明願いたい。

これについて宮地高等教育局長より、文部省側構成委員の異動について次のように説明があった。

今回の機構改革によって、従来の大学局が私学部を含めた高等教育局と改められた。また、従前の管理局が新組織に改編され廃止となった。この管理局の廃止に伴い、従来本協議会の構成メンバーであった管理局長に代って新設の官房文教施設部の佐藤部長をメンバーに加えることにしたいのでご了承いただきたい。

それから、従来は専門委員として高等教育計画課長、大学課長、研究機関課長、会計課副長

等が委嘱されていたが、今後はそのような専門委員は置かずに、関係局の担当審議官、官房人事課長、関係課長がその時々話題に応じて随時出席するというかたちに改めたいので、よろしくご了承願いたい。

以上の説明ののち、今回の人事異動による関係者の紹介があった。

ついで議長より、人事異動による国大協側専門委員の交代について説明があり、了承を求められた。

以上の委員の交代等の提案をそれぞれ承認したのち、佐野事務次官より次のように挨拶があり、協議に入った。

本日は、昭和60年度概算要求事項についてご説明申し上げるのでよろしくご協議をお願いしたい。

〔協議〕

◎ 昭和60年度概算要求事項について

初めに宮地高等教育局長より定員問題につい

て概略説明があったのち、配付資料「昭和60年度概算要求の概要」（高等教育局）および「昭和60年度国立大学入学定員増加予定表」を基にその要点について説明があり、ついで大崎学術国際局長より配付資料「昭和60年度概算要求重点事項」（学術国際局）および附属資料を基に、その要点について説明があった。

次に国立文教施設整備に関して、佐藤文教施設部長より配付資料「昭和60年度概算要求」（文教施設部）を基にその概要について説明があった。

ついで坂元会計課長より配付資料「昭和60年度概算要求額等総表」「昭和60年度特別会計要求額総表」を基に、来年度概算要求の概要とその概括見通しについて説明があり、次に横瀬人事課長より定年制の施行に伴う定年退職者の不

補充問題の現状について説明があった。

以上の説明があったのち、これに関して主として次の事項について質疑応答および意見交換が行われた。

- 一般会計よりの特別会計への受入れについて
- 定年制施行による退職者の後補充について
- 人事院勧告について
- 国立大学教官等の待遇改善について
- 臨時増募に対する教官増員について
- 奨学寄附金等の外部研究資金に係る事務処理要員について
- 授業料問題について
- 外国人学生の日本語教育について

おおむね以上のような事項について協議が行われ、本日の議事を終了した。

第75回総会国立大学協会事業報告

(注) 第74回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (57回)

(1) 第74回総会

59. 6. 19 (火) 第1日

6. 20 (水) 第2日

(2) 事務連絡会議

59. 6. 21 (木) 幹事会

6. 22 (金) 第41回事務連絡会議

(3) 理 事 会

59. 10. 18 (水)

(4) 常置委員会 (22回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 第2臨調における「国立大学の学部等の再編整理」の指摘を契機として、国大協の自主的立場から「国立大学のあり方」について検討することになり、昨年1月、第1常置委員会の下に「大学のあり方の検討小委員会」が設置され(4月よりメンバーを拡充)、その後今日まで20回(今期は4回)の審議が重ねられ、主として大学における教育と研究のあり方の問題を中心として、①各学部の特徴、②教養課程のあり方、③大学院のあり方、④大学評価の問題等の諸問題について具体的検討を行い、来年6月を目途に報告の取りまとめを進めている(この間、教養課程の問題について「教養課程に関する特別委員会」との合同会議を開催した)。

以上の小委員会での検討状況に対応して親委員会を適宜開催し、小委員会の審議経過を聴取してその内容について討議するとともに、今後の進め方について協議を行った。

また、第6常置委員会からの要請に基づき、「国立大学の授業料のあり方」について検討を行い、その基本的見解を取りまとめて同委員会に回答した。

(委員会開催状況)

59. 6. 20 (水) 常置委員会

7. 27 (金) 大学のあり方の検討小委員会

8. 20 (月) 大学のあり方の検討小委員会

9. 11 (火) 教養課程に関する特別委員会小委員会と検討小委員会との合同会議

- 9. 11 (火) 常置委員会
- 9. 28 (金) 大学のあり方の検討小委員会
- 10. 25 (木) 大学のあり方の検討小委員会
- 11. 1 (木) 常置委員会

2) 第2常置委員会(学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 昨年1月より, 共通入試の実施上の改善方策について審議を始め, 「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の削減」「推薦入学の枠の拡大」「第2次募集の拡大」「第2次試験の受験機会の複数化」等の問題を取り上げて検討を進めてきたが, 昨年6月に入試改善特別委員会(大学入試のあり方について抜本的検討を行うために設置)が設置されたため, そこでの審議の進行に対応しつつ検討を進めることとした。

ただ, この中の「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」の問題は, 当面の急を要する問題であるため本委員会で処理することとし, 昭和60年度の決定に引き続き61年度の方針について審議を行い, その原案を取りまとめた。

また, 昨年6月, 各大学に意見照会した「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について, 各大学の意見ならびに理事会の意見を基に成案のまとめを行っている。

(委員会開催状況)

- 59. 6. 20 (水) 常置委員会
- 10. 18 (木) 常置委員会

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) 近來問題化してきた“大学生の無気力化”への対応として「学生の生活指導・相談」の問題を取り上げて検討を進めてきたが, その論議の過程で, この問題を「学生の健康管理」の視点から検討していく方針となった。そして, この問題に対処していくためには保健管理センターの組織・機能との関わりが深いことから, これの大学内における位置づけやこれの運営のあり方, 組織・施設の充実等の問題を重点に検討を進めていくことになった。

一方, 大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題(いわゆる「就職協定」の問題)に関し, この協定の維持・遵守の徹底を図るため, 就職問題懇談会(国公私立大学・高専11団体で構成)と連携を取りつつ検討を行った。

(委員会開催状況)

- 59. 6. 20 (水) 常置委員会
- 9. 20 (木) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 本委員会は、当面の検討課題として「国立大学教官の待遇改善」「助手の処遇改善」「研究技術専門官制度の新設——技術系職員の待遇改善」「国立大学事務職員の待遇改善」「国立大学教官の研究専念休暇制度の新設」等の諸問題を取り上げて検討を続けており、本年6月には「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を総会に提案のうえ関係方面にこれを提出した。なお、人事院勧告の問題については、その後の情勢に鑑み、再度関係方面に要望することにした(10月23日提出)。

そのほか、国立大学教官とくに助手の処遇改善について検討し、その対応策の詰めを行うとともに、技術系職員の待遇改善を図るための「研究技術専門官制度の新設」の促進について文部省側と協議を重ねた。

また、従来からの懸案であった「国立大学教官の研究専念休暇制度の新設」の促進を図るべく、これに対する各大学の意見を徴する調査を計画している。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|----------|
| 59. 6. 20 (水) | 常置委員会 |
| 7. 31 (火) | 給与問題小委員会 |
| 9. 28 (金) | 給与問題小委員会 |
| 10. 12 (金) | 常置委員会 |
| 11. 1 (木) | 給与問題小委員会 |

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 国際交流の活発化に伴い、国内外大学間の交流促進を担当する本委員会の関係する事項も多岐となってきたが、当面の重要課題として、先に「21世紀への留学生政策懇談会」(総理大臣の私的諮問機関)が提言した“留学生受入れ規模の拡大”に関わる問題を取り上げることとし、このため新たに「留学生問題検討小委員会」を設置し(58年10月)、まず留学生に関する既存資料の分析検討から着手し、問題点の整理を進めている。

また、例年実施している外国学長の招致事業について、本年度はイギリスから5名の学長等を12月中旬に招待する計画で、目下その具体的準備を進めている。

なお、これとは別に、アメリカ州立大学協会から日米の学長交換交流について申し入れがあったので、これの取扱いについて検討している。

そのほか、文部省より、先頃まとめられた「21世紀への留学生政策」(59年7月、学術国際局留学生課)の概要について説明をきくとともに、昭和60年度国際交流関係予算概算要求の内容について説明をきき、協議を行った。

(委員会開催状況)

- | | |
|---------------|-------|
| 59. 6. 20 (水) | 常置委員会 |
| 9. 28 (金) | 常置委員会 |

11. 5 (月) 常置委員会

6) 第6常置委員会(大学財政、学費問題)

(主要審議事項) 本委員会は、昨年6月の委員会改組(大学財政問題・学費問題を専ら担当)に当たり、当面の検討課題として「特別会計制度のあり方」「国立大学授業料の問題」「文科系学部の研究費の増額」「若手研究者の活性化」「定員削減の対応」等の諸問題を取り上げることとしたが、差しあたって、値上げが続いている国立大学の授業料の問題に取り組むこととし、本年1月18日にこれに関する要望書を関係方面に提出するとともに、引続き国立大学授業料のあり方についての基本的見解の取りまとめを行うこととし、来年春頃を目途にその作業を進めることとした。

一方、臨時行政調査会の最終答申に基づく政府の行政改革措置のうち、「技能・労務職員等の採用抑制措置」に対してこれらの緩和を求める要望書を提出(3月13日)するとともに、「定年制度の施行による退職者の不補充措置」に関して格別の配慮を求める要請を再三に亘り行った(5月10日及び10月23日に関係機関に陳情、6月26日には要望書を提出)。

また、「特別会計制度のあり方」の問題に関し、その後の推移に鑑み、本制度発足当時の経緯に溯って吟味し、この制度の活用の方途について検討することとしている。

そのほか、昭和60年度概算要求事項について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

59. 6. 20 (水) 常置委員会

10. 11 (木) 常置委員会

(5) 特別委員会 (23回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申(55. 1)を受けて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、同センターの実働化に伴う大学図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立する作業を進めている。

(委員会開催状況)

59. 11. 14 (水) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 第2臨調の第2部会の指摘事項の中の「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連し、いわゆる“医師過剰”の問題をも含めて国立大学医学部の定員および医学教育のあり方について検討を続け、医学教育の改善策についての意見の取りまとめを進めている。

(委員会開催状況)

59. 7. 29 (日) 小委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 本年1月、関係大学(本特別委員会委員が所属する13大学)に依頼して実施した当該大学卒業生(昭和38年3月卒及び53年3月卒の2グループを選び、各学部5名宛総数660名)に対するアンケート調査の結果を取りまとめるとともに、この結果をも参考にして教養課程教育の問題点について更に検討を行い、教養課程のあり方について一定の方向づけを行うべく作業を進めている。

一方、“大学のあり方”について検討を進めている第1常置委員会の「大学のあり方の検討小委員会」においても教養課程の問題が検討課題として取り上げられていることから、両者の相互理解を図るため合同会議を開催し意見交換を行った。

(委員会開催状況)

59. 8. 27(月) 小委員会

9. 11(火) 「大学のあり方の検討小委員会」との合同会議

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昭和56年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題」の報告書が本年6月の総会で了承され、その作業が一段落したので、今後の検討課題について協議し、次の2つの問題を取り上げることにした。

- ① 教員資質向上のための大学の自主的改善(教職課程教育、教育実習等)の事例を調査し各大学の参考に供する。
- ② 今後の人口動態に応じた教員の計画養成、課程制の見直し、教員以外の他分野の開拓等の問題をも含め、教育学部の性格に即した今後の対応策について検討する。

(委員会開催状況)

59. 9. 26(水) 小委員会

9. 26(水) 特別委員会

10. 23(火) 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 一昨年11月に「大学院問題特別委員会」として発足以来、大学院博士課程の整備拡充を図るための検討を行い、農水産系連合大学院、総合大学院などの新構想を含め、後継者養成とともに社会的需要ならびに国際的要請に弾力的かつ柔軟に対処するための具体的構想について検討を進めている。

また、いわゆる“旧制大学院”の独自の問題について別個に検討するため、昨年12月に小委員会を設置し、以来10回に亘りこれの改善方策について討議し、近くその結果がまとめられることになっている。

(委員会開催状況)

59. 7. 31 (火)	小委員会 (旧設大学院)
8. 14 (火)	小委員会
9. 11 (火)	小委員会 (旧設大学院)
10. 12 (金)	特別委員会
10. 12 (金)	小委員会 (旧設大学院)
11. 5 (月)	小委員会 (旧設大学院)
11. 14 (水)	特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 大学入試の問題については、第2常置委員会が当面する現実的な諸問題について審議を行っているが、最近共通入試についての世間の批判が高まってきたので、これへの対応のため、“現行の国立大学の入試制度を根本より再検討して問題の所在を明らかにするとともに、適切な入試のあり方について検討すること”を目的として、昨年6月、本委員会が設置されることになった。

この方針の下に本委員会は、第2常置委員会との連携を保ちつつ審議を進め、これまでに12回(そのほか小委員会を11回)会議を開催して問題の究明を行っているが、本年春の総会において、本委員会が目下検討中の「大学入試の改善案」の取りまとめを進める上の措置として、その主要問題について各国立大学で検討の上その見解を本委員会に寄せられることが「了解事項」として了承されたので、その検討に資するための参考資料を作成し、これを添付して検討方を依頼した。

この各大学の検討結果の概要が各地区毎に取りまとめられて10月下旬に提出されたので、その結果を検討のうえ、今総会(11月総会)後、より具体的なアンケート調査を実施し、それを基に入試改善についての意見の取りまとめを行い、来年6月総会にこれを報告する予定としている。

(委員会開催状況)

59. 7. 5 (木)	小委員会
7. 14 (土)	小委員会
7. 18 (水)	特別委員会
8. 13 (月)	小委員会
8. 24 (金)	小委員会
8. 24 (金)	特別委員会
11. 1 (木)	小委員会
11. 14 (水)	小委員会
11. 14 (水)	特別委員会

(6) 特別会計制度協議会（1回）

（主要審議事項） 文部省と国大協との間で国立大学の予算問題について協議するために設けられた本協議会を、11月10日に開催し、昭和60年度概算要求事項について文部省側より説明をきき、その他当面する諸問題を含め意見交換を行った。

（協議会開催状況）

59. 11. 10（土） 協議会

(7) その他の諸会合（6回）

59. 7. 11（水） 日教組大学部との会見

8. 29（水） 就職協定遵守委員会

9. 27（木） 高校長協会との懇談（入試問題）

10. 13（土） ”

10. 30（火） アメリカ州立大学協会関係者との懇談

11. 14（水） 就職問題懇談会

2. 要望書その他の諸活動（7件）

● 国対外的諸活動

59. 6. 26 本年6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院勧告の取扱いに関する要望書」および「定年制度導入に伴う定員管理上の措置についての要望書」をそれぞれ関係方面に提出した。

59. 6. 28 上記の要望書のうち「教官等の待遇改善」および「人事院勧告」に関する要望書について、沢田副会長と天野第4常置委員会委員（東京水産大学長）の両学長が人事院を訪れ、内海総裁および加藤人事官に面会し、重ねて配慮方を要望した。

59. 10. 23 上記要望書のうち「人事院勧告」および「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」に関する要望書について、その後の情勢に鑑み再度要望を行うこととし、沢田副会長、諸星第4常置委員会委員長、種瀬第6常置委員会委員（一橋大学長）の3学長が文部省、大蔵省、総務庁を訪れ、それぞれ関係官に面会し、重ねて配慮方を要望した。

● 各国立大学への意見照会等

59. 8. 31 去る6月総会の際、入試改善に関する主要問題について各国立大学で検討のうえ、その見解を入試改善特別委員会に提出することが了承されたので、「大学入学選抜方法の改善検討に関する資料」を添え、委員長より各国立大学長に検討方を依頼した。

● 資料・連絡強化等

59. 6. 29 去る6月総会において決議された3つの要望書を6月26日に関係方面に提出したこ

とに関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

59. 10. 19 人事院勧告の問題に関し、その後の情勢に鑑み、近日中に関係方面に再度要請を行うことになった旨、事務局長名をもって各国立大学長あて通知した。

59. 10. 26 去る6月26日に「人事院勧告の完全実施」および「定年制度導入に伴う退職者の後補充の抑制措置の緩和」に関して関係方面に要望したが、その後の情勢に鑑み、10月23日に重ねて要望を行ったことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

3. 要望書の受理

前総会以後に当協会あて提出された要望書等は下記のとおりである。

受 付 日	提 出 団 体 等	要 望 事 項	関係委員会
59. 6. 11	和歌山大学長	人事院勧告の完全実施	第4常置
6. 15	日教組大学部	国大協総会への要望	会長・全 会員
6. 21	全国大学院生協議会	奨学金・授業料・基準経費・OD 問題等	第3・第 6常置・ 大学院問 題特別委
6. 25	国立15大学理学科長会議	公開臨海実習に対する予算措置	第6常置
7. 7	国立7大学理学科長会議	博士課程の設置等9項目	第1・第 6常置・ 大学院問 題特別委
7. 11	国立大学院大学農学関係学科長協議会	専任講師の定数増（助手振替）	第1・第 4常置・ 大学院問 題特別委
7. 28	全国国立大学教養（学）部長会議	授業料値上げについて	第6常置
7. 28	"	一般教育改善の諸問題	第1・第 5・第6 常置・教 養課程特 別委
7. 30	宮崎大学教育学部教授会	教員免許法改正案に関する声明	教員養成 特別委
8. 1	第34回国立大学工学部長会議・総会	予算の増額・博士課程の設置促進 ・待遇改善	第1・第 6常置
8. 13	国立大学一般教育担当部局協議会	一般教育等に関する要望	教養課程 特別委
8. 15	国立農水産関係大学学科長協議会	教官等の待遇改善・実験用家畜飼 育費の増額等	第4・第 6常置
10. 29	第32回中国・四国地区大学一般教育研究会会 長	一般教育の改善について	第1・第 6常置・ 教養課程 特別委

4. 刊 行 物

59. 8 会報第105号

59. 11 会報第106号

諸 会 合

昭和58年10月～12月

- 10月11日（木） 13：30 第6常置委員会
- 10月12日（金） 10：30 大学院問題特別委員会
13：00 大学院問題特別委員会小委員会
13：30 第4常置委員会
- 10月18日（木） 10：00 第2常委員会
13：00 理事会
- 10月23日（火） 10：30 教員養成制度特別委員会小委員会
- 10月25日（木） 10：00 大学のあり方の検討小委員会
- 11月1日（木） 10：00 入試改善特別委員会小委員会
10：30 第4常置委員会小委員会
14：00 第1常置委員会
- 11月5日（月） 13：00 大学院問題特別委員会小委員会
13：30 第5常置委員会
- 11月10日（土） 10：30 特別会計制度協議会
- 11月14日（水） 10：00 入試改善特別委員会小委員会
14：00 入試改善特別委員会
13：30 図書館特別委員会
15：00 大学院問題特別委員会
- 11月15日（木） 10：00 第75回総会（第1日目）
18：30 幹事会
- 11月16日（金） 10：00 第75回総会（第2日目）
12：00 第4常置委員会
13：30 第42回事務連絡会議
- 11月28日（水） 10：00 大学のあり方の検討小委員会
- 11月29日（木） 10：00 教員養成制度特別委員会小委員会
- 12月1日（土） 10：00 入試改善特別委員会小委員会

- 12月5日(水) 11:30 給与問題小委員会
- 12月10日(月) 10:00 第1常置委員会
13:00 大学院問題特別委員会小委員会
13:30 大学のあり方の検討小委員会
- 12月11日(火) 13:30 第3常置委員会
13:30 入試問題についての懇談会
- 12月15日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 12月17日(月) 9:00 入試改善特別委員会小委員会
10:00 入試改善特別委員会
14:00 医学教育に関する特別委員会
- 12月21日(金) 10:00 教養課程に関する特別委員会小委員会
13:00 教養課程に関する特別委員会
16:00 イギリス国学長との懇談会
- 12月25日(火) 13:00 入試改善特別委員会小委員会
- 12月27日(木) 10:00 入試改善特別委員会

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

	(前 任)	(新 任)
神 戸 大 学	亮天 義久	新野幸次郎

○ 委員長の交代

医学教育に関する 特 別 委 員 会	猪 初男 (新潟大学長)	吉利 和 (浜松医科大学長)
-----------------------	--------------	----------------

○ 委員の交代

	(前 任)	(新 任)
教員養成制度 特 別 委 員 会	岩下新太郎 (東北大学教授)	小松 教之 (宮城教育大学教授)
図書館特別委員会	大川 政三 (一橋大学教授)	川井 健 (一橋大学教授)
医学教育に関する 特 別 委 員 会	福見 秀雄 (長崎大学長)	石神 兼文 (鹿児島大学長)

○ 専門委員の委嘱

教養課程に関する 特 別 委 員 会	江理 正夫 (東大工学部教授)
〃	坂井 昭宏 (千葉大教養部助教授)

○ 幹事の交代

	(前 任)	(新 任)
篠澤 公平 (東京大学事務局長)		宮野 禮一 (東京大学事務局長)
中西 貞夫 (筑波大学事務局長)		大門 隆 (筑波大学事務局長)

寄贈図書

日本学術会議関係法規集 69年9月 (日本学術会議)

岐阜大学教養部二十年史 (岐阜大学教養部)

学士会会報 1984-IV No-765 (学士会)

第7回中国・四国地区国立大学間合宿共同授業報告書 (愛媛大学教養部)

いま、あなたの職場は<アンケートにみる> 1984年7月 (東京大学職員組合)

公立大学実態調査表 (附属図書館編) 昭和59年度 (公立大学協会)

学生健康保険組合実態報告書 第27号 昭和58年度 (山梨大学学生健康保険組合)

教育工学研究所研究報告 第12号 (東海大学教育工学研究所)

大学と学生 放送大学 第224号（文部省高等教育局学生課）

大学時報 Vol. 33 '84 11 本と紙（日本私立大学連盟）

大学における教育と研究の接点を求めて 一第12回（1983年度）『研究員集会』の記録—大学研究ノート第59号（広島大学大学教育センター）

国際交流基金 年報 昭59年度版（国際交流基金）

放送大学学園規程集（放送大学学園）

私大777の未来 サバイバル時代に向けて（国庫助成に関する全国私立大学教授会連合）

会報 第53号 59年11月号（大学基準協会）

大学と学生 特集：高等専門学校 第225号（高等教育局学生課）

衆議院文教委員会審議要録（衆議院文教委員会調査室）

開拓者 創刊号 1984冬（早稲田YMCA）

広場と水辺の復権 これからの都市空間（日本放送出版協会）

内外大学関係情報資料 7（大学基準協会）

'84大学入試フォーラム No. 4（大学入試センター）

クレセント（関西学院大学）

一般教育学会誌 第6巻 第2号 第10号（一般教育学会）

長岡技術科学大学 研究報告第6号（長岡技科大学）

第9回九州地区国立大学合宿共同授業報告書 一九重分校・島原分校— 1985年（九州大学教養部・佐賀大学教養部）

将来の医師需給に関する検討委員会中間意見 昭59年11月（文部省医学教育課）

将来の歯科医師需給に関する検討委員会中間意見 昭59年12月（ " " ）

大学セミナー・ハウス年報 昭和58年度版（大学セミナー・ハウス）

学士会会報 1985—1 Nb-776（学士会）

大学時報 特集 専門教育と一般教育（日本私立大学連盟）

Education in Korea Korean Council for University Education (Ministry of Education Republic of Korea)

臨時教育審議会審議経過の概要（その1）（臨時教育審議会）

研究紀要 第17号（聖徳学園短期大学）

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会 （会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * 厳寒も峠を越し寒暖こもごも訪れる中に春も近づき、間もなく新学期を迎えようとしております。
- * 臨時教育審議会の発足以来、教育改革問題への社会的関心が俄に高まり、当協会としてもこれへの対応に何かと多忙な此頃です。
- * 本号は、前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。
- * 今回の「巻頭言」には金子金沢大学長の“教育、啓育そして創造の世界へ”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿下さった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。 (R)

草萌やおりたつ鴉はずみけり

竜 石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和60年2月26日 印刷 (非売品)
昭和60年2月28日 発行

会 報 第 107 号

(第35巻第1号 通巻第107号)

編集兼
発行者

石 塚 龍 之 進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂